

研究紀要

第 17・18 号

(目 次)

論 文

- 伝承歌謡論 — 一つの「遊びうた」を追って(上) — …… 木 村 重 利 … 1
- 梁律編纂の背景 — 南斉永明律の検討を含めて — …… 兼 田 信一郎 … 19
- 戦国大名北条氏の検地に関する覚書 …………… 則 竹 雄 一 … 33
- 歌声の近代 — 『痴人の愛』・書かれなかった〈音楽〉 — … 日 高 佳 紀 … 57
- 『蜻蛉日記』上巻における「けり」 …………… 中 村 勝 … 69
- 体格・体力に関する12～15歳の縦断的一考察 …………… 音 海 紀一郎 … (1)
-

1999

獨協中学校・高等学校

伝承歌謡論

——一つの「遊びうた」を追って(上)

国語科 木村 重利

はじめに

まず断っておかなければならないのは、本稿でいう「うた」とは「歌謡」の意であり、もう少し言うなら、「詠む歌」である和歌に對して「謡う歌」のことである。あえて平仮名表記するのはその限定というか区別のつもりである。

もう一つ断っておきたいのは、時代的限定についてである。「うた」の歴史は一般的に考えて「詠む歌」に先行して起こっていると考えられるから、その対象は古代から現代に及んで、その種類(種相)も数(それぞれの歌における文句・歌詞)もおびただしいわけであるが、ここで具体的な対象として基本に据えるのは、その伝承の足跡が現代にまで続いているもの、端的に言えば今日まで伝承されてきた「民謡」とか「童謡」と言われているものに限っていることである。ただし、伝承の足跡が「現代にまで続いている」とは言っても、多くその場が失われてしまった今日にあっては、口承はごく限られたものになっている(記憶の上でも)こともあって、多くは書

承(地誌・民俗誌、民謡や童謡の調査報告書など)に頼らざるを得なかったことも断っておきたい。

さて、ここに一つの「うた」が存在している(伝承されている)とする。その場合、それが伝承歌謡である以上、ただ一つだけの孤立した存在として「謡われてきた」ものとは考えられない。とすれば、できる限りその伝承例を蒐集していくということが研究への第一の作業となる。次には、それらの詞曲両面からの細かい比較検討を通して伝播・流動の相を追う中で、その歌の本質を追求することである。その具体的な操作としては、

A 「うた」自体(旋律・詞章)の比較検討

B 「うたの状況」の比較検討

の二つに分けられる。前者は当然、「旋律」と「詞章」ということになるわけであるが、音楽面については門外漢である筆者にとつては、詞章面(歌詞)に重点を置かざるを得ない。後者の「うたの状況」とは、「うた」が伝承されてきた基盤・背景のことである。伝承地とそこでの人の暮らしの中で、その「うた」の存在理由(意義)を明確に押さえることである。端的に言えば、「うたのトキ」と「うたのバ」を問題にし、「うた」を生きたものとして捉えることである。「なぜ謡うのか」「どうして謡わなければならないのか」「どんな風にして謡っているのか」といった問いに答えるための、いわば「生きているうた」の復元を目指す作業であり、その中で具体的な事例ごとの比較検討なのである。

そうした二面からの比較検討の中で、その「うた」はどのような

広がり(時間的にも空間的にも)を持ち、またその中でどう継承されてきたのか、そしてその継承の上にどのような力が働いて、どう変化してきたのかといったことをさぐるのである。口頭による継承が基本である伝承歌謡個々について、そうした手続きというか手間を加えていく中で、「うた」の本質(「うた」の成立・存在基盤や機能、その成長から発達、変化・流動の道筋など)が幾分かでも見えてくるのではないかと思うのである。

「うた」を単に旋律・詞章としてのみ捉える音楽的研究・文芸的研究を越えて、常に「うた」を包摂して営まれていた「人の生活・暮らし」との関わりで捉えていくという姿勢を根本に据えるということである。

「うた」という存在、「謡う」という行為は、人が生きていく上で何であつたのかということを探めていくことが歌謡研究の最終的な目的なのだと思う。

個々の「うた」に対して、その本姿・本質を究め、その源流をつきとめ、伝播・流動の相を明らかにすることもとより歌謡研究の課題であり、それ自体重要に違いない。とはいえ、たとえば一つの「うた」に限ってさえ、その本姿・本質を見究め、源流をつきとめ、その伝播・流動の種相を解明することは容易でない。それが主に口頭による伝承であるが故に、その伝承例を隈無く探索することがまず不可能だからである。伝承地と伝承者のすべてを何かの操作一つで遺漏なく抽出できる方法などあるはずがなく、その確認は偶然的な出会いによる資料と実地調査によってなされるという性格の

ものであるから、一つの「うた」をめぐるっては、それがどれほどの空間的・時間的な幅を持って広がっているかを確認する作業自体に大きな困難と限界がある。

よしんば、それがある程度可能だとして、次はつきとめ得たいいくつかの伝承例相互に見られる変化の種相の分析の難しさがある。伝承例個々について考えるとき、そこに何を、どういう順序で、必要・必然的な要件として据えて分析したらいいかという検討付けそれ自体もそう単純ではない。具体的に、例えば「時」一つをとってみても、そこには錯綜した問題がある。

いつの時点で、どれくらいの期間に渡って謡われたものか、その盛衰の状況はどうかということからして、その糸を解きほぐすのは難しい。書承による確認の場合、記録された時点と実際に謡われていた時期との関係も問題になる。今日の民謡とか童謡といわれるものの調査・記録の多くは、年寄りの記憶を掘り起こす形でなされていることが多いし、これまでの報告書(特に戦後の)においても多くはそうしたものであつた。とすれば、それが本来の場で本来の機能を果たして謡われていたのはいつ頃であつたのかを明確にしなければならぬ。ところが必ずしもそれがはっきり確認され、記録されて来ないことが多かったように思う。

もう一つは伝承地の問題がある。それは単に採集された所番地といった意味ではない。その地が地理的・歴史的にどういう地であるかということ、その前に、その地域一帯の伝承なのか、それともある限られた地区での伝承なのかといったことも確認されなければならぬ。

らない。また、伝承者の居住地即伝承地として報告されることが多いのであるが、単純にそれですむのかという問題もないわけではない。

特に伝承者が女性の場合には注意を要する。彼女等の謡ってくれる「うた」がその地に嫁ぐ前に習得したものであったりするのである。とはいっても、いわゆる村落社会における一般の人々の暮らしにおいては、近年まで（戦後もしばらくは）女性が自分の生まれ育った土地を遠く離れて嫁ぐ例はごくまれであったから、一般的には「うた」の伝承地に関する限り、伝承者の居住地と伝承地の問題にそれほど神経をとがらせる必要はなかった。むしろ問題にすべきは結婚以外の移住の場合かもしれない。この方が遠隔地に思いがけない「うた」を運ぶことがあって、伝承地の種相を混乱させていることがあるのだ。

さらに伝承の「時」「場所」の問題とも絡んで、最も大きく問題とすべきは「人」の問題である。「うた」は当然のことながら「人の所産」であり、「謡う」は「人の行為」であるから、何と云っても「人」に関して吟味することが最大の課題となる。

「うた」及び「謡う」について、まず基本として据えてからなければならぬのは、ある「うた」について、それが時間的・空間的に「謡われてきた」ということを考えるとき、一つの伝承例の存在は、少なくとも一人の伝承者の存在を意味し、「うた」が伝承されていくということは、当然のことながら、それを謡い継いできた人々がいたということなのである。そこに「うた」の存在を支える

人があり暮らしがあった。ということは、人の「うたの生活」があったということなのである。

「うたの伝承」にかかわっての「人」「うたの生活」ということは、「うた」を謡うべきものとして受け止めて、生活の中で謡っていた心とその「うた」の果たしていた役割を問題にしなければならぬということである。

これまでの歌謡研究の上で最も忘れられていたのが、「うた」に向き合ってきた、「うた」を必要としてきた人の心とそれを謡い継いできた人々の生活ではなかったろうか。考えてみれば、「うた」は人の生活の中で謡われていたのであったから、何よりも謡い継いできた人の生活と心情に即して捉えなければならぬはずであった。

一つの「うた」と出会った場合、それを伝承してきた人々（時間的にも空間的にも集団として捉える）の心情（謡う状況における）に添って、その土地での生活の中でその「うた」を捉えてみる。そして、「うた」を「受け継ぐ」というのはどういうことであるのかをさぐっていく。そのことではじめて伝承者（享受者）にとって、「うた」とは何であったか、「謡う」とはどういうことであったかの確認が可能となるはずなのだ。そこに行き着くことができなければ、歌謡研究の究極の目的を達成したことにならないだろうと考えている。

「うた」及び「謡う」ということは、人の世を「送り過ぐす」、つまり「生きていく」ということと大きく関わって存在しているはずなのである。それなら、逆に人の世を「送り過ぐす」「生きていく」上で、「うた」及び「謡う」ということがいかなる位置を占め、

いかなる役割を果たしている（果たしてきた）のかを究めることが、伝承歌謡の研究において最も基本的、あるいは根本的・最終的ともいえる視点になってくるのではないかとすることである。

一、「うた」への迫まり方

一つの「うた」（民謡・童謡）を追って見たとき、そこには地域的、時代的な様々な要件からくる変化の相が見られる。その複雑な様相を呈している伝承歌謡の伝播・定着の相に見られる「うた」の流動性を客観的に、整然と筋道を立てて理論づけることはまず不可能に近い。

言語伝承の定着の相を明確に理論的に分析できるような法則性といったものを導き出すことが容易ではないからである。せいぜい一つのものを基準にして、それに対するもう一つの例（類歌）はどう変化しているのか、その変化に作用した要因にどのようなことが考えられるか、その要因を作り出した背景にはどのようなものがあるのかといった程度のことであって、どれほどの同類の伝承例を幅広く蒐集して、それをつなげてみたところで、その知り得る枠を多少広げることが可能になるという程度にとどまる。しかも、その比較の中で跡付けられた流動・変化の相は、あくまでも比較した示例内に関してのものであるから、そこでの跡付けは「うたの流動」（発生・成長・発展・伝播・変容）という一般性を導き出す際の絶対的な法則にはなり得ない。

実際の「うたとの出会い」（採集・調査・記録の機会）において、ごくまれには、以前はこうであったのが、いつの間にか（あるいは明確にいついつからという場合もある）こう、謡うようになったが、それはこれ、これの事情によってであるといったような伝承者本人の保証（明確な説明・解説）が得られる場合もあるが、それとてその伝承者が確認していた（謡うに際して納得してきた）という制限つきでの枠内における一つの伝承の形であったということにとどまる。

したがって、伝承歌謡全体に関して、その流動・変化の相を一刀両断のもとに切り捌くような法則（それが伝承歌謡論構築の際の不可欠な要件）を定めることはまず無理であろうというような悲観的な思いが先行してしまう。

そうは思うものの、多くの伝承例のもとに行なったある程度、客観的・系統的な比較・分析の結果を、一つの「うた」の伝承の道筋であると認めてかからなければ先に進めないし、どこまで行っても「伝承歌謡論」なるものを組み立てることができないことになる。とすれば、はなはだあいまいで中途半端な理論構築に終始してしまう可能性大なることは承知の上で、一つ一つの「うた」の示例についてできるだけ丁寧に追跡し、蒐集し得た限りの伝承例を比較・分析する中で個々の場合を考察してみるしかないのでと思う。その個々の例の追求の中で、普遍的なものが導き出せれば、それが「伝承歌謡論」組み立ての一本の柱、いやそれをつなぎ止めるくさびの一つくらいにはなるのだらうと思っている。

特に、音楽面をはずした場合の「うたの言葉」（歌詞・詞章）を問

題にしての歌謡論は、それを謡う人、伝承する人の心情や生活に即しながら、その「うた」を考え、その変化の種相に緻密な観察・態度で向き合ってみるといふ、根気強い作業を繰り返す中ではか言語伝承の複雑な種相を解きほぐす術はないのだと思っている。その積み重ねこそが「うた」が生きてきたという意味の唯一有効な確認作業なのだと思う。その確認作業の中心に据えるべきは「うたを伝承している」（継承する）ということとは、いつの場合にもその「うた」（旋律的にも詞章的にも）に対する、謡う側・謡う人（聞く側・聞く人でもある）の共感・納得があつてこそだろうという観点である。

音楽面からの謡うことの共感・納得はさておくとして、詞章面に限ってもそれが言葉による表現である以上、それを享受する人々の「うたの言葉」に対する共感・納得があるはずなのだ。「うたへの共感・納得」といふ言い方は、はなはだ情緒的であり抽象的な言い方で、論理性・客観性に欠けて学問的ではないが、それこそが「うた」「謡う」といふ、人の所産・行為を成立させている根本なのだと思う。

もう少し具体的に言えば、ある「うた」の伝承例の一つ一つを、その段階々々における一つの定着の姿・形だとして、それは伝承者（「うたの場」を共有する人といふことで享受者）の「共感」「納得」を前提としたところで存在しているものであるといふことを出発点とするのである。もし、同種・同類の歌の伝承と思われる多くの事例との間に様々な変化が見られるとすれば、それもその時点での伝承者の生活なり心情なりの中では、それぞれが言語的機能はもちろん、

「うた」としての機能、「謡う」ことの機能を果たしていた。つまり、歌詞も歌を謡うという行為も「込み」で納得されたものであったればこそ、伝承者になつているのである。例えば、歌詞についての誤解とか忘失による繕いというものも、伝承者の側からすれば、その納得の中である種の合理解（つじつま合わせ）という手続きによって解消されているはずである。もし、誤解・忘失（部分的にでも）が納得に至らなければ、その人はその時点で伝承者を降りることになる。そういう点で、「うた」の伝承者には、その都度々々の気儘さ（傍観者の側からはそう見える）が働きながら、当人にとってはいつも歌意について「つじつま」を合わせようといふ、積極的な合理解への精神が働いていると言える。別の言い方をすれば、「うたの言葉」については精一杯納得しようとしていたということである。

「うた」が実際の生活の場で生きられなくなってしまつてかなり久しい。その結果、何十年かの年月を遡つた時点で、実際の「うたの場」を持っていた謡い手の記憶を頼りになされるといつた伝承歌謡の調査・記録が主体となつてしまつたような現今の状況（伝承歌謡に限らない）の中では、そこにまたいくつかの限界がある。その一つは、あくまでも「個」（調査対象となつたその人）を基本にしているという点である。極端に言えば、そのままでは全体性・地域性・客観性に欠けているとも言えるから、それを操作して結論めいたものを導き出すといふことは、操作者（調査・記録・研究する人）の独断的偏見に陥る危険性を持っている。

ただし、調査対象者である「個」を同地域において広げること、

ある程度その危険性はカバーできるはずだ。問題は「うたの場」そのものを目のあたりにしての調査でないことが、その調査結果を心もとないものにする。とはいえ、これとて謡い手からその「うたの時代」「うたの生活」をできるだけ丁寧に念入りに引き出し、組み立てる中で「うたの場」を復元するしかないのだと思う。

ややこしい言い方をしてしまったが、単純素朴に、「うたを傳承する」ということは、これも情緒的な言い方になってしまいが、その「うた」に心が添うてこそ成り立つのだということが大前提になる。調査する側、調査したもの（されたもの）をあれこれ論ずる側も、まずそこに立って「うた」を捕捉し、追究するという姿勢を持たなければならぬということである。それが「うたの場の復元」のための基本姿勢であり、傳承歌謡研究の原点もそこにあると考えるのである。

ごく当然のことではあるが、もう少しその辺を具体的にかみくだいてみたい。

前述のように、まず一つの「うた」について、それが傳承歌謡である以上、孤立した傳承（ある一瞬に、ある人だけが謡ったもの）であるはずはない。その一つ一つにはそれぞれ時間的にも空間的にも一定の傳承・繼承の広がりがあるということである。そして、その間には恣意的・意図的を問わず、常にある力が作用していたということである。言い換えれば、採集・確認された「うた」はそれぞれ様々な傳承事情を含んで持ち伝えられてきた結果のその時点（記録された時点、採集された時点）での形態であるということである。

今日、ある一つの「うた」を追いかけた場合、記録（文献資料）で、あるいは口承（傳承者からの採集）での出会いを持つわけであるが、個々の詞章上に見られる異同についての興味もさることながら、大事なこと、というよりは明確にすべきは、それぞれにその時点（採集・調査・記録の）までに作用した様々な力がそこに働いての「言葉の傳承」であったということであり、その様々の力の因つてくるところを少しでも分析し究明するということである。「うた」を謡い・聞き、そして伝えるということは、人間の思想・感情に関わる行為である。本来的には、生産生活や信仰生活との関わりで欠かせない行為であったと考えられる。しかも、ここで「うた」を民謡とか童謡といったものとして考えたとすると、それは複数の人（地域とか社会とかいう）の関わりの中に成立しているものということになる。その原則に立って、人の行為としての「謡う」、及びその「うたの言葉」の機能性については、生産生活・信仰生活において、その思想なり感情なりを客観性・普遍性を持ったものとして跡付けるべきであろう。さらには「うた」自体について、詞章的にも音楽的にも、空間的であれ時間的であれ、ある種相を見せているとすれば、そこには必ずや傳承者の側に立てば、一つの傳承における道筋に照らし合わせて納得できるだけの事情が介在しているはずだと判断していいのだと思う。

その事情というものを考えてみると、大きくは時間的なもの、地域的なもの、そこに重なって人的なものというようなことになるだろうけれど、そうした条件が作用したにしても、同列・同時に作用した

ものではないということである。もとは同じものでも、土地によって時によって人によって、その定着の仕方が異なるために、そこに様々な変化が生まれている。しかも定着したその時点から、それまでとは違った次の定着（流動・変化を伴っての）への歩みを始めるという、複雑な側面を持っている。それが口承という形で受け継がれていく伝承歌謡の、いわば宿命なのである。

「うた」は複雑な流動・変化を遂げることで伝承されていく。繰り返しになるが、その流動・変化は必ずや何らかの「事情」があったことだということを根本に据えてかからねばならない。ただし、肝要なことは、謡う側はそれを「変化」とは思っていないということである。受け継いだものをそのまま「自分も謡ってきた」というに過ぎないといった程度の意識しか働いていないのが普通である。ということは、伝承者は常に自分の伝えている（謡っている）形を納得して受け入れているからである。それを「変化」とはわかるのは、観察者とか研究者の立場に立って、他との比較・分析・検討した結果である。

伝承者の納得は、その人の生活体験からくる論理・精神・心情に照らして、その枠内におさまってこそ成り立つものである。そういう点で、一つの「うた」については、伝承者（常に歌唱者個人というのではない）の生活も含めてその「うた」の周辺を洗うことでしか伝承歌謡の本質は見えて来ないとも言える。

伝承歌謡の研究者にとって、対象とする「うた」について、明確にし究めるべきことはその旋律や詞章を記録し納得するだけでは十

分ではない。具体的に知りたいことは、どういう所（地域・場所）で、どういう時（時代・時期、行事や祭礼などのトキ）に、どういう生活をしている人々がどんな心持ちで謡ってきたものであるかということである。そして、そこから導き出すことは、その「うた」がどのようにして生まれ、どう歩んできたものなのかということである。

とはいえ、それがすべて手に取るように、伝承者との対面調査なり、「うたの場」（多くは失われている）における調査・観察の中で明確にされることはまず望み得ない。「生きたうたの場」での調査・観察が多く無理になってしまった現在ではなおさらであるが、それだけに極端な言い方をすれば、自分もその「うた」の伝承者の立場に立って受け継ぎ、次代に受け渡すことができるということとまで、その「うた」への愛着と熟知・理解が得られなければ、本当にその「うた」を究めたということにはならないのではないかと思う。

「うた」は個人の産物でなく、集団の産物である。その集団という、「うた」を支えてきたもののあり方（生産・社会・信仰の生活の営み）・本質を見究めた上で、「うた」に迫らなければ、伝承歌謡の本源的なものを捉えたことにならないのだと思う。

とはいえ、繰り返しになるが、現在のように、民謡・童謡が生きて機能している実際の場において観察・調査・記録することが多くは不可能になってしまった状況の下では、やはり、これまでの調査報告書などから同類歌をできるだけ厚く広く求めて、それらを比較し分析するということを始めともし、手掛かりともするということ以外に有効な手段を持つことが不可能のように思う。そして、「うた」

を支えてきた集団の生活についても、民俗資料などの記録をさぐり、古老からの聞き取りと観察の中で組み立てていく以外にはない。そうした操作・対処を地道に続けていく中で、少しは「うた」の機能性（どんな目的で謡われるか、どんな思いで謡っているのか）があらかになり、本質が見えてくるのではないかと思っている。

二、子供の「遊びの歌」

くだくだしい前置きに多くの筆を費やしてしまった。

「うたの伝承」とはどのようなになされていくのか、その流動・変化にどのような力が働くのかを一つの具体例で追ってみようというのが本稿の主目的なのである。ただし、前述の通り、そこに明確な法則性・規律性を期待してではない。「伝承していく形」の一つとして、対象とした「うた」の場合は、

○どのような伝承の足跡を残しているか

○その足跡を刻ませた要因なり背景なりに何があったのかといったことを、いくらかでも整理・解明できればという程度の期待からである。多くの例について、その操作を繰り返していくことで、「うたの伝承」に働く力の上に、いくらかでも一般性・法則性といったものが抽出できればと思うからである。

具体例として本稿でとりあげるのは、今日ではおおむね毬突きなどの子供の遊び歌として伝承されている歌である。

その検討に移る前に、多少「子供の歌」について確認しておく方

が、論を進めやすい。

「子供の歌」という以上、当然ながらそれは「大人の歌」に対する分類項目である。あえて「童謡」とか「わらべ唄」と言わないのは理由がある。

普通一般に民謡といわれる中に項目立てされる祝い歌・踊り歌・仕事歌などがまず「大人の歌」であるのに対して、子供の生活圏の中で謡われる歌全般を含めて「子供の歌」というのである。子供によって管理されている歌、という言い方がその説明になろうか。

ただ、単純に「子供が謡う歌」の意ではない。圧倒的には謡い手が子供であることは当然なのであるが、例えば、子守り唄の中の、幼児をあやしたり寝かしつけたりするために、大人が謡ってやるもの（遊ばせ唄・眠らせ唄）もこの中に含める。つまり、聞かせる対象が子供であるものも「子供の歌」とするのである。

子供の歌の中の大部分は各種の遊びに謡われる「遊び歌」（遊戯歌）であるが、その外には神祭りや年中行事の中で、子供がある役割を果たしている、その役割において歌唱するものも大事な子供の歌の分野となる。

「大人の歌」「子供の歌」の大きな違いは、「子供の歌」に「仕事歌」がないことである。そして、「子供の歌」は、大枠は「遊びの歌」という包括的な言い方で捕捉できるということである。子供社会にだけかわって、普段の生活の中で謡われる各種の遊戯の歌がその典型であるが、もう一つ、神祭りや年中行事などの特別な日に大人社会とのかかわりの中で謡われる祭礼歌・歳事唄があるという

ように考えればいいと思う。後者は本来、信仰的なものであるはずであるが、子供自身の意識の中では娯楽的・遊戯的なものとして受け止められて謡われていることが多い。特に今日的祭礼歌・歳事唄で、子供の謡うそれは多く詞章的にも旋律的にも遊戯性・娯楽性の強いものになっている。ムラの祭り・イエの祭りである年中行事で謡われる歳事唄にはそれが顕著に見られ、その場合、謡う子供の意識はまさに「遊び歌」としてのそれである。

子供にとって「謡う」ということは、まず「遊び」(純粹に「遊戯」の意)として意識されるものであったように思う。その点で、書く・読むという部分を除いた子供の言葉の生活を考えてみると、日常の話す言葉の生活と、「遊び」の謡う言葉の生活があったということになる。遊戯・祭礼・年中行事といった中で謡われる「遊びの言葉」がどのように形成・継承され、それが伝承の中でどのように流動・変化していくのであろうか。それを伝承歌謡の流動性を知る一つの手掛かりにしようというのである。

まず、子供の遊び歌の言葉(歌詞)の成立基盤なり成長過程なりを考えた場合、第一に来るものが「模倣」である。子供は何においても食欲であるが、言葉の生活に関する限り、その食欲さは、創作・生産的な方向よりは模倣・摂取的な方向により強く働いたように思う。それは言語の習得段階からして、子供の言葉の生活の手法が常に周囲の大人のそれであったという大原則に照らしても納得できることである。

今日の伝承童謡を眺め渡してみると、遊戯の歌に限らず、子供

の管理下にある歌にはその作り手が子供等ではあるまいと思われるものが多い。端的に言ってしまうと、その創作には大人が関与していたということである。かといって、「これが〇〇の歌だよ」といつて大人が子供に指示し与えて謡わせたというような押し付け・強制といった短絡なものではない。「うた」の伝承に強制とか指示というのとは原則的には無縁であった。子供の歌の伝承に働いた大きな要素の一つに大人の「うた」「謡う」ことの模倣があったということである。しかもその模倣にも子供なりの分別・嗜好が働いたのである。

一つのやり方として、子供等は大人が持っている歌、あるいはその一部を自分たちの生活体験に照らしてその理解の範囲内で取捨選択して吸収していく。その具体的な例が長編の叙事的(物語風)手毬唄で、多く筋運びが一貫していなかったり、意味不明の部分があたりしていることの一つの原因がその辺にある。

長編仕立ての手毬唄に限らず、一般に子供の歌に大人の理屈をあてはめて、筋が通らないと非難し、その稚拙さを笑うのは当たらない。それは、子供の歌の成立の契機・基盤とその成長の過程を知らないからである。

大人の理屈を押していった場合に、子供の歌について、支離滅裂なものが目立つという非難は本質をついていない。それは子供の歌の成立事情を解さない大人の詩論から導かれた非難だからである。大人の歌の混入時期の不連続、そして子供の生活圏・能力からくる興味・関心の及ぶ範疇の狭さ、それに恣意的な作詩心・模倣心といっ

たようなものがその時々で作用して、子供の歌は成立・成長して行くものである。

子供の歌が一般的に子供等自身の創作によるものでなく、大人の歌の模倣であって、その段階ですでに時・所・人の事情による様々な要因が働いているし、一旦、定着した後には子供の管理する歌としての、気紛れと気儘さによる伝承中の変化が加わっていく。そうした伝承童謡の成長と伝播の種相を確かめたくて、ある一つのわらべ唄の越後における伝承を軸に追ってみたことがある。

基本的には、その線上に立って、やはり一つの子供の遊び歌を軸に、その伝承・定着の背景・要因を追ってみようというのである。

子供の歌の成立の大きな契機が、大人の歌の「模倣」であったという側面に照らしてみれば、そこには子供の遊び歌成立に関わって、大人の歌の伝承の相も具体的に浮かびあがって来ようし、さらには、それを通して全体的に「うた」の伝播・流動に作用する力のいくつかをさぐり出せるのではないかと期待するのである。

三、手毬唄「あの山に光るものは」

1、埼玉県における伝承

学生時代から民俗調査・民謡調査で埼玉県下を歩く機会を数多く持ってきた。そうした中でよくぶつかる手毬唄があった。ある時期

には、ほとんど県下全域に伝承されていたものと思われるほどにその分布は広い。

そこには伝承童謡の常で、伝承地・伝承者による多少の相違が見られるが、それらをつき合わせてみると、まず基本型を次のものとして捉えることができる。

○あの山で 光るものは 月か星か蛍か 月ならば
拝みましようか 蛍ならば 手に取る 手に取る

毬の突き方は、

アノヤーマデ ヒカルモノハ ツキカホーシカホータルカ

(以下略)

という具合に○印で突き、◎印で手の甲で毬を受けて小休止させ、また続けていく。詞句的には挙げたものを基本型(第一型)とし、最も短く伝えるのはここまですなっている。このあとに次の詞句を加えるのが第二型。

〽手に取りて 袋入れて 前のお稲荷さんに納めましょ 納めましょ

さらにこのあとに次のような毬突きの納め文句を続けた第三型ともいべき形での伝承もあるが、これはこの詞句を手毬唄にした結果付加された部分であって、本来的なものではなかったと考えられるし、この稿で追跡しようとする「うたの言葉」の伝承法則を見ようとするのと直接関わりない。しかし、それ自体いくつか変化を見せていて、明確に子供の毬突き唄になってからの変化であり、しかもその謡いじめの部分、つけたいとも言える部分ですらの伝承の揺れを示しているということで挙げておく。

「まずまず一貫貸しました」

「まずまず一貫貸し申した 突き申した」

「まずまず一貫貸しました 貸した貸した 貸したよ」

「さらば一貫お貸しした せんそうせん」

この第三型はまさに毬を突く、子供等のその時々工夫と才覚（それほど仰々しいものではないが）による変化として、それ以上の議論にはなるまい。

この「光るものは」の歌の詞句成立をめぐって問題とすべきは、まず第二型を作る「手に取りて」以下の揺れをどう考えるべきかということである。埼玉県下での伝承における一つの類型が次のものになっている。

「手に取りて 袋入れて 裏のお稲荷さんに 納めよ」

「手に取りて 袋入れて お不動様へ 願かける」

「手に取りて 袋入れて お地藏様の おみあかし」

「手に取りて 袋へ入れて 前の観音様へ 納めましよ」

この部分は、いわば「光るもの」を神仏の灯明として捉えての変化である。その場合もどれか一つに引かれて他が生まれたのである。ただ、稲荷様・不動様・地藏様・観音様のどれが先かの見究めはまず不可能であろう。神仏に供える「御灯明」を連想したのは子供であつたらうし、それがさまざまに言い換えられたのは子供の歌になってからのことであろう。稲荷様以下、どれも子供たちにとつてもそれぞれの生活圏の中で身近かな親しい神様・仏様なのである。

この「神仏の灯明」類型からはずれ、特異な伝承となっている例

がある。

(1)あの山で 光るものは 月か星か蛍か 月ならば 拝みまずぞ

や 蛍ならば 手に取る 手に取る 蛍かごは どこに あり

ましよ 毛呂か越生か今宿 今宿(鳩山村)

(2)あの山で 光るものは 月か星か蛍か 月なれば 拝みまずよ

蛍ならば 手に取り 手に取りて 袋入れて 不動様に納め

て 日がさせば 日除けなさる 雨が降れば 雨除け 雨除け

の 茶屋の小娘が 天下一の機織り 機織りをして 暮らしな

さる孝行娘は きよう良し ^(音重)きよう良いとて 庄屋の息子に

もらわれた もらわれた 一貫しよ (児玉町金屋)

(1)例は「蛍を取る」ことから、取った蛍を入れる「かご」へと連想がつながって行き、その求める場所を伝承地(現在、比企郡鳩山町)周辺の地名列挙の形で示している。ある人のある時の着想・才覚であらうが、そこに一つの「うた」の成長・定着の原理を見ることができ。土地に根付かせるのに身近かな地名を採り込むのは伝承歌謡の常法であつた。

(2)例は、第三型としての外枠の間(「不動様に納めて」と「一貫しよ」の間)に別個の歌を採り入れて長編化したもの。毬突きでは失敗せずに長く続けられる場合、短詞型の文句を二度三度繰り返して「二貫貸した」「三貫貸した」とすればいいのであるが、それに飽き足らない場合、こうした形で長編化されていく。叙事的物語歌の手毬唄が成長してくる事情の一つがそこにある。その際に文句をふくらませていく方式として一般的なのは、ある一句から次の句への尻取

り式連想である。

(2)の例の場合、

不動様(の小祠)

←

日除け・雨除け

←

雨除けの茶屋

←

茶屋の娘

←

天下一の機織り・器量良しの娘

←

庄屋の嫁になる

というように発展したのである。全体としての物語展開ではなく、ある一句から次の句への連想から、言葉の上の関連を求めただけの、尻取り風の、言ってみれば刹那的・瞬間的な物語風発展と言う方式がそこに成立している。

毬突き唄などの、子供の長編遊び歌が、筋運びの上で一貫性のないものが多いのは、それが当初からのまるごとの創作によるものでなく、前後句という小単位間の連想によって、部分から部分へと発展させられたものであったからである。しかも発展とは言え、それは耳に馴染んでいた既成の歌などからの借用が原則であった。

(2)歌の場合、謡い出しの「あの山で光るものは」から謡い尻りの

「庄屋の息子にもらわれた」までは何らの思想的統一、物語(筋運び)的統一はない。(1)歌も(2)歌も、ある人のある時の才覚と興味でふくらんだ歌の形ではあるが、その違いはというと、前者は「創案による付加」、後者は「借用による付加」ということであった。

2、各地における伝承

手毬唄「あの山で光るものは」の伝承は広い。管見に入った各地の例はほとんど全国に及び、それをすべて挙げるにはいくら紙数があっても足りない。とは言え、詞句の伝承の揺れを見る上では、多少の煩雑さは覚悟の上でいくつかはとりあげざるを得ない。

○向うお山で光るものは 月か星か蛍か 月ならば拝み申すが

蛍なんぞじゃ あーかんべ(千葉県野田地方)〈わ〉

○あの山に光るものは 月か 蛍か ほうたるか 月ならば拝みませうが ほうたるならば手にとる(宮城県名取郡)〈東〉

○あの山で光るものは 月か星かほたるか ほたるか 月ならば拝みまするよ ほたるならば 手にとり 手にとりて 袋入れ
て 江戸の公方様に 参らせる 参らせる さらに一貫貸しました(神奈川県川崎市)〈埼・神〉

○向うのお山で光るはなんだ 星か蛍か水神様か 月でもないが星でもないが 大納言様と中納言様と お舟に召してお江戸へござる そうのや小船の尾が光る 先ずまず 一貫つき申した(長野県諏訪地方)〈諏〉

○向ひの山に火が見える アーレあれ何ぢやあれ何ぢや あれは
今来る嫁来る松明や 松明ならば やり上げてとぼせ 差し上
げてとぼせ チロレンコロレン (石川県河北郡) (俚)

○向の小山に火が見える お月かお日かあれや何じや 今来る嫁
さの松明や もっとさしあげ豆男 (石川県七尾市) (七)

このほか発想的にも詞章的にも大きく変化・発展したのも各地
に伝えられている。多少煩雑ではあるが、それ自体一つの伝承の相
を示していて、その確認も大事なのでいくつか拾い出してみる。た
だし、あまりにも長編のものは適宜省略する。

○向こうのお山で光るはなあに 月か星か螢の虫か 山次郎さん
がにっこりござる にっこりござればおともに申す おともに
申せばいっちゃもちやもち いっちゃもちやもちと声ふり
ながら 井戸は丸井戸つるべの黄金 今朝結った髪をだらりと
さげて 高い枕にねんねこしよ (静岡県周智郡春野町) (静)

○向ひの山で光るは何か 月か星か螢の虫か 星でもないが月で
もないが 大納言さまと中納言様と お舟に召してお江戸へご
ざる お江戸の城は高いお城 一段上り二段上り 三段上って
南を見れば よい子よい子が三人通る 一によい子が糸屋の娘
二によい子が二の屋の娘 三によい子が三の屋の娘 (以下省
略) (長野県木曾地方) (木)

○えーん 皿々 皿へ腰かけ 居眠りころんで お花の茶わんを
八つにこわして つぐにやつがれず 買うにや買われず も
一つも一つ あの山で 光るものは 月か 星か ほうたろか

月ならば 拝みまするが 螢ならば手にとる 手にとりて 籠
に入れて 朝も晩も 光らせ まずまず いっかん貸し申した
(東京都多摩地方) (武)

○おうまんさまや おうまんさまや お前のお歳はいくつでこ
ざる 歳はたくさん 七つでござる 七つの小女郎に打ち上げ
られて 鼓太鼓をうちならわして それが不調で習えもせぬが
高い縁から突き落とされて 一兩一分の筭落とし 二兩三分
の差し櫛落とし のうととさまや のうかかさまや お腹が立
てども耐えて給え 昔の蓮華を見て給え見て給え 昔の蓮華で
光るはなによ 月か星か螢の虫か 月でもないが星でもないが
おうまん様のお江戸へお立ち そのほか小船の帆が光る帆が
光る お供は誰やお供は誰よ 大秋山城左源太さまよ あとの
お留守は甲斐さまよ甲斐さまよ (以下省略) (右同) (右同)

○あんな向こうに火があがる 月か星か螢か しょうじよう
さんの嫁入りか たった一人の息子の子 たったへとられてきよ
う七日 七日と思えば十五日 十五日のお墓へ参ろとて 隣り
へかたがり借りにいて あってもないと貸きなんで おっぱ
ろ立ちや腹立ちや それほどお腹が立つならば しょぼしょぼ
川へ身を投げて 身は身で沈もる 皮は皮で浮きあがる そこ
を通る子供衆 引きあげておくれ 引きあげた駄賃に何々くれ
る 白い小法師三つ三つ 黒い小法師三つ三つ 黄色い小法師
三つ三つ 三つの中でどれでも一つおとり まずまず一貫貸し
ました (愛媛県東伊予地方) (伊)

○あんな山に火があがる 月か星か螢か^{ほたる} しょうじょうさんの嫁

入りか つくつくぼうしはなぜ泣くか 親もないか子もないか
親もござる子もござる たった一人の息子の子 たかたへ取

られてきょう七日 七日と思えば十五日 十五日の墓へ参ろと
て 隣りへ帷子^{かたびら}借りにいて あるのにないちゅうて貸さざって

それほど腹が立つならば 前の川へ身を投げて 身は身でし
じもる 皮は皮で浮きあがる そこを通る子供衆^{こども} 引き上げて

おくれ 引き上げだ賃に何何くれる 赤い小箱三つ三つ 白い
小箱三つ三つ 三つの年に女郎馬^{じやうろうま}に乗せて あっちへじよろり

こっちへじよろり(以下略)(同県南伊予地方)〈右同〉

○向ひの御山に火が見える 星か螢かお提灯か お提灯^{とも}点して来
て見れば それはお山のお祭りぢゃく 太鼓持ちやどん

駕籠かきやほい 按摩とりやびい(徳島県徳島市)〈俚〉

○向ふの山に光るもののは 月か星か螢か 月でないもの 星で
ないもの あれこそ殿子^{たにい}の松明^{たいまつ} 松明は 自然くと下へふれ

ば 下の女郎衆の 小袖の小裾に火が附いた 何ぼやられた
唯んださんばーやられた 帯に短し襷に長し 山田葉師の鐘のー

紐(新潟県長岡市)〈俚拾〉

前掲の東京都多摩地方の二例に近いものを『日本伝承童謡集成』

第三卷の「東京、手毬唄」に見ることができ、同集には栃木
(第三卷)、長野(第四卷)、東海地方(第六卷)のものとして、やは
り長編手毬唄の中に「光るものは」の詞句を拾うことができる。

こうした事例をどこまで引用していてもきりがなし、挙げた

事例についても個々に細部に渡って論ずる余裕はないが、形として
も謡い出しは別の歌で、後半部に「光るものは」を付加した例、謡
い出し・謡い納めは別の歌で、中間部に「光るものは」を入れた例
などさまざまであった。

これら長編詞章の手毬唄を見ると、子供の遊び歌の中でも長編仕
立てのものが、決してまるごと一貫した筋立ての中で創作されたも
のでなく、いくつかの小さいまとまりの詞章をつないでできあがっ
てきたものであったことが確認された。その単位の一つともいうべ
きものに「光るものは」の詞章もあったということであり、これま
でとりあげたものからだけでも「光るものは」の詞章が印象強く受
け止められて、広く各地に及んでいたものであったことの確認には
なったと思う。

どれほど挙げたところで、それで全てを尽くすことなどできない
が、確認した限りでもかなり広範囲に分布していたことがわかる。
その背景には、この詞句の、ある時期のしかもかなり長期的な流行
歌的盛行現象を想定しているのだと思う。問題はそれから先である。
「光るものは」が流行歌にまでなる背景は何か。さらには、その流
行が手毬唄としての流行であったか否か。そうまで考えずに、流行
歌の一つの落ち着き場所として手毬唄があったというのであれば、
手毬唄になるだけの要因が何なのかということである。

一体に、伝承歌謡の詞句を問題にする場合、その本来的機能をつ
きとめて「これこれの歌」と断をくだすことは難しい。「○○唄」
と伝えて謡っていても、それがあつた時期の転用、借用によるもので

あることが多い。また、「○○唄」だからといって必ずしもそれにふさわしい詞章・内容を謡っているわけではない。この「光るものは」の場合も本来的に手毬唄であったとかなかったとかいうことの絶対的証拠を挙げることはまず不可能なことかもしれない。手毬唄の場合、数え歌形式の詞章や毬突きそのものを謡う詞章のものは別にして、あるまとまった意味を展開させる叙事的・物語詞章のものは、まずほとんどが他からの借り物と、その多少の言い換えで作られたものであろうとは思いますが、そのもともの出所をつきとめることは容易ではなさそうである。

「光るものは」にしたところで、もともとは大人の歌からの借り物であつたろうと思う。それが毬突きという子供の遊び歌に迎え入れられた理由については、最も素直には、この詞章が子供等の発想の仕方に近いこと、というより好みに合ったからだということであろう。月・星・蛍という、「光るもの」のとり合わせが気に入ったし、月も星も蛍も子供等の日常性に触れた歌唱素材であつたという前提もあろう。

そう納得した上で、次にはどうして「光るものは」の歌が子供の歌に採用されるだけの彼等の身近かな所に用意されていたのかということである。それには、手毬唄でない「光るものは」の歌の広がりや伝承を追いかけてみるしかあるまい。(続)

注1、民謡調査で実際に出会った例を挙げておく。埼玉県浦和市大久保

領家は、早くから県下でも指折りの「うた」の伝承地として注目されてきた。そこでの伝承歌の中に、県下ではそこにしか伝えられていない麦打ち唄と田植え唄があつた。県下での麦打ち唄の一つは「ボサマ」(坊様)と言われる「ボサマ」の掛け声の間に七七七五調(近世小唄調)の文句を謡うものと、もう一つは江戸期の流行歌のコチャエ節の系統に立つといわれる七五五四型のものである。ところが、大久保領家のそれはそのどちらでもないのである。

また、田植え唄についても、越谷・草加・八潮などの低湿地帯のものとして報告されている「十七節」(じゅうしちぶし)のそれとは違った田植え唄が伝えられているのである。

麦打ち唄・田植え唄ともに同地の民謡として報告されてきたのであつたが、その二つはともに岩手県東磐井郡地方のものであつたのである。その移入に働いた力は、同地からの機屋奉公による一人の女性の移住であつたのである。その女性は奉公の期間が終わってそのまま大久保領家で所帯を持ち、やがて年を取って婆さん連中の集まりである念仏講(オトキ講)に出るようになって、念仏の後の余興披露の場で謡っているうちに、その仲間にも覚えられて、いかにその土地の民謡のようになったのである。

とはいっても、その麦打ち唄といい、田植え唄といっても、仕事歌としての伝承ではなく、余興歌・娯楽歌としての伝承であつたのである。その確認は、たまたま岩手県東磐井郡大東町曾慶での民俗調査の機会があつて、はじめてこの二つの歌に接して以来、実に十

余年の歳月の経過があつて、しかも偶然の中になされたのであつた。

注2、具体的には伝承地における採集・調査ということになるが、既刊の地誌・民俗誌・調査報告書などの文献による探索も含める。

注3、拙著『わらべ唄の成長——越後のわらべ唄一題』（桜楓社、昭和六〇年）

注4、埼玉県民謡緊急調査報告書「埼玉の民謡」（埼玉県教育委員会、昭和五十六年）のための民謡調査時に確認できた伝承地をあげておく。

所沢市松井・同市寿町・同市柳瀬・飯能市前ヶ貫・狭山市北入曾・坂戸市片柳・同市浅羽・三芳町藤久保・小川町西古寺・同町上古寺・都幾川村・鳩山村・秩父市上町・同市熊本町・児玉町金屋・浦和市大久保領家

そのほか「郷土研究むさしの 第九輯」（昭和八年）などにも古い報告（人間郡勝呂・日東）がある。

注5、『日本伝承童謡集成』第三巻に「千葉県手毬唄」として載せるものは、次のようになっている。

○むこうの山の光るものは 月か星か蛍か 月ならば拝み申すが
蛍（あ）んどじゃ あかんべえ 金銀（か）みことのちよう貸（か）よ

注6、〈わ〉は『わらべうた』（岩波文庫、町田嘉章・浅野建一、昭和三七）からの引用であることを示す。以下、出典は略号で示すことにするので、ここでもとめおく。

〈東〉『東北の童謡』（仙台中央放送局、昭和一二）、〈埼・神〉『埼玉・神奈川のわらべ歌』（小野寺節子・斎藤紀子、昭和五六）、〈七〉『七尾の民謡と童謡』（七尾市教育委員会、昭五八）、〈諏〉

『諏訪の民謡』（有賀恭一、昭和二六）、〈俚〉『俚謡集』（文部省文芸委員会、大正三）、〈静〉『静岡県の民謡』（静岡県文化財報告34、静岡県文化財保存協会、昭和六一）、〈木〉『木曾民謡集』（信濃教育会木曾部会、昭和一一）、〈武〉『武蔵野わらべ唄と方言』（原田重久、昭和五二）、〈伊〉『伊予のわらべ唄』（愛媛県文化双書7、黒河健一、昭和四八）、〈俚拾〉『俚謡集拾遺』（高野班山・大竹紫葉、大正四）

なお、表記は原則として出典のままとした。表記に不統一があるのはそのためである。

注7、『日本伝承童謡集成』第四巻には石川県の手毬唄としてこの類をいくつかあげている。

○向かいの山に火が見える ああれあれなんじゃ あれなんじゃ
あれはいまくる嫁来る松明や 松明ならば やり上げてとぼせ
差上げてとぼせ ちろれんころれん
○向こうのお山に火がみえる お月か星か ありゃなんじゃ 今く
る嫁の松明か 松明ならばさし上げてとぼせ 瘦男 君おもう 君
おもう

○向こうの山に火が見える お月か星かありゃなんじゃ いまくる
嫁の松明じゃ あさぎでとぼされ やさ男 やりあげてとぼされ
豆男 すつとんとん すつとんとん すつとんとん
○向かいのお山に火がみえる お月かお星か ありゃなんじゃ い
まくる嫁の（いま来た嫁女の）たいまつじゃ たいまつならば
ささげてとぼしゃれまめ男 まめ男やせ男 すつとんとん（やせ

男 すつとんとん) も一つかやいてすつとんとん

○向こうの山に火が見える お月か星かありやなんじゃ いま来る
嫁さの松明じゃ あさぎでとぼされ やさ男 やりあげてとぼさ
れ豆男 やさ男豆男 雨も降らぬに 水が山からとんと出て来て
お万小袖を流した 水という字と鯉という字を さっさ 一筆
書いて流しやれ すつとんとん

同集成第三巻に載る群馬県の手毬唄の詞章もここにあげておく。

○あの山に光りやすは月か星か螢か 月なら拝みましよう 螢なら
手に取る 手に取る 手に取って不動さまへ 一錢なげて拝みま
しよう 拝みましよう それでまずまず一貫貸しました

○あの山に光るものは 月か星か螢か 螢ならば手に取り 手に取
り 手に取りて袋に入れて 不動さまのお土産に お土産に

○向こうの山で光るはなんだ 月か星か螢か虫か 月でもないが星
でもないが おおもんさまの嫁入り道具 いたんぎし いたんぎ
し どこまで送る 奈良まで送る 奈良の庄屋の一門越えて 二
門越えて 三門越えて 井戸はつるつる釣瓶井戸 まずは一貫貸
しました

注8、『日本伝承童謡集成』には「手毬唄」以外にも「光るものは」の
歌を収録している。

○向こうの山に ひらひらするもん 月か星か 月ならおがみ上げ
ましょ 螢なら お手に取る(新潟、天体気象、第二巻)

○向こう山でちろりと明るは 月か星か螢か お月さんなら拝みま
しょうが 螢さんなら手に取る 手に取る(高知、同、同)

○向こう山でちろりと光るは月か星か螢か お月さんなら拝みましょ
うが 螢さんなら手に取る 手に取る(同、動物、同)

○向こうの山に火があがる あれは狸か提灯か あれはどこやらの
花嫁さん(同、同、同)

○あの山の光るは月か星か螢か 螢ならお手にとろ お月さまなら
拝みましょ 天でもなし星でもなし 山下坊主の目が光る(福岡、
天体気象、同)

○あの目の光るは星か螢か鶴の鳥か お星さまなら拝みましょ 螢
ならばお手に持ち ねえねえねえねえんよう(同、同、同)

○あの山にちらちらち燃ゆるは 月か星か螢か 月ならば拝みあ
げましょ 螢ならばお手にとる えんとこどっこい えんとこ
どっこい(佐賀、天体気象、同)

○あの山に ちらちらするものは 月か星か螢か えんとこえんとこ
月ならばおがみあげましょ 螢ならばお手にとろ 月でもなし
螢でもなし あれは山下坊主の目が光る えんとこえんとこ(熊
本、同、同)

○向こうの山のびかびかは 鳩でもないか雉子でもないか 八幡さ
まの小刀だ(千葉、歳時唄、第五巻)

○向こうの山で びかびかするのはなに物だ 金物だ 雉子ではな
いか 鳩ではないか おてんとさまの小刀だ(同、同、同)

○向こうのお山に火がぼんぼ あれは火花か松明か よくよく見だ
れば禿あだま あれで日本中をみなてらす(岩手、雑謡、同)

○向こうの山になにやら光る 月か星か螢の虫か 月でもないが

星でもないが 大納言さまのお江戸へお立ち その早御馬の目が
光る 目が光る（愛知、同、同）

○向かいの山に 光るもんなんじや 星か蛍か 禿頭じゃった（富
山、同、同）

○あの山陰に光るものなんじや 月か星か蛍の虫か 月でもないが
星でもないが 山の御姥の目が光る 目が光る（長野、同、同）

「月星」を謡っているので〈天体氣象〉の歌、「蛍」や「狸」
を謡っているから〈動物〉の歌、そして「禿頭」「御馬の目が光
る」「山の御姥の目が光る」といった戯笑歌的な部分に焦点を当
てて〈雑謡〉としたものらしい。「福岡」の二つ目の「鶺鴒の鳥」
を入れているものは、その謡い尻りの囃子文句からして「子守り
唄」であるらしい。

小泉八雲は「おどけ歌」（信濃国）として、

○あの山かげで光るはなんぢや 月か星か蛍の主か 月でもないが
星でもないが 姑のお婆の目が光る 目が光る（日本研究、

日本の古い歌謡」平井呈一訳）

と「光るものは」の歌に注目している。なお、原詩（詞）は次の
通り。

In the shadow of the mountain

What is it that shines so?

Moon is it, or star?

— or is it the firefly-insect?

Neither is it moon.

Nor yet star: —

It is the old woman's Eye: — it is Eye
of my mother-in-law that shines, —

(chorus) It is her Eye that shines!

梁律編纂の背景

— 南齊永明律の検討を含めて —

兼 田 信 一 郎

はじめに

東晋十六国時代の法典編纂の状況や南朝治下の追加法令にどのような特徴があるかといった点について、以前に若干の考察を行なったことがある。今回は、この晋南朝の法典編纂の歴史の中では比較的注目されている梁朝の律編纂の事情とその特質について、梁律との関係の深い南齊永明律の考察もあわせて行なってみたい。

梁代の律令編纂は、西晋泰始律令制定以降、南朝において初めて明確な形で行なわれた法典編纂事業である。この編纂については清末の沈家本の『歴代刑法考』での史料収集¹⁾以来、浅井虎夫、程樹德等の諸氏が中国における律令法典編纂の沿革を述べる際常に取り上げられてきた。こうした諸氏の見解では、梁律令は基本的に西晋泰始律令の内容を継承するものと見なされてきたのであるが、その中において、滋賀秀三氏は特に梁律の土台となった南齊永明律が律の編纂史上特異な、そして画期的なものであるという指摘をされたのが注目できる²⁾。

しかしその後南朝の法制に対する研究はあまり進展していないよ

うに思う。今回の考察は、法条文の内容にまで踏み込んで、この時代の法の論理を説明するのではなくて、法典編纂という、いわば法運用の起点となる事業の、この時代における特質をさぐるという表層的な考察を行なうに過ぎない。

一

まず梁律編纂の事情について編纂過程の確認と若干の考察を行なってみる。『梁書』卷三「天監元年八月条」に

丁未、詔中書監王瑩等八人參定律令。

とあり、梁朝成立直後の天監元(五〇二)年八月に律令編纂に関係して王瑩らに詔勅が下されたことがわかる。従来、この記事を根拠に梁律令の編纂の開始時期は天監元年八月とされてきた。程樹德の『九朝律考』は、『云文類聚』卷五四所引の任昉の「為梁公請刊改律令表」によって彼が武帝蕭衍に律令制定を進言したのは南齊末和帝の中興二(五〇二)年の時とし、それを受けて編纂の詔勅が出されたとしている³⁾。しかし、この『梁書』武帝紀の記事は王瑩らに律令編纂への「參定」を命じているのであって、彼らに編纂そのものを命じた詔とは見なせないのである。このことは『隋書』刑法志の記事を取り上げる際改めて考えてみることにして、まずは編纂・頒布の過程を追ってみたい。

さて、ではその完成はいつかという点、天監二(五〇三)年四月であった。『梁書』卷三「天監二年条」に

夏四月癸卯、尚書刪定郎蔡法度上梁律二十卷・令三十卷・科四十卷。

とある。また『隋書』卷二五刑法志に

(天監)二年四月癸卯、法度表上新律、又上令三十卷・科三十

卷。帝乃以法度守廷尉卿、詔班新律於天下。

とあり、新律令は尚書刪定郎蔡法度によって上奏され、のちに頒布されたのであった。

ところで、律令完成時にその名があがる蔡法度なる人物は、編纂開始当初からこの事業の中心的役割をはたしていた。その事情は『隋書』卷二五刑法志に、次のようにある。

時欲議定律令、得齊時旧郎濟陽蔡法度、家伝律学、云齊武時、刪定郎王植之、集注張・杜旧律、合為一書、凡一千五百三十条、事未施行、其文殆滅、法度能言之。於是以為兼尚書刪定郎、使損益植之旧本以為梁律。

すなわち、武帝蕭衍が律令制定を思い立った時、南齊の旧郎であった蔡法度によると、刪定郎の王植之なる人物が、西晋泰始律令に注釈を加えた張斐・杜預の律を収集し一五三〇条余りのものにまとめあげたが、この律は用いられず散逸したといい、彼がそれを伝えていた。そこで武帝は彼を尚書刪定郎に任じ、王植之の作成したものに更に改変を加え、梁の律となさんとしたのである。つまり、梁律編纂の前提には、作成されながら施行されなかった南齊の王植之の「旧本」が存在していた、と『隋書』刑法志は記しているのである。従ってこうした事情である限り、蔡法度が梁律編纂の中心的人物で

あったことは間違いないまい。このことは、例えば『隋書』卷三三經籍志二に

梁律二十卷(義興大宋(守の誤)蔡法度)。

とあり、梁律が蔡法度の撰定とされていることから明らかである。とすると、先に掲げた『梁書』卷二武帝紀一天監元年八月の王瑱らに対して出された詔勅はどう位置づけられるのだろうか。このことを考えるには、『隋書』卷二五刑法志の記事をもう少し追って見てみる必要がある。

刑法志は天監元年八月の詔として梁律条文作成のための原則を提示したとも言い得る内容の詔文を載せている。それは

求文指帰、可適變者、載一家為本、用衆家以附。丙丁俱有、則去丁以存丙。若丙丁二事、注釈不同、則二家兼載。咸使百司、議其可不、取其可安、以為標例。宜云、某等如千人同議、以此為長、則定以為梁律。留尚書比部、悉使備文、若班下州郡、止撮機要。可無二門侮法之弊。

というものである。つまり、(1)条文の本来の主旨を追究した結果、条文そのものを改変する場合は、いくつかの説のうち最も適切な説を掲げると同時に他の説も附置する。(2)同内容のものが並存している場合は一方を残し他方を削除する。(3)解釈が同じでない場合、その解釈を並載し、のちにその可否を議せしめ、合理的な説を標準とする、というものである。そして編纂した律は尚書比部に留め、州郡に班下する場合は必要な部分を抄録させるに止め、法運用の混乱をなるべく防ぐことを命じている。

この八月詔を受けて蔡法度は

法度又請曰、魏・晉撰律、止闕數人、今若皆諮列位、恐緩而無決。於是尚書令王亮・侍中王瑩・尚書僕射沈約・吏部尚書范雲・長兼侍中柳惔・給事黃門侍郎傳昭・通直散騎常侍孔藹・御史中丞樂藹・太常丞許懸等、參議斷定。(下略)

と述べる。すなわち、条文を撰定する場合その際の討議への関与者の人数をなるべく少数に抑えるべきという具申であった。この具申に應える形で、尚書令王亮、侍中王瑩、尚書僕射沈約、吏部尚書范雲、長兼侍中柳惔、給事黃門侍郎傳昭、通直散騎常侍孔藹、御史中丞樂藹、太常丞許懸らが「參議斷定」し、律二十篇を定めたとしている。これら関与者と律編纂の中心となった蔡法度を加えると十人となるが、『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条注は

梁氏受命、命蔡法度沈約等十人、增損晉律、為二十篇。(下略)と関与者を十人としている。

このように『隋書』刑法志は梁律の制定の経緯を、蔡法度を尚書刪定郎として王植之の旧本を基にしての編纂↓条文作成の原則提示↓蔡法度による原案検討参与者の人数抑制要請↓関与者九人の名称と彼らの討議を経ての律制定、という形で説明している。この記事によるならば、天監元年八月王瑩らに律令の「參定」を命じた『梁書』武帝紀一の記事をもって梁律の編纂開始時点とすることはできなくなる。なぜならば、王瑩らに命じた「參定」という関わり方は、『隋書』の記載にある「參議斷定」のことと解釈でき、すなわちそれは、蔡法度が王植之の旧本に修訂を加えた、いわば原案を

最終的に検討し、先に見た原則に基づいて条文の統一を図る作業のことを意味しているのであり、この「議」に参加することを命じたものと解釈できるのである。そのことが天監元年八月であった。それ故、蔡法度は討議を経て完成した律二十篇を自ら武帝に上奏したと考えられる。

以上のような点とすると、梁律制定の開始時期、つまり蔡法度への編纂の命令は一体いつ下されたのであろうか。確かな事実は明らかにならないが、注目しておくことがある。

『隋書』卷三二五刑法志は武帝が律令を議定せんと欲する直前に、次のような記事を載せている。

既即位、乃制權典、依周・漢旧事、有罪者贖。其科、凡在官身犯、罰金。鞭杖杖督之罪、悉入贖停罰。其台省令史士卒欲贖者、聽之。

すなわち、即位直後に「權典」を定め、旧例に従って贖刑制度を導入し、在官者、杖罪対象者から令史・士卒に至るまで贖罰を欲する者への適用を認めている。この記事の中では「權典」が定められたことになっているが、『梁書』卷二武帝紀天監元年四月条に

又詔曰、金作贖刑、有聞自昔、入縲以免。施於中世、民悅法行、莫尚乎此。永言叔世。儉薄成風、嬰罪入罪、厥塗匪一。斷弊之責、日纏於聽覽、鉗鈇之刑、歲積於牢狴。死者不可復生、刑者無因自返、由此而望滋寔、庸可致乎。(中略)可依周・漢旧典、有罪入贖、外詳為條格、以時奏聞。

とあり、この詔文の末尾の「可依周・漢旧典、有罪入贖」と『隋書』

刑法志の「依周・漢旧事、有罪者贖」は同一内容である。従って『隋書』刑法志は天監元年四月の詔によって作成された贖刑制度の諸規定を「権典」とし、その一部を「其科」として引用したと考えられる。そして、この贖刑制度の記載直後に律令の議定の発案がなされているのである。或はこのことから、蔡法度への律編纂の指示は武帝の即位直後の天監元年四月であったかとも思われるが、それ以上のことが明らかにし得ない¹²⁾。

今まで述べてきたように、梁律の制定過程は、蔡法度によって伝えられた南齊王植之の、律の注釈文を収集した「旧本」を土台に、それを修訂する形で作業が展開し、それを最終的に検討する参議者が天監元年八月から討議を開始し、翌天監二年四月に完成し頒布された。一方武帝の律令制定の命は天監元年四月の即位前後に出された可能性が考えられる。こうした過程から、編纂された梁律の特質を指摘するならば、編纂期間が大変に短いことと、前王朝の南齊の律を事実上継承するものであった点にあらう。そしてこの二つの特質は、相互に関連している。つまり、王植之の「旧本」というものを土台にしてそれを修訂するという形で梁律は作成されたのであり、それゆえに王植之の「旧本」、言い換えるなら南齊の律編纂は梁律に決定的影響を与え、梁律の制定時間も短時間で充分であったということである。従って梁律の性格をもう少し掘りさげて考えていくには、前提となる南齊律の検討が不可欠となってくる。そこで、次に節を改めて、梁律に大きな影響を与えた南齊の律改定について若干の考察を行なってみよう。当然そこでは梁律の前提となる王植

之の「旧本」なるものをめぐって考察がなされなければならないが、このことについては、すでに滋賀秀三氏が重要な指摘をされている。次節では氏の見解をも含めて考察を行なうこととしたい。

二

南齊朝下の律編纂と王植之の「旧本」に関する史料も極めて少ない。『南齊書』卷四八孔稚珪伝にある記載がほとんど唯一と言つて過言ではない。そこで彼の列伝記載に沿つて律編纂の事情をみてみよう¹³⁾。

永明七年、転驍騎將軍、復領左丞。(中略)江左相承用晋世張杜律二十卷、世祖留心法令、數訊囚徒、詔獄官詳正旧注。先是七年、尚書刪定郎王植撰定律章、表奏之。(下略)

右に掲げたのが王植之が撰定を行なった事情を述べる部分である(『南齊書』には「王植」とあるが王植之で統一する)。まず、この律章はいつできたものであらうか。そのことを考える手掛りは史料にある「先是七年」という文言だが、一応獄官に対して律注の内容を再検討することを求めた詔文発布以前の、永明七(四八九)年のことと解釈しておきたい。

さて、では彼がなぜ律章の作成に至ったのか、その事情と作成上の原則について、孔稚珪伝中の王植之の上奏文には次のようにある。

臣尋晋律、文簡辭約、旨通大綱、事之所質、取斷難積、張斐杜預同注一章、而生殺永殊。自晋泰始以來、唯斟酌參用。是則吏

挾威福之勢、民懷不對之怨、所以溫舒獻辭於失政、絳侯愜慨而興歎。皇運革祚、道冠前王、陛下紹興、光開帝業。下車之痛、每側上仁、滿堂之悲、有矜聖思。爰發德音、刪正刑律、勅臣集定張杜二注。謹斫愚蒙、尽思詳撰。削其煩害、錄其允衷。取張注七百三十一條、杜注七百九十一條。或二家兩積、於義之備者、又取一百七條。其注相同者、取一百三條。集為一書。凡一千五百三十二條、為二十卷。請付外詳校、擿其違謬。從之。

これによると、西晋泰始律は条文そのものが簡略であり、そのため具体的事件が発生した時、律条文を適用して断ずる際、解釈が一定せず混乱が生じた。そこで張斐および杜預がそれぞれ律注を作成し、解釈を加えたのであるが、その解釈自体、場合によって両者に極端な開きがあり、科刑が生殺隔絶するが如き相異があった。そこで具体的に律を適用する場合、それぞれの特殊な事情を勘案して用いてきたが、かえって官吏の恣意的運用と民衆の法適用への不平・不満をもたらした。そこで武帝蕭頤は、王植之に張斐・杜預の律注の収集を命じ、彼はそれに従って律章を作成したのである。律章の撰定は基本的には張斐・杜預それぞれの律注釈書からの収集と、註釈の主旨に於て共通するもの、および同一のものの収集であった。

しかし、この律章は、王植之自身も要請しているように、そのまま施行はされず、第三者の修正を必要とし、ために公卿以下八座を中心に議論が行なわれ、永明九年（四九一）に完成した。王植之の上奏文のあと続けて次のようにある。

於是公卿八座參議、考正旧注。有輕重處、竟陵王子良下意、多

使從輕。其中朝議不能断者、制旨平決。至九年、（下略）。

当時廷尉であつた孔稚珪はこれを受けて、武帝に上奏するのである。ところで、孔稚珪の編纂過程の説明と王植之の説明はくい違つてゐる。孔稚珪の上奏文によると

敕臣与公卿八座共刪注律。謹奉聖旨、諮審司徒臣子良、稟受成規、創立条緒。使兼監臣宋躬・兼平臣王植等抄撰同異、定其去取。

つまり、最初に注律の刪定の詔を受けたのは、孔稚珪自身と公卿及び八座であり、その旨を受け、竟陵王子良を中心にプランを作成し、宋躬・王植らに張斐・杜預の注律の取捨選択を行なわせた、とある。この記事によるならば、注律の撰定作業の前に竟陵王子良らを中心にした編纂方針の検討があつたこと、撰定は王植之単独ではなく、宋躬らが関与したことがわかる。先に掲げた王植之上奏文は、この記事を参照すると、永明七年以前に晋律注の刪定を命ずる詔が出され、それを受け、プラン作成の後、それに沿つて王植之らが選定作業を進めた結果、永明七年に一応の原案が完成し、王植之がそれを上奏したとも考えられる。更に孔稚珪上奏文には、

詳議八座、裁正大司馬臣疑。其中洪疑大議、衆論相背者、聖照玄覽、断自天筆。

とあり、原案提示から二年の歳月をかけて公卿八座を中心に討議し、議論のまとまらない件については最終的に武帝自身が判断するといふ手続きを踏んで完成したのである。完成した律は、

始就成立律文二十卷、録敍一卷、凡二十一卷。今以奏聞、請付

外施用、宣下四海。

というものであった。

この南齊永明律二十一卷について、その性格と特徴を端的に指摘したのは滋賀秀三氏である。氏によると、王植之の作成した律章は、その条文数が泰始律の「六百二十条」に比べれば、ほぼ倍の条文数にまで増加していること、王植之の「集注」したものを蔡法度が伝えていて、結果的に新編纂の梁律は王植之のものをほぼそのまま受け継ぐ形で作られたと考えられることなどから、王植之の作成したものは、張斐・杜預の二注を単に折衷したものではなく、注釈の内容を律の本文中に取り込み、律本文の改訂・増補などがなされ、新たな律の作成であったとしている¹⁷⁾。さらに、律文注釈の内容を律本文中に取り込むということは、中国法制史上他に例を見ないものであり、この事実から逆に張斐・杜預の注が単なる条文解釈に止まらず、旺盛な法創造力を持ちあわせていたものとみなしているのである。

こうした滋賀氏の指摘は、従来律令法の史的展開過程の研究上ではあまり重視されてこなかった南朝での法整備過程の研究、ひいては南朝律令法の研究にとって大変示唆に富むものであり、特に王植之の律章が西晋泰始律の条文のほぼ倍となったという指摘は、この律典の性格を考える上で重視しなければならない点と思う。しかし、滋賀氏はこの条文数の倍増を王植之による新たな律文の作成によるもの、と解釈するのであるが、この解釈に疑問なしとは言えない。

先に掲げた孔稚珪の奏文では、まず公卿八座に注律の刪定が命じ

られ、蕭子良を中心に作業が開始され、宋躬・王植之らが「同異を抄撰し、其の去取を定」め、彼らの手で作成された原案を二年に渡り討議しているのであり、且つその討議においても、見解の一致を見ない（衆論相背者）場合、皇帝みずからが決断を下している。しかも、王植之自身の上奏文では「刑律を刪正」し、張杜二注の「集定」を求められていたのであり、その原案に対して、公卿八座が参議し「旧注を考正」していることを考えあわせるならば、王植之の撰定した律章が新しい律文を創造した律とするのはむしろかのように思える。王植之も述べているように、「生殺永く殊る」ような、全く異なる条文解釈が並存し、両注釈ともにそれなりの權威をもって用いられているのであれば、当然、法適用上の混乱が生じるはずであり、そこに官吏による恣意的な法運用による不利益をこうむることも生じる。王植之・孔稚珪両者の奏文を見る限り、この律改定が条文解釈の不統一がもたらす法運用の混乱の解消を目的にする事業であったことは明らかである。従って、まず王植之がなし得たことは、張斐・杜預両者の晋律注の収集・取捨選択であったと見た方が妥当と思う。

王植之の撰定の結果一五三二条二十卷という、泰始律のほぼ二・五倍に増加した規模になったことは事実であろうが、これをもって王植之による新たな律本文の作成があったとするには、現時点では躊躇せざるを得ない。むしろ王植之らの作成したものを土台に、二年を費やして「詳議」したからこそ、より重要な意義を持っていると思われる。というのは、もしこの永明年間の時点では律文の改定が

全面的に行なわれたとするならば、それはこの「詳議」の段階であると考えるのが妥当と思われるからである。その理由は、二年の時間を費やしていることと、竟陵王子良を中心にその条文の内容にまで踏み込んで検討していることである。特に孔稚珪伝には「輕重の処有れば、竟陵王子良、意を下し、多くは輕きに從わ使む」とあるように、量刑の検討を実際に判断しているものであり、おそらくこの段階で律条文の書きかえが行なわれたと思われる。更に第三の理由として、公卿の議論が、またまらない場合皇帝自ら判断していることである。この場合当然律条文自体の解釈の統一に止まらず、条文を書き改めであろう。この三点から見て、律条文の補訂・改定等は公卿八座の詳議の段階で行なわれたと思われる。しかも南斉武帝自らが、異論の多い条文に関して最終的判断を下していったということとは、律令編纂の中でも特異な事例ではないかと思われる。滋賀氏は王植之の手になる律章自体に律本文の改訂が行なわれたとされているが、それよりも、その後の政權内部での検討の過程で、改定がなされたと考えられるのである。

以上のように考えてくると、では、なぜ武帝蕭贇はこの時点で大々的な律文改定を行なう必要があったのか次が次に当然問題となってくる。そのことについて私見を提示してみたい。

そもそも南斉永明年間で律改定が組上にのぼったのは、先に掲げた孔稚珪伝にあるように、武帝蕭贇自身が「法令に留心し、しばしば囚徒を訊う」た如く、法運用に強い関心を持っていたためである。彼はその中で法文の解釈上の混乱からくる判決の不統一を是正すべ

く、「獄官に詔して旧注を詳正せしめ」たのであり、その命に沿って作業が開始されたのである。そこで、南斉において皇帝自らが囚徒に尋問したり、裁判を行なった例をあげてみると八例ある（表参照）。この八例の内、六例が武帝治政下での事例であり、彼の裁判

年 代	記 事	
① 建元2年12月	乙巳、車駕幸中堂、聴訟。	高帝
② 建元4年6月	戊戌詔曰……京都囚繫、可剋日訊決、諸遠獄委刺史、以時察判。	高帝
③ 永明2年4月	甲辰、詔揚・南徐・南兗・徐・兗五州統内諸獄、并・豫・江三州府州見囚、江州尋陽、新蔡兩郡繫獄、竝部送還台、須候克日斷枉直。緣江遠郡及諸州、委刺史詳察訊。	武帝
④ 永明2年6月	車駕幸中堂聴訟。	武帝
⑤ 永明3年7月	辛丑詔、丹陽所領及余二百里内見囚、同集京師、自此以外、委州郡決斷。	武帝
⑥ 永明3年8月	乙未、車駕幸中堂聴訟。	武帝
⑦ 永明6年正月	詔、二百里内獄同集京師、克日聴覽。自此以外委州郡訊察。	武帝
⑧ 建武2年4月	己亥朔、三百里内獄訟、同集京師、克日聴覽。此以外委州郡訊察。	明帝

に対する関心の高さがうかがえる。こうした、皇帝自らが囚徒への訊問を行なう中で、次第に法運用の混乱の実態が明らかにになり、律の修正が緊々の課題として浮上してきたと考えられる。¹⁸⁾とするならば、武帝の律改正の意志は、王植之の撰定律章の奏上を永明七年とすると、それより前の時点で示されていたのは明らかである。しかし、それをいつの時点とするか、現在の所わからない。

以上のように、南斉永明年間での律改定の背景には、武帝蕭頤自身が法運用に強い関心をいだいていたことと、晋律をそのままでは適用できないことを、裁判を通じて実感したことがあったと考えられる。しかし、だからといって、こうした武帝個人の認識のみが律改定の要因とするのは一面的であろう。そこにはまた別の面から分析をしておく必要があると思う。そこで、少し西晋以降の法典編纂の流れを振り返り、その中から見出せることを指摘してみたい。

以前、西晋泰始律令制定ののち、東晋政権下でどのような法制的整備が行なわれたかという点、および律令法の改定・追加が江南政権下でどのように行なわれたかといった点について、若干の考察を行なったことがある。¹⁹⁾そこで指摘した点の一つは、西晋滅亡後華北に出現した少数民族政権の中には独自に法典の編纂を行なった例がある、ということである。例えば、石勒の後趙政権では、彼の趙王即位直前に、「辛亥制(度)」なる五千文の臨時法典が編纂された。²⁰⁾また、四川・成都に建国された羌族李氏の成漢政権では、李雄が成都王に即位した永興元(三〇四)年に晋法にかえて「法七章」を使用したらしい。その他、前秦の苻健が百姓と法三章を約している。

これらの事例に共通する点は、いずれも政権確立前後に、西晋律令体系に代るものとして発布している点であろう。その点では今取り上げている梁律の編纂も同じと言える。この点をどう考えればよいであろうか。少なくとも次の点は指摘できると思う。すなわち、ここにかがうことができるのは、泰始律令の法体系の発展から新たな法典が生み出されたというより、より政治的動機によって編纂された面が強いように思える点である。つまり、泰始律令に代わって独自の法制を提示すること、それ自体が意義あるものであったのではないか。新法制を何らかの形で提示することは、新たな法制をもつ政権として、その民衆統治の正統性を示すことになるように思う。それ故、泰始律令を意識して法制を提示したのではなからうか。それは、いうなれば西晋の継承国として自らを位置づけるか、あるいは、全く新しい政権として自らの政権を位置づけるかの自覚の相違になっていくのであろう。

では、東晋南朝において独自法典編纂事業が行なわれなかったのはなぜだろうか。この点も、政権の「正統性の象徴」として法典編纂事業を位置づけてみると、江南政権は、むしろ西晋泰始律令をそのまま「継承」することが各政権の「正統性」を示すと考えたのではないかと思う。しかし、そうした正統性継承の意識とは裏腹に、一方で様々な事件が発生し、法令制定の際想定していないケースも当然あらわれ、法の厳格な運用は後退し混乱は深まっていく。こうした事態に対応するため、江南政権では詔勅を発し、その詔勅が単行法令となって効力を発し、更に細かな法規も作られていったと考

えられる。²¹⁾ がしかし、こうした形の法規が増加するなら、本来依拠すべき律令の規定と、こうした法規との間に生じる運用上の対立・混乱は一層深まることになり、当然いずれかの段階でそれは解消されねばならない問題となったであろう。先にも引用した『南斉書』孔稚珪伝にある、世祖武帝が「數は囚徒に訊い、獄官に詔して旧注を詳正せしめ」た背景、あるいは晋律注の解釈の不統一から律が参用に止まり、民衆の法運用への不平が生じた背景には、上述したように、江南に移った漢人政權が、西晋の「繼承国」として自らを正統化するために、泰始律令を受け継いだこと、そして、そこから必然的に生じざるを得ない矛盾があったと考えられるのである。

南斉において律改定が行なわれることになった背景には、以上述べてきたように、武帝の個人的な意志のみではなく、泰始律令の繼承から生じる矛盾・問題を解決しなければならなかったため、と考えられる。とするならば、泰始律令に代わる律令の編纂は行わず、その改定の形をとるのは必然であつたろう。

ところで、政權の正統性の象徴として律令編纂事業の意味を捉えてみると、南斉朝での律改定実施の背景にはもう一つ注目しておきたい事実がある。それは、対立している華北の北魏政權の動向である。

北魏政權下での律令編纂については、堀敏一氏が概観と問題点を指摘しているが、それによると、北魏においては、数次の法典編纂があった。それは、天興元年（三九八）、神䴥四年（四三二）、正平元年（四五二）、太安四年（四五八）、太和五年（四八一）、太和一

六年（四九二）、正始元年（五〇四）等であり、その内、神䴥四年・太和五年・太和一六年が律令の制定として重要であるとされている。南斉と北魏の外交関係は、武帝の代になると、永明六年（四八八）に一時的に悪化したのが、ほぼ毎年の如く両国の使者の往来はあったようである。こうした使者の往来は、当然両政權内の政治的情報を相互にもたらしことになったはずであり、北魏での律令改定の情報も南斉朝に伝わった可能性はあろう。

独自の法制を持つことが、この時代の王朝の正統性を示す一つの根拠であるなら、外交関係の好転とそれによりもたされた北魏での新律令制定の情報は、南斉に法制整備の必要性を改めて認識させることになったのではないか。奇しくも太和一五年に太和五年律令を更定することが命じられたが、この年、南斉では孔稚珪らが「律文二十卷・録叙一卷」の新律、すなわち新定永明律を上奏していたのである。

以上、南斉永明年間で律編纂がなぜ行なわれたのかという点に関して若干の考察を行ってきたのであるが、そこには、武帝蕭驥自身の裁判を通じての法制混乱に対する自覚と、北魏での法制整備の動向とが影響を与えていたと考えられる。また、法典の整備が王朝の正統性を象徴するという側面のあることを述べた。では、なぜ永明律は施行されなかったのであろうか。この点について考えていくにも史料は殆どなく、今のところ確たることは不明である。が、『南斉書』卷七永泰元（四九八）年十月条によると、²²⁾

冬十月己未、詔刪省科律。

と「科律」の刪省を命じた。この「科律」というのは永明律を示すと考えられる。とするならば、永明律は施行されなかった（隋書刑志²³）が、それは、大幅に条文数の増加した永明律二十巻の内容が、未だ充分に統一がなされていなかったために、改めてその整備が必要となり、永泰元年時点で一部の削除が命じられたと考えられる。しかし、この詔勅により具体的にどの程度整理作業が進んだかは、残念ながら不明である。梁律編纂の中心となる蔡法度は、王植之の作成したものは施行されず、「其の文殆ど滅」んだとしていて、永泰中の刪省に言及していない所からすると、実際の作業は進まなかったように思う。

三

前節において、梁律編纂の前提として、南斉朝下の律編纂の事情とその背景について述べてきたが、その考察を踏まえて、梁律編纂の事情に関して残っている問題について、少しく検討を行なってみたい。

今までの考察からわかるように、少なくとも梁律の編纂に関しては南斉永明年間の編纂事業が大きな影響を与えていたのであり、そのことが先にみたように、梁律令が約一年間で完成することになる第一の原因と考えてよいであろう。

ところで、一年という短い時間の下で梁律の參定Ⅱ条文確定の議に加わった人々として蔡法度を除くと、先に見たように、王亮・王

瑩・沈約・范雲・柳惔・傳昭・孔藹・樂藹・許懸の名が伝わっている。この中で、孔藹を除く他の参与者には列伝があるものの、柳惔の伝にのみ律編纂に参与したことが記されているだけである。ところが、これらの参与者の大半に何らかの形で関係をもつ人物がいる。それは南斉武帝の弟竟陵王子良である。彼の下には蕭衍・沈約らいわゆる「竟陵八友」がつどい、その西邸が貴族的文化活動の一大中心点となっていたことは有名である。法典編纂関与者のうち沈約・范雲はこの「竟陵八友」にあげられる人物で、蕭子良と深い結びつきを持っている²⁴。また柳惔は『梁書』卷二一の彼の伝によると

齊竟陵王聞而引之、以為法曹行參軍、雅被賞狎。（中略）天監元年、除長兼侍中与僕射沈約等共定新律。

とあり、彼の起家には竟陵王が大きく関わっている²⁵。同様に傳昭も

『梁書』卷二六傳昭伝に、

永明中、累遷員外郎・司徒竟陵王子良參軍・尚書儀曹郎。

とあり、やはり蕭子良の參軍となっている。このように梁律編纂関与者の中に竟陵王子良と密接な関係を持つ者が少なからず存在するのであるが、では竟陵王子良は律編纂とどう関わってくるのかというならば、先に指摘したように『南斉書』卷四八孔稚珪伝によると、王植之が律章を奏呈した後

於是公卿八座參議、考正旧注。有輕重處、竟陵王子良下意、多使從輕。（下略）

とあり、それを更に検討したのが竟陵王子良であった。また孔稚珪の上表文中には

謹奉聖旨、諮審司徒臣子良、稟受成規、創立条緒（下略）。

とあり、新律編纂の具体的企画を練ったのも竟陵王であった。こうした関わり方は、『資治通鑑』卷一三七齊紀三武帝永明九年条の、律編纂の事情を簡略に記している中の

尚書刪定郎王植集定二註、表奏之。詔公卿・八座參議考正、竟陵王子良總其事。

という記述に端的にあらわれていると言える。

以上の記事から判明するように、南齊永明律の編纂作業に最も中心的役割をはたしたのは竟陵王子良であった。とすると、当然彼の下にあって法曹參軍であった柳惔や傳昭、蕭子良と親密な関係をもっていた沈約・范雲らがその作業に何らかの関りをもっていたと考えてもおかしくあるまい。

このようにみてみると、梁律編纂の期間が短かった要因の一つには、南齊永明律の原案とも言える王植之の律章が蔡法度によって伝わっただけでなく、かつてその検討作業の中心ともなった竟陵王子良の下、その作業に関わったであろう人々が再び参与したことがあげられるのである。彼らが王植之の原案や、南齊下での検討の事情に明るかったことが、多くの時間を費やさずに済んだと思われる。

おわりに

以上、非常に少ない史料を手がかりに南齊・梁朝の律編纂の事情について、考察を行なってみた。

梁律の編纂は従来『梁書』本紀に依拠して天監元年八月に開始されたと考えられてきたが、それはむしろ蔡法度の原案を「參議斷定」することを命じた時のことと考えられ、律令編纂の開始はそれ以前、可能性として武帝即位直後の天監元年四月と考えられる。そして新律は梁令・梁科とともに天監二年四月に完成し頒布された。この梁律の編纂期間の短かさは、その土台となった南齊永明年間の王植之の撰定した律章が伝えられていたという好条件があったこともさることながら、竟陵王子良が律章の内容検討を行なった際の事情をよく知る人々が梁朝の下、検討作業に従事したことによると思われる。

この梁律の前提となる南齊永明律について、かつて滋賀秀三氏は、王植之が西晋の張斐・杜預がそれぞれ作成した律注の内容を取捨選択し、律本文中に取り込んだものとして画期的な意義をもつ、と高く評価されたのであるが、そうした高い評価をするには若干躊躇せざるを得ず、むしろ南齊武帝蕭贍が西晋泰始律令制定以来はじめて本格的な律改定を行なったこと、そして皇帝自身がその作業に関与したことが重要な意義があるように思う。そして、その背景には、当時独自の法体系をもつこと自体がその政權の正統性を象徴していたと思われ、そうした中では江南の漢人政權は、泰始律令を繼承することがその正統性を示すことになったが、次第に社会との間に齟齬が生じざるを得ず、ここに泰始律令を基にしながらも、新たな法体系、特に律を改定せざるをえなかったと考えられる。更に、永明年間での律の改定には北魏の律令編纂事業が何らかの影響を与えていた可能性が考えられる。

ところで、天監二年に完成したのは律だけではなく、令典と、西晋の晋故事を継承するものである梁科も編纂された。だがこの二つの法典に関してその編纂事情を窺わせる史料はほとんどなく、現在の所、西晋泰始令および晋故事の内容をほぼ踏襲したとみる従来の説が正しいように思う。『隋書』二五刑法志によると蔡法度が新律を上奏し、「また」令三十卷・科三十卷を上奏した後、武帝は彼を廷尉卿に任じ、「詔して天下に新律を班」った。ここでも律のみを「新律」と称し、その頒布のみを記している。これは、当時の法典編纂事業では、律にその関心が集中していた状況を端的に示していると思う。

注

- (1) 沈家本『歷代刑法考附寄修文存』（『沈寄修先生遺書』甲編所収、中華書局發行標点本、一九八五年）。
- (2) 淺井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（京都法学会、一九一一年。律令研究会影印版、一九七七年）。程樹德『九朝律考』（一九二八年發行。中華書局影印本、一九六三年）。その他中田薫「支那における律令法系の発展について」（『比較法研究』一一四、一九五〇年）、「支那における律令法系の発達について補考」（『法制史研究』三、一九五三年。いずれも同氏『法制史論集』第四卷所収、岩波書店、一九六四年）。堀敏一「中国における律令制の展開」（『東アジア世界における日本古代史講座』

第六卷、学生社、一九八一年）、「中国における律令法典の形成」（唐代史研究会編『中国律令制の展開とその国家・社会との関係』所収、一九八四年。同氏『律令制と東アジア世界―私の中国史学（二）―』所収、汲古書院、一九九四年）などが律令法典編纂の推移を概観する中で梁律の編纂の意義について言及している。また、楊鴻烈『中国法律發達史』（商務印書館、一九三〇年。上海書店影印、一九九〇年）も中国の法制を上古より民国まで概観している。梁代に関しても法典編纂のみでなく、法制の各分野に関して史料を収集している。最近では、韓國磐『中国古代法制史研究』（人民出版社、一九九三年）の中で、主に律編目の問題から南齐永明律と梁律についての言及がある。さらに、楊鶴皋『魏晋隋唐法律思想研究』（北京大学出版社、一九九五年）は西晋泰始律令の註釈を行なった張斐・杜預の法律思想について言及している。

- (3) 滋賀秀三「漢唐間の法典についての二三の考証」（『東方学』一七、一九五八年）。
- (4) 中華書局發行標点本三八頁。以下正史に関しては、標点本を使用し、注にはその記事の記載頁数をあげることとする。
- (5) 前注（2）『九朝律考』中華書局本三一五頁。
- (6) 三九頁。
- (7) 七〇〇頁。
- (8) 六九七頁。
- (9) 『梁書』卷二天監元年条では中書監となっていて、本紀の記

載の方が正しいと思われる。

- (10) 『大唐六典』(広池千九郎氏校合近衛本、広池学園事業部、一九七三年) 一三四頁。

- (11) 三六―七頁。

- (12) ちなみに、程樹徳の引用した『芸文類聚』卷五四刑法部刑法所引の任昉「為梁公請刊改律令表」は表の全文とは考えられず、佚文中に律令制定を求める文言は見出せない。ただ、梁武帝蕭衍が梁公になったのは、『梁書』卷一中興二年(五〇二)一月条の和帝詔文に、

其進位相國、總百揆、揚州刺史、封十郡為梁公、備九錫之礼(下略)。

とあるので、この時と思われる。そして四月蕭衍が即位して梁朝が成立するのであり、彼が梁公として任昉の表を受けるとすれば、中興二年(天監元年(五〇二)の正月から三月までの間ということになろう。とすると、この表を受ける形で律令の制定を志向するならば、あるいは即位前と考えることもできよう。

- (13) 八三五頁。

- (14) この王植之の律章の条文数をめぐって、今のところ二つの説がある。というのは、史料中の律注収集条文をそのまま計算すると一七三二条となり、「凡そ一千五百三十二条」という記載に合わない。そこで沈家本は後半の一〇七条・一〇三条を、それぞれ張斐・杜預の律注より収集した条文の一部と考え、七三一条と七九一条のみを正式な収集条文とし、合わせて一五三二

条と考えている。一方滋賀秀三氏は、杜預の律注条文の七九一

条が「五九一条」の誤りと考え、後半の一〇七・一〇三条をそのまま合わせ、全体の条文数「一五三二条」そのものは動かさない見解を出されている。今の段階でいずれの解釈が妥当かは早断はできないが、滋賀氏の「七九一条」を「五九一条」の誤りとする根拠は弱いように思える。ちなみに、『隋書』卷二五刑法志の中で蔡法度の伝えていた王植之の律書は「一千五百三十条」となっている。頒布された梁律は同刑法志では「大凡定罪二千五百二十九条」となっていて、『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条注も同様である。これが「一千五百二十九条」の誤りであることは、梁律を扱ってきた各論文で指摘されている。注(1)および(2)の各論文参照。

- (15) 八三六頁。

- (16) 『隋書』経籍志はこの律のことについて何も記していないが、『旧唐書』卷四六経籍志上(二〇一〇頁)には、

齊永明律八卷(宋躬撰)。

とあり『新唐書』卷五八藝文志二(一四九二頁)にも

宋躬齊永明律八卷。

とあり、撰定者が宋躬となっている。新・旧唐書編纂の段階で伝えられていた南齊永明律の撰者が王植之ではなく宋躬となっていることは、永明九年の孔稚珪の奏文の内容が律制定の事情をより正確に伝えていると判断できよう。

- (17) 前注(3)論文六―八頁。

(18) もとより、こうした法運用の混乱は晋律そのものが簡潔で、

その註釈も見解に差があるゆえ、各地域での裁判では、処断する者の個人的判断に委ねられていたからではなからうか。

(19) 拙稿「晋代の法令について」(『紀尾井史学』五号、一九八五年)、「南朝法制小考」(『紀尾井史学』九号、一九八九年)

(20) 前注「晋代の法令」三三頁参照。

(21) 前注(21) 拙稿「南朝法制小考」参照。

(22) 前注(2) 堀氏著書七七―八三頁。

(23) 九七頁。

(24) 『南齐書』卷四八孔稚珪伝にも、孔稚珪の上奏文の後に

詔報從納、事竟不施行。

とあり、施行はされなかった。

(25) 例えば、『梁書』卷十三沈約伝(三三三頁)に

時竟陵王亦招士、(沈)約与蕭琛琅琊王融、陳郡謝朓・南

郷范雲・樂安任昉等皆遊焉、当世号为得人。

とあり、同書卷十三范雲伝(二二〇頁)には、

(蕭)子良為司徒、又補記室參軍事。(中略)初、(范)雲

与高祖遇於齊竟陵王子良邸、又嘗接里閭、高祖深器之。

ともあり、参与者相互の關係がうかがえる。

(26) 三三一頁。

(27) 起家する際の法曹行參軍がどのような位置づけをされていたのかについては、宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究会、一九五六年。中公文庫に再録、一九九七年)の第三・四章

を参照。

(28) 三九三頁。

(補注1)

南齊書本紀にみえる皇帝聽訟記事を収集したが、この聽訟の特徴的な点は、京師近辺の獄囚を京師に集め聽訟すると同時に、それ以外の地ではそれぞれの地で訊審させている点である。特に⑦や⑧の事例が典型であろう。そう見なすと、③・④と⑤・⑥の事例はそれぞれ皇帝聽訟としては一連の政策と見なすことができる。つまり例えば⑤と⑥では永明三年七月に丹陽及び周辺の囚獄を京師に集めさせ、八月にこの集められた囚獄の聽訟をしたと見なせる。③と④の記事も同様に考えられよう。すると、それぞれを一つの事例と考えると聽訟の事実はいくつということになる。表では一応史料の記載をそのまま表化した。

戦国大名北条氏の検地に関する覚書

社会科 則 竹 雄 一

はじめに

戦国大名検地の研究は、大名権力の性格を規定する政策として重要な位置を占めてきた。北条検地論は、今川・武田両戦国大名とともに戦国大名検地論の中心をなしてきた。むしろ三戦国大名の検地をめぐる議論そのものが戦国大名検地論であったといっても過言ではないだろう。しかし、この検地研究の中心は今川氏の公事検地論をめぐるものとして行われ、関係論文は二〇編以上にものぼるのであるが、これに比較すれば北条氏を専論とするものは多くなく、唯一佐脇榮智氏の分析があるに過ぎないといってもよい状況である。^①なぜこのような状況が生み出されたのであろうか。^②これは、佐脇氏の論文以降においてほぼ佐脇説が、定説として受け入れられて、定着したことに起因するのではないだろうか。しかし、残された問題がないわけではなく、本稿では後北条氏の検地について再検討を行いたい。

いままでに明らかにされている北条検地の特徴は次の通りである。
①一反当たりの基準貫高を田地五〇〇文・畠地一六五文（秋成一〇〇文・夏成六五文）と設定、これは天正一八年の北条氏滅亡まで一定であった、②検地奉行を派遣して郷ごとに検地を実施し、田畠面

積×基準貫高で郷別の貫高＝検地高辻（「田畠踏立辻」）を決定、③検地高辻より引方（公事免・堤免・井料・代官給・定使給など）を除いて定納高＝年貢高を算出し、年貢増分は基本的には北条氏が没収する、④永正一七年（一五二〇）小田原・鎌倉周辺、天文一一・一二（一五八三・八四）相模国中部・武蔵国南部で検地が行われているが、宗瑞から氏綱へのまた氏綱から氏康への代替わりに際して行われた代替わり検地であった。

以上のような成果を踏まえながら、ここでは北条検地の分析の主な史料となってきた『北条氏所領役帳』（以下『役帳』とする）と、いわゆる「検地書出」と呼ばれる文書を中心に北条検地について考えてみた。

1、『役帳』に見る北条検地

『役帳』には「検地辻」「検地増分」「検地増」「増分」「検見辻」などの記載があることは従来から知られ、検地史料として利用されてきた。これらのほとんどには干支が記されていることから、検地年代が知ることができるのである。年代順に列挙すれば、丙寅（永正三年）、庚辰（永正一七年）、壬辰（天文元年）、丙申（天文五年）、壬寅（天文一一年）、癸卯（天文二年）、戊（天文一九年力）、壬子（天文二二年）、甲寅（天文二三年）、乙卯（弘治元年）、丙辰（弘治二年）、丁巳（弘治三年）、午（永禄元年力）となる。表1は『役帳』記載の検地実施事例を整理したものである。『役帳』記載項目を整理すると、①検地実施年代と実施場所（地名）、②「増分」

記載の有無、③「検地」と「検見」、④増分記載の一部に「重而惣次検地之上役可被仰付者也」の注記などがあることが注目される。従来は、①の実施年代と実施場所の分布に注目して、北条検地の実施過程と性格が位置づけられてきたが、ここでは年代ごとに①以外の点も考慮しながら、検地の状況を再検討してみたい。

(1) 永正三年検地

永正三年（一五〇六）の検地は、宗瑞による北条氏最初の検地として知られている^⑤。ところが、『役帳』記載を含めても関係史料は二点にしか過ぎない。ひとつは『役帳』の南条右京亮所領相模国西郡宮地の「丙寅検地辻」との記載である。もうひとつは永正三年正月一四日付け遠山直景寄の菩提寺延命寺への寺領寄進状である『戦国遺文』後北条氏編五七号文書。以下『戦五七』とする。ここでは直接、文書中に検地文言は存在しないが、田一反につき五〇〇文、畠一反につき一七六文となり、北条氏の基準貫高の数値にほぼ一致することから、検地後に寺領寄進が行われたと推定され、検地事例の史料として位置づけられている。この時の検地の性格は、北条検地の初見であるとともに現時点で最初の戦国大名検地であり、新領土である西郡一带に一齐に実施された領域検地であるとされている。問題点は、①西郡の領域検地であるのか、②北条氏最初の検地かということである。一点目については、永正三年事例が現在二ヶ所しか確認されていないことから確定されたとは言えない。また、二点目についても、『役帳』宮地の記載では、八一貫九〇〇文の内、

二三貫三〇〇文が「丙寅検地辻」と注記のあることから、この貫高が永正三年の増分であったとするならば、この時が最初ではなかったと言える。つまり、北条氏の検地は永正三年を遡る可能性があるのではないだろうか。

(2) 永正一七年検地

永正一七年（一五二〇）の検地は、前年八月一日の伊勢宗瑞死去に伴い、相模国西郡一带と鎌倉寺社領で実施された代替わり検地とされている^⑥。

『役帳』での「庚辰検地」の注記は、山角弥重郎の幸福寺分と北条一族幻庵の所領九ヶ所であり、幸福寺分も幻庵の所領注文では所領として見えることから（戦三七）、西郡一带といっても箱根根別当であった幻庵（宗哲）所領の検地に限定されていたことが指摘されている。

鎌倉寺社領検地の実施については、天正一七年の鎌倉報国寺の敷地半分をめぐる報国寺と龍源軒との相論に際して、鎌倉代官大道寺政繁の書出に「因茲庚辰歳并丁未歳、鎌倉御検地之砌、度々任御証文」とあることからわかる（戦三四五四）。庚辰歳＝永正一七年と丁未歳＝天文一六年の二回にわたり鎌倉で検地が行われたのである。この検地に基づいて北条氏は寺社敷地の安堵を実施した。永正一七年の証文は残存しないが、天文一六年の鎌倉代官大道寺盛昌証文や虎印判状が多数現存している（戦二八八、二九三～三三三）。虎印判状では「敷地之事…任永正十七年庚辰歳落着之旨、令寄附者也」

とあり、天文一六年鎌倉検地に基づく敷地安堵の前提に永正一七年の証文が存在していたことを明示しているのである。この検地に際しては、「坪帳」が作成された。この事例として唯一、「建長寺御寄進坪帳」の天正十五年の写が伝えられている（戦三三三五）。これは天正十五年七月二十九日に盗賊が蔵に入り盗まれてしまい、十二月十三日に写し取ったものであるが、奥書よれば「御寄進坪長之本帳者、後藤若狭守鎌倉小代官之時、書渡也、庚辰九月廿日、建長寺納所へ参与書、若狭守判有之」とあり、庚辰＝永正一七年に作成されたものである。「五十三坪 大蔵 百五十六文 当年貢七十文 太郎左衛門」のように、面積・場所・貫高・年貢高・耕作者名を記し、坪を単位とすることから「坪帳」と称されたと考えられる。「坪帳」の存在については、鎌倉代官大道寺政繁の鎌倉大巧寺への敷地寄進に際して「任証文・坪帳、委細書付進之候」と、寄進状作成の根拠に「坪帳」が知られる（戦二六三四）。北条検地の検地帳そのものは残存しないが、内容を示すと考えられる「長はま野帳」「下中村上町検地帳」が知られている。これらの記載方法との相違が見られるのは、鎌倉の都市としての性格を示すものであろう。

（3）天文元年検地

『役帳』によれば天文元年（一五三二）の検地記載が四ヶ所見られる。全て相模国内であるが、三浦郡浦郷・西郡沖之郷・中郡落畑・東郡本郷木曾分と場所のまともは見られないものの、四ヶ所とも「増分」記載がある点が特徴である。このことから、天文元年検地

は永正一七年検地のような領域検地ではなく、何らかの事情による局地的検地と考えられる。ただし、「増分」記載の存在から少なくとも当該場所が二回以上の検地が実施されていることがわかる。

『役帳』では三浦郡や東郡の検地事例はほとんど見られないが、これらの地域で検地が実施されていないとは考えにくいので、天文元年以前において領域的な検地がすでに行われていたと考えるべきではないだろうか。

（4）天文五年検地

『役帳』には江戸芝崎一跡丸子分と江戸一木貝塚の二ヶ所に記載が見られる。但し、前者は皆川本にはあるが、内閣本・今井本には見られないので皆川本の誤写とも考えられる。江戸周辺は大永四年の江戸城攻略で北条氏の支配下に入るが、『役帳』によればこの地域の所領の多くは太田康資とその家臣団が知行していたことが知られ、北条氏による検地実施は十分には展開できていなかったと考えられる。天文五年段階では北条氏に味方した太田氏関係の武士以外の關所部分が局地的に検地されたものであろうではないだろうか。

（5）天文一一・一二年検地

天文一〇年は、七月一七日に二代当主北条氏綱が死去し、氏康への代替わりの年である。このことから一一・一二年検地は代替わりに伴う領域検地であると位置づけられている⁸⁾。ここでは伊豆・相模中郡・武蔵久良岐郡・小机・小山田庄など相模国中部と武蔵国南部

地域で実施されたことがわかるが、「増分」記載の有無から大きく分けることができる。他国衆小山田弥三郎の所領である小山田庄は「増分」記載が見られないが、それ以外の地域では二ヶ所を除いて「増分」記載が見られる。つまり、小山田庄は初めての検地実施であり、その他は再検地であったことがわかるのである。

「増分」記載の有無をどのように理解すればよいのであろうか。

「増分」はある段階での検地実施において、それ以前に把握されていた貫高と新たな検地によって把握された貫高の差として示されるとき考えられるから、「増分」記載のある所領においては複数の、少なくとも二回の検地が実施されたことを示していると理解できよう。この天文一一・一二年の中郡検地はそのほとんどに「増分」記載があり、その性格を単に代替わり検地と捉えるだけでは不十分であると考ええる。なぜ中郡の再検地がおこなわれたのか、考える必要があるが今のところでは課題である。また、中郡検地の性格を考える上で「寅年之増分ハ重而惣次検地之上、役可被仰付者也」などの注記が見られることは重要であろう。この年の検地は「惣次検地」と認識されていたのであり、惣郷検地や領域検地として概念化されてきたものである。また、増分は役が免除され次回の「惣次検地」で改めて役の対象とされたのであり、この注記はすべての中郡検地にあるわけなので、増分に知行役が賦課されるか否かは、個々の知行人の事情が影響していたと考えられる。また、同一場所に繰り返して「惣次検地」が行われることを示している。但し、『役帳』で永禄二年以前において同一場所複数回の検地実施記載の注記は見あ

たらな。『役帳』が作成段階での最終貫高を記載したものであるとすれば当然といえようか。

(6) 天文一九年検地

東郡鶴間の一ヶ所しか記載がないことから、個別的な検地であったと考えられる。但し、「戌年増分」とあることから再検地の事例であると言える。

(7) 天文二二年検地

松田因幡所領の西郡今井郷半分と松田兵部丞所領西郡今井郷半分の二ヶ所に記載が見られる。但し、今井郷という同一場所の一族所領の事例であり、実質は一ヶ所の検地と言えよう。

(8) 天文二三年検地

深大寺屋敷分・符田郷・新倉与七郎分の江戸廻から多東郡にかけての三ヶ所と東郡吉岡の一ヶ所に見られる。前者の事例は江戸周辺部で比較的まとまっていることから、江戸西部での領域検地の実施が考えられる。後者の事例は、『役帳』に御馬廻衆岡本八郎左衛門(政秀)の所領として「五拾九貫八百文 東郡吉岡 甲寅検地辻

此内三拾貫文手代之者三人江被下」とあるが、天文二四年十二月三日付け虎印判状には「然ハ東郡吉岡郷乙卯歳検地、五拾九貫八百文定納之内式拾四貫四百文扶持給ニ出候」とあり、検地実施年代が相違する。『役帳』の誤写の可能性がある。どちらにしても個別的

な検地であったと考えられる。

(9) 弘治元年検地

河越三十三郷・入東郡・入西郡・比企郡・吉見郡といった武蔵国中部における領域検地である。天文一五年四月二〇日の河越夜戦で勝利を得た北条氏康は、河越城周辺と上杉方拠点の松山城の接収による松山地域の支配を確立するために実施された検地で、いわゆる新領土獲得に伴うものであった。⁹⁾すべて「増分」記載が見られないことがひとつの特徴である。新領土であることから北条氏による最初の検地であったことから当然のことであろう。もう一つの特徴は弘治元年検地に限って「検見」とあることである。この領域検地であっても「検地」と「検見」記載が並存することから、「検地」＝「検見」と理解されてきた。¹⁰⁾また、『役帳』諸本によっても両方の記載の異同が見られる。しかし、「検見」記載の弘治元年検地での限定性はもう少し考慮される必要があるのではないだろうか。

(10) 弘治二年・弘治三年・永禄元年検地

それぞれ伊豆月ヶ瀬、西郡吉田島、河越仙波内日影分の一ヶ所づつであり、個別検地と考えられる。仙波の事例は「増分」記載があり、弘治元年での河越三十三郷を含む領域検地の最初の検地からの二度目の検地であったと言えよう。

2、「検地書出」に見る北条検地

ここでは「検地書出」と称される史料を中心に北条検地を再検討

しよう。現在、一八通が現存している(表2参照)。次のような文書である。

【史料】 北条氏検地書出写(諸州古文書 戦三三六七)

武州江戸廻永福寺分検地書出

三町壹段四十歩 田数

分錢拾五貫五百五十文 段別五百文宛

九町貳段 畠数

分錢拾五貫百八十文 段別百六十五文宛

此内五貫九百八十文夏成

以上卅貫七百卅文 田畠踏立辻

此内引物

五百文 井料

八百文 代官給

五百文 定使給

三貫七十三文 公事免

以上四貫八百七十三文 除之

残而

貳拾五貫八百五十七文 定納

已上

天正十六年

戊子九月三日

(虎印)

検地奉行

安藤兵部丞

大村彦右衛門尉

山田対馬守

永福寺分

百姓中

以上のように郷村別に田・畠面積、それに段別基準貫高を乗じた田・畠分銭高、その合計の「田畠踏立辻」、百姓への免除分である「引物」、最後に「田畠踏立辻」から「引物」を差し引いた「定納」高・年貢高が記載されており、北条氏の検地・貫高制を端的に示す史料として利用されてきた文書であり、近世の年貢割付状に相当するものである。

十八通で示される個別的な内容を関連資料を含めて検討しよう。

(1) 相模国飯積福田寺分(神奈川県小田原市飯泉)

飯泉は永禄二年の『役帳』には御家中衆小笠原六郎(康広)の所領として「百八拾貫三百九十一文 西郡飯泉郷」として見える。内閣文庫所蔵古文書の小笠原家伝米文書にあることから小笠原氏所領飯泉郷での検地と言える。福田寺は未詳である。大永六年(一五二六)に検地が実施され、「検地書出」の初見であり、北条検地の中でも早い時期に属する事例である。大永六年の他地域での検地事例は確認できないことから、局地的な検地を考えられ、しかも、「飯積之内福田寺分」とあることから飯泉郷全体でもなく福田寺分の土地に限定されたものであったと考えられる。関連史料はなく詳細は不明であるが、「不作」が年貢高から差し引かれていることから、不作をめぐる百姓年貢減免闘争の存在が推定されようか。ここで注目されるのは、池上裕子氏の指摘されたように検地高辻一五貫三六文に対して、「百姓公事免」が一貫五〇〇文と十分の一の値となっている点であり、貫高と公事との関連を考える上で重要である

う。「公事免」の十分の一固定化は北条領国支配の比較的早い段階から決められていたと言える。

(2) 伊豆国長浜(静岡県沼津市内浦長浜)

天文一二年の北条氏綱から氏康への代替わり検地の一環とも考えられるが、天文一一・一二年の領域検地は相模国中郡と武蔵国南部を中心としたものであり、一応ここでは長浜に限定されたものとしておこう。ただ、『役帳』の天文一二年検地の事例として伊豆の三ヶ所があり、伊豆地域で広く検地が行われた可能性も考えられる。田面積には「彦町六反大九十歩 田本増辻」との記載があり、また

「引方」のうち一貫五〇〇文について「田畠増之内指置神田井井領諸色二引」とあり、田畠増分が存在することから再検地の事例であることがわかる。伊豆で確認される検地事例はあまり多くなく、領域的な検地が施行されたかについては不明であるが、少なくとも天文一二年以前において検地の実績があることは長浜の増分記載から知ることができるのである。この点は『役帳』の伊豆検地事例でも増分記載があり共通している。

この「検地書出」発給に先立って「長はまの野帳」が作成されたことが知られている(戦二三六)。「畠 九十フ まん五郎」「田 十フ 新二郎」とあるように、田畠の混合記載で田畠別と面積と作人名が記され、検地実施の際のメモ的なものであったと考えられる。田畠数のほぼ一致する点から見て、長浜検地書出が野帳に基づくものであることは明らかであり、検地書出は北条氏が実際の検地の上

で郷村に対して決定した定納¹¹年貢高を示し年貢納入を命じた文書であると言える。

(3) 武蔵国宮寺郷志村分(埼玉県人間市宮寺・所沢市三ヶ島)

「卯歳御検知之上、改而被定置御年貢辻」の書出で始まり、「検地書出」文言はないものの「本増之高辻」五二貫八一六文、「宿屋敷」「社領」「定使給」などの引方合計が二八貫九三二文、定納高が二三貫八八四文と記載されていることから「検地書出」に含められる。検地実施場所は宮寺郷志村分とあることから、宮寺郷全体の検地ではなく志村分だけのものであり、年貢の「滝山御蔵」納入が命じられていることから滝山城主北条氏照の直轄領であったと考えられる。

(4) 武蔵国原宿(埼玉県上尾市原宿)

検地の実施された永禄一〇年(一五六七)は、岩付城主太田氏資が里見義弘との上総三船での合戦で八月三日に戦死して、北条氏による岩付領支配が開始された年にあたる。¹³原宿代官であった岩付太田家臣の恒岡越後守も同年に氏資と同様に討死したために、九月一〇日に北条氏政は、実子のなかった越後守の弟平林寺泰翁宗安(安首座)を名跡を継承させて(戦一〇三五)、同月晦日には原宿の代官職を安堵している(戦一〇四二)。つまり、この検地は岩付領支配の太田氏から北条氏への移行に対応するものであり、代替わり検地の意味合いを持っていたのであり、北条氏による岩付領村落の

直接的掌握が開始されたのである。「廿貫五百廿四文 当納 以上右、当年貢無々沙汰可致進納者也」とあり、当年¹⁴永禄一〇年の年貢納入額を決定して不足ない納入を命じている。書出文言の「原宿当検見御書出」や「合式拾三貫三百廿四文 当検見踏立辻」の記載の「当検見」は、検地書出の「定納」高の決定とは違う、当年に限定された年貢納入高を意味すると考えられる。この点から見ると、「当検見」は一般的な検地と同列に扱うことはできないのではないだろうか。

(5) 武蔵国白岩惣次郎分(埼玉県寄居町白岩または小蘭)

検地書出を受け取った宛名の町田雅楽助は、元龜三年二月二七日には鉢形城主北条氏邦から白岩分九貫文を宛行われて(戦一五八三)、元龜四年三月朔日には小蘭白岩弥三郎分一九貫八六〇文と同所白岩又三郎文一四〇文が宛行われていることから(戦一六三六)、検地の実施された白岩惣次郎は鉢形城下にあたる白岩村または小蘭村にあたると思われるが確定はできない。氏邦の検地事例の初見であるが、関連史料がなく詳細は不明である。ただ注目されるのは、この史料には「辰歳定納」「高辻」「毎年定納分」の三つの貫高が記載されている点である。「辰歳定納」は検地書出の発給された永禄一一年の年貢納入額であり、これに「田当披」(この年の新開田分)と「畠当不作」(この年の不作畠地分)の貫高を足すと「高辻」となる。つまり「高辻」はこの検地での合計貫高を示している。一方「毎年定納分」は、「従巳歳夏成定納」(翌永禄一二年以降の夏年貢

分」と「同秋成分」の合計で「高辻」と同額である。このことから、ここでの検地は田の新開と畠不作分の掌握により、永禄一年の年貢納入高と翌年以降の定納高を決定する目的であったと考えられる。

(6) 武蔵国河越本郷(埼玉県川越市石田本郷)

印文未詳の円印が押されているが差出人が不明である。しかし、文書形式から北条関係文書であることは明らかである。検地実施の背景などは関連史料がなく不明である。「田地案内者、雖無之候、大野縫殿助地堺、致案内分、如此相定候」と検地での案内者の存在が伺われる¹⁵。さらに「此外荒地拾年荒野ニ致之、可為開由、仰事ニ候者也」とあり、検地高辻に結ばれた田畠以外の荒地については、大野の申請を認めて一〇年間は「荒野」として、つまり年貢免除地として開発が北条氏から許可されたのである。

(7) 武蔵国鳥山雲松院分(神奈川県横浜市港北区鳥山)

神太寺雲松院は小机城代笠原氏の菩提寺で現在の港北区小机にある。関連史料がなく詳細は不明である。この史料と後掲の小机筋恩田郷の史料は「検地指出」とあるものの、文書の内容から「検地書出」と同じ扱いをされてきた。二通とも小机城主北条氏光印判状で小机領関係文書であることから、使用者や地域による限定的な表現とも考えられるが、なぜ大名権力から発給する文書が「指出」なのか、不明なところであり、さらなる検討が必要であろう。

(8)(9) 相模国野葉郷・前岡郷(横浜市港南区野庭・戸塚区舞岡)

ともに「分国之定法郷中之指引」で始まり、野葉郷では二一貫文、前岡郷では四〇貫五〇文が引方として免除されている。また、「前々神社等之指置ハ免もあれ、御国法如此之間、可為此分」とあり引方額の決定が検地実施の争点であったと考えられる。「田畠踏立辻」からこの引方額を差し引いた高と、「前々納所御寺へ参分」の高の差額が「当検地増分」として打ち出されている。この増分は「御寺」東慶寺に北条氏から寄進される、一方では新たな陣夫役が野葉郷で一疋、前岡郷で三疋が賦課されている。ここで注目されるのは「前々納所御寺参分」は、「此員数百姓如申口」とあるように両郷の百姓中の申告によって従来の東慶寺への年貢高等が掌握されていることである。検地増分は北条検地以前の百姓の納入申告額と新たな検地高との差として示されるものであることがわかるのである。佐脇氏は両郷の検地の性格について陣夫増徴のためとし、浅倉直美氏は、書出文言などから「郷村への基本の控除分五項目を国法に定めたことを契機に、後北条氏が両郷の検地を実施した」とされている。控除分五項目が天正二年に定まったとは、史料文言からは確定できないことや五項目はすでに永禄一〇年の原宿の検地書出に見えることから、少なくとも国法による固定化は永禄一〇年に遡るものであり、両郷の検地を浅倉氏のように評価することは妥当ではないと考える。両郷はすでに『役帳』に鎌倉東慶寺の所領として記載される。ここでは地名のみの記載であり、『役帳』作成の永禄二年の時点では北条氏は貫高の掌握を行っていないことを示している。天正

二年の検地書出が最初の検地であったとすれば、領主東慶寺と両郷百姓中の引方をめぐる対立に介入して、未検地の地域へ検地を押し進めようとする北条氏の政策を示す事例と考えられよう。

(10)(15) 武蔵国府川郷（埼玉県川越市府川）

検地の背景は検地書出と同日の虎印判状が明らかにしてくれる（戦一九一四）。これには、「府川之郷一陽年来致隠田処、此度訴申間、被逐検地処、兩人申上条明鏡也、然間、兩人ニ代官職被仰付候并御領所之隠田、申上為御褒美、今度増分、定納廿九貫之内五貫文、兩人ニ永被下候、猶郷中之様子御書出者、別紙ニ有之、從來秋如御法、速可走廻旨、被仰出者也」と竹谷源七郎・大野縫殿助宛てに出されている。府川郷での隠田の存在を竹谷・大野兩人が北条氏に訴えたことから検地が実施されたのであり、今川検地で有光友学氏が明らかにした「公事検地」の北条領国での事例のひとつである。この検地の結果、増分二四貫一文が新に踏出され、竹谷・大野兩人は増分から五貫文を与えられるとともに、府川郷代官に任命された。府川郷では天正一五年に再び「検地書出」が出されている。「河郷御検地御書出」ではじまり「当年より定納」高とその内訳として「去年之納」と「今度之増分」が記載される大変簡単な内容の史料である。検地書出の発給者北条氏房は、天正一〇年七月の前城主太田源五郎（氏房の兄）の死去にともない岩付城主となるが、天正一四年までは父である北条氏政の発給文書が岩付領内に見えることから、全面的な氏房の領域支配が開始されるのは天正一四年からと

されている。⁽¹⁸⁾ 検地書出と同日に出された北条氏房印判状では、「府川郷定納之外、五貫文之所、御隠居様如御証文、不可有異儀者也」と竹谷・大野両代官に「御隠居」＝北条氏政の証文同様に安堵している。この点からも、この検地は氏政から氏房への実質的な支配者の代替わりにともない実施されたものと考えられる。

(11) 武蔵国三保谷郷（埼玉県川島町三保谷宿）

「此度糾明事終而相定畢」とあることから、当郷においても公事による糾明検地であったことがわかる。検地書出の発給される四年前の天正二年に次のような文書が残されている。「三保谷郷有公事、兎角申間□□迷候、可致検地、先年之検地へ以賄賂□□無之由、只今当訴人梅沢・鈴木申上候、猶郷中之儀、代官道祖土図書、訴人梅沢、公方検使守賀新兵衛、治部少輔衆相談、一々被致検地、可申上者也」（戦一七一九）。

天正二年以前に検地があった時に賄賂を利用して、三保谷郷は検地を逃れたと梅沢将監と鈴木隼人が北条氏に訴え、これを受けて北条氏は代官道祖土図書助等に検地実施を命じたのである。この検地の結果を示したのが「検地書出」であったと考えられる。元龜三年にも鈴木は代官非法を訴えている（戦一九一六）。道祖土図書と長年の軋轢があったことを伺わせる。この公事検地で五四貫一〇文の増分が踏み出され、三保谷百姓中へはこの内から一四貫文が永代赦免として指し置かれている。

(12) 武蔵国恩田郷（横浜市緑区恩田）

『役帳』には三郎殿（北条幻庵の子宝泉寺殿、小机城主）の所領として「百廿七貫八百七十四文 小机恩田」とある。検地書出では田畠辻二三三貫五五文で『役帳』記載の貫高に比べて一〇四貫一八一文の増加が認められる。検地書出には増分記載は見られないが当郷において少なくとも二度の検地が実施されたことを物語っている。池上氏は「二一貫文 公事免但本途辻十分一」の記載から、この公事免貫高が検地書出や『役帳』貫高の十分の一となっていないことから、永禄二年以前での検地を想定し、公事免十分一は最初の検地の十分一であると述べている¹⁹。そうすると恩田郷では三回の検地があったと言える。

(13) 上野国北谷郷（群馬県鬼石町三波川）

「此度御検知大途次之事」と鉢形城主北条氏邦の直轄領である当郷の検地は、大途（北条当主）同様の検地が行われた。天正一四年は新田領を中心として上野国新領土に対する北条氏の領域検地が行われたが、「大途次」とはこの新田領同様の検地という意味を指していると考えられる。ここでの争点も引方額の問題であった。氏邦は「大途御検知之儀者、夫錢以下さへ、被為引候へハ、十貫文之郷百貫文ニ成候共、御許無之御国法ニ候」と大途の国法の論理を利用することで、百姓中側の免除要求を抑制したのである。こうして検地増分の中で「戌年之増」として一一貫五〇〇文を確保したが、一一貫五七六文は百姓の佗言により免除せざるを得なかった。

(14) 下総国金野井本郷

（埼玉県庄和町西金野井・千葉県野田市東金野井）

この検地の目的は、三町三反大の新開畠と四五歩の新開田地の掌握であった。もう一つは「此内拾三貫六百元、当年一廻、人給不足ニ付、被為引、然者、郷中役も半役可致之」との記載から、この年の家臣給分の不足のため、百姓中への免除分のうちから一年に限り当納額へ繰り入れることを確定することであった。新開田畠も含めた貫高から引方を差し引いた「定納」額が記され、さらにこの年の水損田地と不作畠分が差し引かれ「当納」が決定されている。また、荒地分の貫高が加えられて、「本郷踏立之辻」が打ち出されている。郷村高の掌握は、開発予定地としての荒地も含むものであったと言える。

(16) 武蔵国久下郷（埼玉県熊谷市久下）

久下郷は本来小山衆八人の給田で構成されていたと考えられる。検地辻である九三貫五二〇文のうち四八貫文は「給田」、一五貫二〇〇文は「御加増 金子左京亮増給」とあり、これらが引かれて「当納」二七貫文となっている。そして「当納」の内訳は「御領所開」と「給田より出増」と記されている。検地書出発給の前日に出された北条氏照印判状には「久下郷之検地之増」として八人の給人ごとに給田からの増分高五貫九二文が打ち出され、「給田之増以召上儀者、御国法也」という国法の論理で増分の召し上げが命じられている（戦三二〇七）。また、二一貫八八文の新開分が御領所と

して組み込まれ、合わせて栗橋御蔵への納入が代官金子左京亮に命じられた。金子は増給として久下郷から給田をもらっているが、「加増」とあるように天正一五年の検地時におけるものであり、代官掟の発給とともに（戦三二〇七）、おそらく新しく久下郷の代官に任命されたのである。

（17）武蔵国荒川郷（埼玉県花園村荒川）

「此度改之辻」の三貫六八文は、「当開十一人御扶持被下候」とあり、荒川郷の荒野開発を行った持田左京亮以下十一人の者に給付された。この検地は荒野開発に伴い実施されたものであると言える。

（18）武蔵国江戸廻永福寺分（東京都杉並区永福）

関連史料がなく詳細は不明である。前掲の通り「検地書出」として典型的な史料である。

文書内容から検地書出史料を分類すると、次のようになる。

I型：田畠面積・引方を記載↓1・2・4・10・12・14・18の七

事例となる。

II型：田畠面積はあるが引方が記載されない↓5・7の二事例

III型：面積記載がなく検地高と典型的な引方を記載↓3・6・8・

9・11・13の六事例

IV型：面積と明確な引方記載がなく検地高と増分を記載↓15・16・

17の三事例

この内、「検地書出」文言があるのは、I型で5例、III型で1例、IV型で1例である。「検地」に伴いその結果を百姓中などに示すことによって、領主―百姓関係をつくる役割をこれらの検地書出はもっていたことは共通しているが、「検地」「検地書出」として表現される検地がどのような内容と目的を持つのかはもう少し厳密に検討する必要があるのではないだろうか。例えば、III型の近似する史料として永禄一二年の虎印判状と推定される文書がある。「己巳歳斑目郷風損之佗言、百姓中頻而申ニ付而、検見之上、自今以後之納所引方共ニ定事」ではじまり、検見高辻と引方が記載されている（戦一三六九）。百姓中は風損を理由に北条氏に年貢減免を訴えたので、北条氏は郷中の検見をした上で百姓中の主張の通りに免除分を決定したのである。ここでの検見は、作柄調査とも言うべきもので厳密に言えば土地調査とは相違し検地の範疇に属さないと考えるべきであるが、検見高・引方・定納高の確定や増分の打ち出し（増分の一部は引方に含まれる）、また、「自今以後之納所引方」とあるようにこれ以降の年貢高を決定するものであることなどを考えると、「検地」との相違をどのように見るのか、明確化することは難しいように思われる。

3、北条検地の性格について

以上一八通の検地書出史料全体を通じての北条検地を特徴について整理しておこう。

まず、第一は基準貫高の問題である。従来、基準貫高は田地五〇

○文、畠地一六五文であり天正一八年まで変更はなかったとされてきた。しかし、田地三〇〇文・畠地二〇〇文・一七六文・一五〇文などの事例が存在することをどのように考えたらいであらうか（表3参照）。既に佐脇氏が、「一筆ごとの田畠の等級を記載していないことである。しかし村とか郷とかその地域地域ではその区別があった」と述べられていたが、それ以降、この点について「ごく一部」と例外として理解する以外は言及されてこなかった。しかし、この点の位置づけは北条氏の在地掌握のとくに農業生産力掌握における評価と関わり、例外とするだけでは十分とはいえない。「下中村上町検地帳」「長はま野帳」では、田畠一筆ごとに上中下などの品位記載はなく、面積のみの掌握に止まっている。しかしながら、田三〇〇文・畠二〇〇文の存在は、田畠一筆ごとの等級分けではなく、郷別の等級設定が行われたことを示しているのではないだろうか。つまり、検地は田畠面積・作人の確定とともに郷別基準貫高の確定が重要な作業であった。西原源太宛て北条家印判状（戦一四七二）には「於仁田郷、給田被下畢、田畠上田・下田引合」とあり、知行宛行に際して上田下田の考慮が行われ平均化される状況を示している。一筆ごとの田畠の品位がまったく無視されるものではなかったことがわかる。このことから郷別等級の決定に際しても一筆ごとの生産性を考慮して郷全体の平均化が行われたことを推測させる。また、基準貫高の田畠を比較すると五〇〇文と一六五文、三〇〇文と一〇〇文など三対一を基本としていたと見られる。つまり、同面積での田畠の生産力の比率は、畠は田の三分の一と考えられていた

のではないだろうか。畠作優位の東国にあって大名権力の畠作に対する認識を検討することは重要なひとつ課題である。

年貢収奪の強化を政策基調とする北条氏において、郷別基準貫高が一定であることから、田畠面積の増加だけが田畠高辻の増加＝年貢収奪の強化をもたらした。しかし、その田畠面積の確定作業を目的とした検地、その結果を百姓中に提示する役割を果たした検地書出であるにもかかわらず、一八例中九例において面積記載がないのはなぜであらうか。これが第二の問題である。検地書出史料の性格にも関わる点である。

6の事例を除いて九例で増分記載があることは注目できる。増分の存在は、それ以前に検地がすでに行われ、その年貢高との差額が増分として示されたもので、少なくとも同一郷村に二回の検地が行われたことを示している。また、8・9の事例では諸引方の確定が争点の中心であることから田畠面積の記載が省略されたものであると考えられる。面積表示のある検地書出においても府川郷では隠田をめぐる公事検地であり、検地書出は北条氏の支配原則を示すものであると同時に在地での矛盾・対立を表現する文書でもあった。検地書出は、在地での矛盾対立に介入し隠田を踏み出し、また荒野開発での新開踏出に見られるように田畠面積の拡大掌握が北条氏の政策基調であった。

第二点と関連して次に検地で踏出された増分の性格を考えよう。勝保―安良城論争での検地増分は、加地子得分なのか、隠田なのかといった問題であった。結論的は検地書出に見られる増分は、隠田・

新開に伴う田畠面積の増加に基づくものであり、加地子得分の北条氏の取り込みではなかった。前述したように北条領国では田畠面積の増大によるしか年貢高の上昇へとは結果しないのである。検地増分Ⅱ加地子得分であるとすれば、それは基準貫高の増額として表現されるはずであるが、北条領国下でのこのような事例は見出されないことから、検地増分Ⅱ加地子得分説は否定されるであろう。

では北条氏は全く加地子得分について掌握し、貫高への吸収を行うことはなかったのか。この問題で留意しなければならないのは、前述の検地書出に記載された増分が、それ以前の検地で確定された本年貢高と当該の検地で確定された田畠踏立辻との差で示される点である。つまり、加地子得分と貫高との関係は、検地書出の検地増分の分析によって明らかにすることはできないのである。ある鄉村での基準貫高の設定を考えなければならない。従来、永原慶二氏が基準貫高と莊園年貢との近似を指摘されている以外、基準貫高自体の創出の根拠・過程については十分に説明されてはいない。池上裕子氏が「北条氏の五〇〇文という貫高基準は、上田・下田をとわず、すべての田に一律に対象とするものであるから、個々の耕地ではなく村落を単位として考えれば、明らかに旧来の本年貢を大きく上まわる収奪基準であると考えてよいし、検地は耕地面積の踏出を大幅におこなっているのだから、この両者を通して、『本途』は、旧来の本年貢に加えて、加地子得分に相当する余剰部分の多くを吸収していた」と述べているように、基準貫高の一律的な強制による結果論的な加地子得分の吸収という以上の意味を与えることはできない。

北条氏の場合、鄉村貫高は一定の鄉村別基準貫高と厳密な田畠面積の掌握によって確定される。つまり、郷全体への基準貫高の強制的適用と隠田摘発の奨励・荒野開発の推進による田畠面積の大幅な踏出による貫高の増大には、結果的に加地子得分をも大幅に組み込むことになった。しかし、加地子得分を積極的に否定する性格を有する検地ではなかったのである。

北条検地の特徴は永正一七年や天文一一・一二年の当主の代替わりに伴う検地、同様な永禄一〇年の太田氏から北条氏への岩付領支配の交替に伴う検地も含めて代替わり検地が郡規模を単位とする広範囲な地域で実施された。代替わりの観念に実施の正当性を求め、百姓中の検地反対闘争を回避しようとするものであった。また、新領土獲得に伴う天正一四・一七年の上野での検地のように領域的検地が展開された。しかし、領域的検地が平均的に全領国を覆い尽くすことは不可能であり、鄉村の様々な状況を反映し、「先年無検地鄉村」が現れた²⁶⁾。そこで領域的検地に個別的・臨時的な小規模検地を組み合わせることで北条氏は領域的検地の限界性の克服を図った。検地書出史料に見られる多くの事例は、このような小規模検地の事例であり、特に府川郷や三保谷郷での検地は、訴訟が発端となり実施された公事検地であった。北条検地の形態的な特徴は、領域的大規模検地と個別的な小規模検地との相互補完的实施による在地支配強化の点にあったのである。

おわりに

以上のように『役帳』と検地書出を中心に北条検地を見てきた。前述した北条検地の特徴は大筋において認められるものの、まだ多くの問題点があることを指摘できたと考える。この意味において本稿は北条検地についてのノートの過ぎないと言える。それぞれの問題点の解明は今後の課題としたい。

最近、池上裕子氏は戦国大名検地に関する新しい見解を示している^⑧。安良城―勝俣論争以後あまり大きな進展がなく、いわば閉塞状況にあった大名検地論にとって新たな視角として、重要な論点が提示されたと言える。池上氏は、「七〇年代以降の研究の到達点は、戦国期―一七世紀前半において大名や統一政権が徴した指出は検地との区別が明確になされず、『指出』とあれば指出検地の史料とされ、検地が行われたとみなすこと」が行われてきたと指摘し、「指出」と「検地」の相違と「指出検地」の語の妥当性について検討している。『指出』は「先規の継承、検地」新儀は「先規の否定という面こそ、指出と検地の本質的な違い」であるとし、指出検地のそのものの存在を否定して、北条検地も含めて戦国大名検地が太閤検地同様の丈量検地であったと結論づけている。従来、検地は指出検地と丈量検地に大きく分類されてきたが、検地は丈量検地であることを主張したのである。しかしながら、戦国期の史料にある「検地」文言が、指出検地であることが証明されていないのと同様に、丈量検地であるとは十分に論証されていないのが現状であると言える

のではないだろうか。また、池上氏が指摘するように丈量検地の実施は指出の消滅を意味するのではないことから、戦国大名の在地（土地）掌握は検地と指出の構造的連関の上で理解しなければならぬ。例えば前述したように東慶寺領野葉郷の検地書出では、東慶寺に納めていた年貢等の「前々納所」は「百姓如甲口」として百姓中の申告で北条氏に掌握されたことが記載されている。この「百姓如甲口」は口頭での申告としても理解できるが、先例の掌握といった点で考えれば、池上氏のいう「指出」の役割と同様な位置づけが可能であろう。つまり、検地書出は北条氏の新たな検地による結果を郷村に伝えたのみではなく、その内容は、新儀としての北条検地と先例としての指出（＝申告）の統合の上で成り立っていたことを示している。

注

① 今川氏の検地については有光友學『戦国大名今川氏の研究』（吉川弘文館、一九九四年）に整理があるので参照のこと。それ以降の論文としては、古宮雅明「有光友學『公事検地論』の批判的検討」（『日本史研究』四三〇）、同「戦国大名今川氏の検地についての一考察」（『戦国史研究』三六、一九九八年）がある。武田氏については恵林寺検地帳の分析を中心に行われ高島緑雄「東国における戦国期寺領の構造―永禄六年・甲斐国恵林寺領について―」（『歴史評論』一〇〇、一九五八年）・勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一

考察―恵林寺領『検地帳』の分析―」（『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年のち『戦国法成立史論』所収）、村川幸三郎「戦国大名武田氏の恵林寺領検地について」（『研究と評論』三六・三七、一九八六年）、同「戦国大名武田氏の検地について―勝保鎮夫氏の『検地施行原則』に関して―」（『日本史研究』三三三、一九八九年）などの研究がある。

（2）佐脇栄智「後北条氏の検地」（『日本歴史』一七七、一九六三年のち『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館、一九七六年）。その他、北条検地に言及しているものとして、「下中村上町分検地帳―後北条氏のいわゆる検地帳について」（『歴史地理』九一一、一九六四年）「後北条氏の貫高制についての一考察」（『日本歴史』二七一、一九七〇年）、中丸和伯「戦国大名論―村落構造を中心として―」（『歴史学研究』二四〇）、大石慎三郎「近世封建社会形成史に関する一考察―豆州内浦の場合について―」（『高崎論叢』一一一）安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提（2）」（『歴史学研究』一六四）、小和田哲男「後北条領国下の農民諸階層―「下中村上町分検地帳」の再検討―」（『関東戦国史の研究』名著出版、一九七六年）、同「北条氏邦の検地について」（『歴史手帖』創刊号、一九七三年）、永原慶二「大名領国下の農民支配原則」（『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年）、同「大名領国下の貫高制」（『戦国時代』吉川弘文館、一九七八年）、池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」（『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年）、浅倉直美「後北条領国における郷村支配と定使」

（『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年）などがある。

（3）『神奈川県史』通史編1原始古代中世（一九八一年）、『新編埼玉県史』通史編2中世（一九八三年）、『群馬県史』通史編3中世（一九八九年）、『小田原市史』通史編原始古代中世（一九八八年）など自治体史類などでは、ほぼ同じ様な記述となっている。

（4）『北条氏所領役帳』の書誌的な整理については、中元幸二「北条氏所領役帳の諸本について」（『神奈川地域史研究』一五、一九九六年）や各刊本の解題を参照。原本は失われており、写本は大きくは有相本系の内閣文庫本と狭山本系の今井家所蔵本に分けることができる。また、有相本系の異本である皆川本などがある。『役帳』

の検地関連記載については後述の通りであるが、『役帳』が一義的には北条氏と給人の関係を知行役を通して規定する帳簿であることを考慮する必要がある。知行役を賦課する基準である知行高がどのような過程をとって『役帳』に集約されたのが問題であろう。江戸衆豹徳軒の知行地の一部には「領主如申上」の注記があり、北条氏の検地では給人の申告で知行高が掌握されていることがわかる。そもそも検地記載はすべての知行地に注記されているものではなく、

注記の有無はどのような相違を示しているのかもよくはわかっていないのである。

（5）佐脇前掲論文、『小田原市史』通史編原始古代中世の黒田基樹氏執筆部分参照。

（6）佐脇前掲論文、『小田原市史』通史編原始古代中世の黒田基樹氏執筆部分、『鎌倉市史』総説編（吉川弘文館、一九五九年）参照。

(7) 『東京百年史』第一卷(一九七三年) 参照。

(8) 佐脇前掲論文参照。

(9) 佐脇前掲論文、『新編埼玉県史』通史編など参照。『役帳』は作成された永禄二年以前の状況しか示さないが、これ以降の新領土獲得に伴う大規模領域検地としては上野の事例がある(『群馬県史』通史編中世参照)。天正二二年の暮れに金山城の由良氏、館林城の長尾氏を攻撃して城を接収すると、翌年に周辺地域に実施された検地である。天正一三年には新田領で一四年には西庄で行われた。

(10) 佐脇前掲論文。

(11) 池上裕子「後北条領の公事について」(『歴史学研究』五三三、一九八三年のち『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年所収)では「公事は年貢高の決定に重大な影響を与えたのである。本来、年貢となるべき田畠踏立辻(分銭)から一割の公事免が差し引かれたこともそうであるが、検地に先行した公事賦課に対する闘いが百姓の闘争力を強化し、それが増分から多くの赦免を獲得する力となったことも否定できない。大名にとって公事が重要であったが故に、百姓の公事に対する闘いが年貢高・貢高を押し下げる役割をはたしたのである」と述べている。

(12) 長浜の「検地書出」と「長はま野帳」の具体的な分析は行われていない。厳密に言うとも野帳の合計と書出の合計は一致しないし、野帳に記載される「免田」や注記のある田畠が検地書出とどのように対応するのは不明である。野帳は国立史料館所蔵の豆州内浦漁民史料大川家文書には見あたらなく、原本のか写しなのかも確認

できない。検地奉行による丈量を表す史料である蓋然性は高いとは思われるが、検地奉行の署名や北条氏朱印などがあるわけではなく、長浜百姓中からの指出である可能性を完全には否定できないのではないだろうか。

(13) 前島康彦「太田源五郎氏資論」(『太田関係文書集』五、一九七〇年)、黒田基樹「後北条氏の岩付領支配―太田源五郎を中心として―」(『埼玉地方史』二五、一九八九年)、同「太田源五郎と北条氏房」(『戦国史研究』一五、一九八八年のち両論文とも『戦国大名北条氏の領国支配』所収)など参照。

(14) 前掲小和田論文「北条氏邦の検地について」参照。

(15) 検地と「案内者」の位置づけの関係は、実際の丈量過程を考える上で重要であろう。「案内者」については、阿部浩一「戦国末―近世初期の宿の開発と展開」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)、池上裕子「戦国時代の指出と検地」(『神奈川地域史研究』一七、一九九九年)を参照。

(16) 佐脇前掲論文。

(17) 浅倉前掲論文。

(18) 黒田前掲論文。

(19) 池上前掲論文「後北条領の公事について」。

(20) 前掲『群馬県史』通史編3中世。

(21) 浅倉前掲論文では斑目郷の史料も検地書出の事例としているが、引方の考察には有効な史料としても、これを検地書出事例とするのは疑問であると言わざるを得ない。久保健一郎氏は検地の具体

的な契機により、①訴人告発による検地、②代替り検地、③征服地検地、④開発地検地、⑤損免調査による検地があることを指摘し、大名検地の安堵機能の側面を強調している（「戦国大名検地についての二、三の論点」『歴史評論』五〇七、一九九二）。在地掌握（安堵）の側面ではどの契機も同一に考えられようが、損免調査も検地と同一と扱うなど検見と検地の相違といった点からは曖昧さが残ると思われる。

(22) 佐脇前掲論文。ただ、佐脇氏執筆の『神奈川県史』通史編原始古代中世では「ただ、ごく一部で、田三百文、畠二百文（両毛）などに評価している場合もみられる」とあり、位置づけが後退しているように思われる。

(23) 佐脇前掲論文では、平均下の方法として地積表記の加減が行われたと推定しているが、これを裏付ける史料は今のところ皆無である。

(24) 永原前掲論文「大名領国下の貫高制」。

(25) 池上前掲論文「後北条領の公事について」。

(26) 佐脇前掲論文。天正九年に出された虎印判状には「先年無検地郷村、就御代替、当年雖可被改候、其以来被打置郷村、只今事六ヶ敷候、以段銭増分被仰付候」とあり、八月の相模国波多野・田名・粟船・武蔵国永田・駒林・鴨志田・広袴（戦二六一〜二二六七）や一〇月の相模国斑目・神山（戦二七七・七八）の事例が見られる。また、天正十五年一〇月一七日付け虎印判状では「諸郡増反銭、去已歳以来雖納之、田方之儀者、其砌就敵境目被指置候キ」と伊豆

国重須・江間の事例がある（戦三一九二・九三）。これらの地域を見ると天正八年八月の氏政から氏直への代替わりに伴う検地は、伊豆から相模・武蔵南部にかけて行われたことが、または行われる予定であったことがわかる。

(27) 池上前掲論文「戦国時代の指出と検地」ほか、「大名領国と荘園制」『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年、「指出と検地」『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年。池上氏が指摘するような指出の独自の役割は、天正一八年の徳川氏の関東支配に際しても知ることができる。天正一八年九月一二日付けで相模国高麗寺が寺領の指出を徳川代官彦坂元正に提出している（『大磯町史』1 資料編古代中世近世（1）、一九九六年）。寺領貫高だけでなく、反銭・懸銭・棟別銭といった北条時代の役銭をも書きあげている点は、指出の先規掌握がおよぶ範囲を示して注目されよう。同様な百姓指出の事例としては、天正一八年一月二〇日付けの伊豆国西浦七ヶ村納所の指出がある（『豆州内浦漁民史料』下巻一七一五号文書）。

表1 「北条家所領役帳」検地記載一覧

年	代	国名	広域地名	郷 村 名	検 地 文 言	買高(貫文)	増 分	増 加 率	給 人 名	備 考
1	永正3年	1506	相模	西部	丙寅検地	81,900	23,300	39.8%	小田原衆	
2	永正17年	1520	相模	西部	庚辰検地以後				御馬廻衆	
3	永正17年	1520	相模	西部	与田分	69,777			御家門方	
4	永正17年	1520	相模	西部	池上分	44,000			御家門方	
5	永正17年	1520	相模	西部	瀬下分	26,600			御家門方	
6	永正17年	1520	相模	西部	原方宮方	46,400			御家門方	
7	永正17年	1520	相模	西部	久野道場分	18,900			御家門方	
8	永正17年	1520	相模	西部	片浦	20,200			御家門方	
9	永正17年	1520	相模	西部	酒匂内箱根分	17,400			御家門方	
10	永正17年	1520	相模	西部	下堀	24,000			御家門方	
11	永正17年	1520	相模	西部	酒匂内駒形分	40,250			御家門方	
12	天文元年	1532	相模	三浦	辰増	120,000	32,340	36.9%	玉縄衆	○
13	天文元年	1532	相模	西部	沖之郷	50,500	20,500	68.3%	玉縄衆	○
14	天文元年	1532	相模	中部	落畑郷	194,000	64,300	49.6%	玉縄衆	
15	天文元年	1532	相模	東郡	本郷木曾分	250,000	34,960	16.3%	玉縄衆	
16	天文5年	1536	武蔵	江戸	芝崎一跡丸子分	117,421			江戸衆	今井ナシ
17	天文5年	1536	武蔵	江戸	一木貝塚	62,600			江戸衆	
18	天文11年	1542	武蔵	久良岐	東漸寺分	70,944	15,944	29.0%	御馬廻衆	
19	天文11年	1542	武蔵	久良岐郡	杉田	375,900	75,900	25.3%	玉縄衆	○
20	天文11年	1542	武蔵	久良岐郡	釜利谷	279,012	23,550	9.2%	江戸衆	○
21	天文11年	1542	武蔵	久良岐郡	岩間	65,504	60,700	1263.5%	御馬廻衆	
22	天文11年	1542	武蔵	久良岐郡	金沢称名寺分	136,950			御家門方	
23	天文11年	1542	武蔵	小机	多々久	140,000	40,300	40.4%	御馬廻衆	
24	天文11年	1542	相模	中部	温水	53,600	30,600	133.0%	小田原衆	○
25	天文11年	1542	相模	中部	飯山	160,387	80,322	100.3%	小田原衆	
26	天文11年	1542	相模	中部	荻野郷	177,271	104,151	142.4%	御馬廻衆	○
27	天文11年	1542	相模	中部	七沢	95,000	72,000	313.0%	御馬廻衆	
28	天文11年	1542	相模	中部	林之郷	100,500	50,500	101.0%	津久井衆	
29	天文11年	1542	相模	中部	赤羽瀬藤沢温水	135,316	83,116	159.2%	御馬廻衆	
30	天文11年	1542	相模	中部	小綱島	119,460	59,700	99.9%	河越衆	○
31	天文12年	1543	相模	中部	煤ヶ谷地頭方古沢	65,750	47,750	265.3%	津久井衆	
32	天文12年	1543	相模	中部	煤ヶ谷地頭方	12,750	9,750	325.0%	津久井衆	
33	天文12年	1543	相模	中部	国府	100,430			諸足軽衆	○
34	天文12年	1543	武蔵	久良岐郡	大賀郷	177,732	78,300	78.7%	江戸衆	○
35	天文12年	1543	武蔵	久良岐郡	井土ヶ谷	74,939	18,600	33.0%	江戸衆	○

36	天文12年	1543	武藏	久良岐郡	日野	癸卯檢地増分	196,322	85,962	77.9%	御家門方	幻庵	
37	天文12年	1543	武藏	久良岐郡	大田郷	癸卯増分	136,734	16,734	13.9%	御馬廻衆	朝倉亦四郎	
38	天文12年	1543	武藏	小机	麻生	癸卯檢地増分	82,500	47,720	137.2%	御馬廻衆	布施藏人佑	
39	天文12年	1543	武藏	小山田庄	成瀬	癸卯檢地	96,632			他国衆	小山田弥三郎	
40	天文12年	1543	武藏	小山田庄	小川内	癸卯檢地	9,521			他国衆	小山田弥三郎	
41	天文12年	1543	武藏	小山田庄	高坂	癸卯檢地	13,765			他国衆	小山田弥三郎	
42	天文12年	1543	武藏	小山田庄	森	癸卯檢地	23,445			他国衆	小山田弥三郎	
43	天文12年	1543	武藏	小山田庄	木曾	癸卯檢地	45,570			他国衆	小山田弥三郎	
44	天文12年	1543	武藏	小山田庄	山崎	癸卯檢地	51,283			他国衆	小山田弥三郎	
45	天文12年	1543	武藏	小山田庄	町田	癸卯檢地	12,647			他国衆	小山田弥三郎	
46	天文12年	1543	武藏	小山田庄	直ヶ谷	癸卯檢地	29,853			他国衆	小山田弥三郎	
47	天文12年	1543	武藏	小山田庄	真光寺	癸卯檢地	11,700			他国衆	小山田弥三郎	
48	天文12年	1543	武藏	小山田庄	黒川	癸卯檢地	28,413			他国衆	小山田弥三郎	
49	天文12年	1543	武藏	小山田庄	鶴間	癸卯檢地	16,206			他国衆	小山田弥三郎	
50	天文12年	1543	武藏	小山田庄	金森	癸卯檢地	17,600			他国衆	小山田弥三郎	
51	天文12年	1543	武藏	小山田庄	大谷	癸卯檢地	14,276			他国衆	小山田弥三郎	
52	天文12年	1543	武藏	小山田庄	金井	癸卯檢地	26,290			他国衆	小山田弥三郎	
53	天文12年	1543	武藏	小山田庄	立袴	癸卯檢地	7,850			他国衆	小山田弥三郎	
54	天文12年	1543	武藏	小山田庄	木倉	癸卯檢地	14,686			他国衆	小山田弥三郎	
55	天文12年	1543	相模	中郡	船子内箱根分	卯檢見辻	8,810			御家門方	幻庵	
56	天文12年	1543	相模	中郡	長谷	癸卯(改)増分	190,200	120,230	171.8%	御馬廻衆	狩野大膳亮	
57	天文12年	1543	相模	中郡	幾沢	癸卯(檢地)増	95,700	45,700	91.4%	諸足輕衆	伊波	
58	天文12年	1543	相模	中郡	石田	癸卯檢地増分	250,900	167,900	202.3%	御馬廻衆	藤田大藏丞	
59	天文12年	1543	相模	中郡	船子	癸卯檢地増分	101,952	51,440	101.8%	御馬廻衆	坂口喜重郎	
60	天文12年	1543	相模	中郡	中原	癸卯檢地増分	67,367	53,350	380.6%	御馬廻衆	畔田半四郎	
61	天文12年	1543	相模	中郡	妻田郷	癸卯檢地増分	249,658	49,288	24.6%	松山衆	狩野介	○
62	天文12年	1543	相模	中郡	煤ヶ谷領家方	癸卯檢地増分	78,380	63,380	422.5%	松山衆	板倉修理亮	○
63	天文12年	1543	相模	中郡	津古久	癸卯檢地増分	128,023	82,173	179.2%	伊豆衆	秩父次郎左衛門	
64	天文12年	1543	相模	中郡	岡田郷	癸卯檢地増分	214,435	54,035	33.7%	津久井衆	内藤左近将監	
65	天文12年	1543	相模	中郡	酒井郷	癸卯檢地増分	217,850	174,550	403.1%	津久井衆	内藤左近将監	
66	天文12年	1543	相模	中郡	愛甲	癸卯檢地増分	325,176	125,700	63.0%	津久井衆	内藤左近将監	
67	天文12年	1543	相模	中郡	戸室	癸卯檢地増分	80,857	20,857	34.7%	御家門方	幻庵	
68	天文12年	1543	相模	中郡	小野郷	癸卯増	141,612	96,612	214.7%	御馬廻衆	庄新四郎	
69	天文12年	1543	相模	中郡	愛名	癸卯増	46,125	39,125	558.9%	御馬廻衆	清水弥左衛門	
70	天文12年	1543	相模	中郡	富田小柳	癸卯増	191,600	152,000	383.8%	諸足輕衆	伊波	
71	天文12年	1543	相模	中郡	新土今里	癸卯増分	25,400	17,100	206.0%	御馬廻衆	関弥次郎	

72	天文12年	1543	伊豆		江間郷	卯検地増分	178,000	88,000	97.8%	伊豆衆	秩父次郎左衛門	
73	天文12年	1543	伊豆		長溝分	癸卯検地増分	35,150	5,150	17.2%	御馬廻衆	岡崎修理亮	
74	天文12年	1543	伊豆		中条	癸卯増分	80,000	30,000	60.0%	伊豆衆	大谷善左衛門	
75	天文19年	1550	相模	東郡	鶴間	戊午増(分)	40,000	28,400	244.8%	御馬廻衆	関兵部丞	
76	天文21年	1552	相模	西部	今井郷半分	壬子検地	103,971			小田原衆	松田因幡	
77	天文21年	1552	相模	西部	今井郷半分	壬子検地	86,858			小田原衆	松田兵部丞	
78	天文23年	1554	武蔵	江戸廻	深大寺屋敷分	甲寅検地	11,500			江戸衆	太田大膳亮	皆川ナシ
79	天文23年	1554	武蔵	多東郡	符田郷	甲寅検地	274,030			江戸衆	中条出羽守	
80	天文23年	1554	武蔵	江戸廻	新倉与七部分	甲寅検地	7,000			江戸衆	太田大膳亮	皆川ナシ
81	天文23年	1554	相模	東郡	吉岡	甲寅検地	59,800			御馬廻衆	岡本八郎左衛門	
82	弘治元年	1555	武蔵	[高麗]	高萩	乙卯検見	50,000			江戸衆	大森殿	皆川ナシ
83	弘治元年	1555	武蔵	[入東]	入間川	(乙)卯検地	150,000			小田原衆	松田左馬助	
84	弘治元年	1555	武蔵	[入東]	下小坂	卯検地	62,661			小田原衆	松田筑前守	
85	弘治元年	1555	武蔵	河越	寺井	卯検地	213,331			河越衆	山中内匠助	
86	弘治元年	1555	武蔵	河越	小堤	卯検地	29,525			諸足輕衆	富島彦左衛門	
87	弘治元年	1555	武蔵	河越	須奈	乙卯検見(検地)	16,800			御馬廻衆	岩本太郎左衛門	
88	弘治元年	1555	武蔵	河越筋	膳折	卯検見	20,000			小田原衆	六郷殿	
89	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	大在家	卯検見	3,435			小田原衆	布施弾正左衛門	
90	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	多和目葛貫	卯検地	146,636			三浦衆	左衛門佐	
91	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	大竹鯨井	卯検地	142,564			御家門方	幻庵	
92	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	豊田	卯検地	60,964			御馬廻衆	新田亦七郎	
93	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	上戸	乙卯検地	20,300			他国衆	難波田後家	
94	弘治元年	1555	武蔵	河越卅三郷	池辺	乙卯検地	38,105			松山衆	太田豊後守	
95	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	大串之内	乙卯検見	95,000			松山衆	狩野左近	
96	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	岩殿	乙卯検見(地)	9,500			松山衆	狩野介	
97	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	下星野	乙卯検見	137,000			松山衆	狩野介	
98	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	下須奈	乙卯検見	20,000			松山衆	狩野介	
99	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	家綱	乙卯検見	50,000			松山衆	狩野介	
100	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	中曾根	乙卯検見	40,000			松山衆	狩野介	
101	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	上須奈	乙卯検見	37,000			松山衆	狩野介	
102	弘治元年	1555	武蔵	吉見郡	和奈	乙卯検見	23,000			松山衆	狩野介	
103	弘治元年	1555	武蔵	高麗郡	藤金	卯検見(検地)	8,000			小田原衆	布施弾正左衛門	
104	弘治元年	1555	武蔵	松山	正直	乙卯検見	36,000			御馬廻衆	西郷右京亮	
105	弘治元年	1555	武蔵	松山筋	石橋	卯検見	45,000			諸足輕衆	多米新左衛門	
106	弘治元年	1555	武蔵	入西	堀籠	乙卯検地	27,779			松山衆	太田重郎兵衛	
107	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	善寺寺分	卯検見	19,471			小田原衆	布施弾正左衛門	

108	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	大類	卯換地	18,763			御馬廻衆	柴藤新六	
109	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	富屋	卯換地	21,563			玉繩衆	間宮豊前守	
110	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	石坂	卯換地	3,000			河越衆	小菅大炊助	
111	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	沢木郷	卯換地	11,238			小田原衆	岡上主水助	
112	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	下河原	乙卯換見(換地)	16,886			御馬廻衆	奈倉加賀	
113	弘治元年	1555	武蔵	入西郡	苦林	乙卯換見	5,000			江戸衆	遠山丹波守	
114	弘治元年	1555	武蔵	入西勝内	大石分	乙卯換地	41,600			小机衆	村島豊左衛門	昔川ナシ
115	弘治元年	1555	武蔵	入西勝之内	大宮分藤井	卯換地	19,132			江戸衆	伊丹右衛門大夫	
116	弘治元年	1555	武蔵	入西勝内	比野	卯換地	26,536			小田原衆	御宿準人佑	
117	弘治元年	1555	武蔵	入東	(今井)図書分	卯換見(換地)	24,000			御馬廻衆	藤田大藏丞	
118	弘治元年	1555	武蔵	入東	仙波内八本木	卯換見	2,000			諸足盛衆	深井	
119	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	太井郷	卯換地	50,424			御家門方	幻庵	
120	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	鶴間	乙卯換見(換地)	170,000			小机衆	上田左近	
121	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	難波田	乙卯換見(換地)	150,000			小机衆	上田左近	
122	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	水子	乙卯換見(換地)	170,000			小机衆	上田左近	
123	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	葛袋	乙卯換見(換地)	25,000			小机衆	上田左近	
124	弘治元年	1555	武蔵	入東郡	福岡(郷)	乙卯換見	37,000			江戸衆	富永普左衛門	
125	弘治元年	1555	武蔵	入東勝内	藤沢分	乙卯換見(換地)	6,920			小机衆	上田左近	
126	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	野本京方	卯換見	118,880			他国衆	秦独斎	
127	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	野本二間在家	卯換見	14,680			他国衆	秦独斎	
128	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	野本鎌倉方	卯換見	31,637			他国衆	秦独斎	
129	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	福田堀川分	卯換見	46,239			他国衆	秦独斎	
130	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	古郡杉崎	卯換見	72,000			江戸衆	豹徳軒	
131	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	今泉	卯換見	20,000			江戸衆	豹徳軒	
132	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	平沼	卯換見(見)	35,000			小机衆	三郎殿	
133	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	野本鎌倉方	乙卯換見	50,300			江戸衆	遠山丹波守	
134	弘治元年	1555	武蔵	比企郡	青島居	乙卯換見	45,000			松山衆	狩野介	
135	弘治元年	1555	武蔵		直竹	卯換地	5,000			御家門方	幻庵	
136	弘治元年	1556	武蔵	比企郡	戸森	乙卯換見	31,900			松山衆	太田豊後守	
137	弘治2年	1556	伊豆		月ヶ瀬	丙辰換地	57,900			御馬廻衆	後藤惣左衛門	
138	弘治3年	1557	相模	西郡	吉田島	丁巳換地	140,000			江戸衆	桑原右京進	
139	永禄元年	1558	武蔵	河越	仙波(内日影分)	午換地増分	88,000			河越衆	加藤太郎左衛門	
140			相模	[中部]	海老名	内換地	268,413		40,000	河越衆	山中内匠助	
141			相模	[中部]	海老名(井上)	内換地	263,155			河越衆	山中孫七郎	

注：○印は「重而惣次換地之上役可被仰付者也」記載のあるもの

引 方							書 出 文 言	宛 名 発 給 者	戦国遺文 出 典
公事免	神 田	代官給	名主免	定使給	井料免	その他			
1,500						1,760	飯積之内福田寺之検地 書出	飯積之内福田寺分百姓 中(検地奉行)	戦78 古文書
	1,500			300		4,300	長浜検地之書出之事	長浜御代官御百姓中 (検地奉行)	戦235 大川文書
6,000	1,432			500		21,000	宮寺郷志村分卯歳御検 地之上改被定置年貢之 辻	志村分代官 (北条氏照朱印)	戦1039 北野天神社 文書
	300	500	500	500	1,000		原宿当検見御書出	代官恒岡越後代原宿百 姓中(虎印)	戦1064 平林寺文書
							白岩惣次郎御検地一枚 書	町田雅楽助百姓中 (北条氏邦朱印)	戦1083 風土記
		1,500		1,000	1,000	5,000	河越本郷検地之辻	大野縫殿助 (印文未詳印判)	戦1607 大野文書
							鳥山之内神臺地雲松院 分検地指出	雲松院領代官百姓中 (北条氏光印判)	戦1621 雲松院文書
11,000	2,500	3,500		2,000	2,000		分国之定法郷中之指引	野葉郷百姓中 (虎印)	戦1720 東慶寺文書
22,000	5,000	7,000		2,500	4,000		分国之定法郷中之指引	前岡郷百姓中 (虎印)	戦1721 東慶寺文書
11,000	2,000	3,000		2,000	2,000		符川郷御検地御書出	竹谷大野 (虎印)	戦1915 竹谷文書
20,500		5,000		2,000	3,000	14,010	三保谷郷検地書出	三保谷代官道祖土土佐 守百姓中(虎印カ)	戦1979 道祖土文書
12,100	3,000	5,000	5,000	2,000	3,000		酉年小机筋恩田之郷検 地指出	恩田之郷百姓中 (北条氏忠印判)	戦2865 風土記
8,000	300			1,000		2,800	此度御検知之高辻事	北谷之郷代官百姓中 (北条氏邦印判)	戦3011 飯塚文書
10,600	2,000	3,000	1,000	2,000	2,000	4,000	丙戌歳金野井本郷検地 書出	代官恒岡長門佐枝若狭 百姓中(虎印カ)	戦3029 遠藤文書
							符河郷御検地書出	竹谷大野 (北条氏房印判)	戦3188 竹谷文書
				1,250		65,270	書出久下之郷	金子左京亮 (北条氏照印判)	戦3208 広瀬文書
							荒川之郷御検地之辻事	荒川之郷持田四郎左衛 門尉(北条氏邦印判)	戦3359 持田文書
3,073		800		500	500		武州江戸廻永福寺分検 地書出	永福寺分百姓中 (虎印)	戦3367 風土記

表2 北条氏検地書出一覧

	年月日	場 所 (現在地)	耕地面積(町反歩)・貫高(貫文)				踏立辻	定 納	増 分	引方計
			田数	田分錢	畠数	畠分錢				
1	大永6、9、21	相模	飯積福田寺分 (小田原市)		6,0,060	15,036	15,036	11,773		3,260
					3,0,000	3,000				
2	天文12、9、15	伊豆	長浜 (沼津市)	1,6,330	8,126	1,4,330	2,987	11,113	5,013	6,000
3	永祿10、9、17	武蔵	宮寺郷志村分 (所沢市)				52,816	23,884	11,884	28,932
4	永祿10、12、23	武蔵	原宿 (上尾市)	1,8,100	5,490	10,8,160	17,834	23,324	20,524	2,800
5	永祿11、6、30	武蔵	白岩 (寄居町)	1,3,105	6,647	1,0,090	2,050	8,700	10,150	
				0,1,310	900	0,2,270	550			
6	元龜3、7、26	武蔵	河越本郷 (川越市)				53,274	44,774		8,500
7	元龜3、11、1	武蔵	鳥山神臺地 (横浜市)	2,1,310	10,932	0,7,160	12,158	10,158		
8	天正2、8、17	相模	野葉郷 (横浜市)				106,367	85,367	63,617	21,000
9	天正2、8、17	相模	前岡郷 (横浜市)				216,753	176,253	107,253	40,500
10	天正5、5、26	武蔵	符川郷 (川越市)	14,5,130	72,679	24,2,210	40,027	112,706	92,706	48,222
11	天正6、卯、7	武蔵	三保谷郷 (川島町)				266,080	207,510	54,000	44,510
								61,570	給田	
12	天正13、9、27	武蔵	恩田之郷 (横浜市)	35,4,330	177,458	33,0,180	54,597	232,055	201,955	30,100
13	天正14、10、19	上野	北谷之郷 (鬼石町)				103,176	79,000	11,500	12,100
14	天正14、11、23	下総	金野井本郷 (庄和町)	14,4,070	37,220	38,4,240	63,468	106,280	82,680	24,600
				0,0,045	36	3,3,240	5,556			
15	天正15、10、12	武蔵	符河郷 (川越市)					46,900	5,550	
16	天正15、11、3	武蔵	久下之郷 (加須市)				96,520	27,000	5,912	66,520
17	天正16、8、15	武蔵	荒川之郷 (花園町)				20,209	15,000		
18	天正16、9、3	武蔵	江戸永福寺分 (杉並区)	3,1,040	15,550	9,2,000	15,180	30,730	25,857	4,873

表3 1反あたりの貫高

年	代	場	所	田	畠	(秋成)	(夏成)	出典
永正3	1506	相模	松田惣領	500文	176文			戦15
大永6	1526	相模	飯積		200文	(両毛分)		戦78
天文10	1541	相模	下中村上町	500文	165文	100文	65文	戦384
天文12	1546	伊豆	長浜	500文	200文	(両毛共)		戦235
弘治2	1556	武蔵	松郷・寺井郷		150文			戦517
永禄元	1558	伊豆	河津	500文	165文			戦4652
永禄10	1567	武蔵	原宿	300文	165文	100文	65文	戦1064
永禄11	1568	武蔵	白岩	500文	200文	(夏秋共)		戦1083
元亀3	1572	武蔵	鳥山	500文	165文	100文	65文	戦1621
天正5	1577	武蔵	府川郷	500文	165文	100文	65文	戦1915
天正11	1583	下野	上泉	300文	100文			戦2499
天正13	1585	武蔵	恩田郷	500文	165文	100文	65文	戦2865
天正14	1586	下総	金野井	300文	165文			戦3029
天正15	1587	伊豆	南上カ	500文				戦3225
天正16	1588	武蔵	永福寺分	500文	165文	100文	65文	戦3367
天正17	1589	武蔵	門井	300文	150文			戦3582

歌声の近代

——『痴人の愛』・書かれなかった〈音楽〉——

国語科 日 高 佳 紀

谷崎潤一郎『痴人の愛』（大阪朝日新聞）大正一三・三・二〇、六・一四、『女性』大正一三・一一・一四・七）をめぐって、以前この「手記」の書き手である河合譲治とナオミとの関係を、譲治がナオミに施した〈教育〉という視点から論じたことがある^①。

ここでは、譲治を社会的に平凡な人物であると規定し、その「サラリー・マン」という側面に孕まれている時代性の検証を試みた。

「宇都宮在の豪農の倅」であった譲治が都市においてエリート・サラリーマンへと立身出世するためには、受験戦争を勝ち抜き、「蔵前の高等工業」（東京高等工業専門学校）卒業という高学歴を手にする必要があった。譲治が中学校時代を過ごしたと思われる明治三〇年代後半^②は、現代につながるような学歴社会および受験産業の枠組みが形成されようとしていた時期でもあったのである。つまり譲治自身を経てきた教育は「学校」という明確な制度の内側で行われたものであり、その立身出世の階梯となった学校教育を踏襲してナオミを〈教育〉しようとしたのである。しかし、譲治はその枠組みが学校教育という制度の外側ではなんの効力も発揮しないこ

とに気づいてはいなかった。そのため、ナオミを自分が規定していた「立派な人」にすることができないばかりか、やがてはあべこべに教育されるような立場に追い込まれてしまうのだ。「作品に書かれていない、『これから三四年の後』に至る期間に、ナオミが譲治を徹底的に教育したことは確か^③であり、そこに至る過程において、譲治が抱いた錯誤の契機と質を明らかにしようというのが拙論の試みであった。

この論を補足しつつ、前回の考察で不足していたナオミの立場を改めて分析しようとするのが本論の目的である。譲治の関知しないところでナオミがどのような時を過ごしていたのか、といったことを考えるための手がかりとして考えているのが、〈音楽〉である。

ナオミが学ぶもののうち、英語に関しては、譲治自身が直接指導する場面もあるし、その意味づけについても、すでに繰り返し考察がなされている^④。しかし、英語と同時に習い始めたはずの音楽については、これまでほとんど触れられてこなかった。小森陽一は、物語の前半部七章までのナオミについて「十代の後半を、昼間は一人ぼっちにされ、夜と休日だけ『遊び』『生活』をおくらされることを強いられた」と指摘する^⑤。確かにこのような生活を送ったことがナオミを「常識的な」妻とは違った存在にさせたしまった要因であることは否めない。またそれは、当初の譲治が望んだことでもあった。しかし、この囲い込まれた生活の中で、唯一譲治の管理下から離れることができたのが、音楽のレッスンの時間だったはずなのだ。

この論考ではまず、このテクストの微細な情報からナオミが習おうとしていた〈音楽〉の時代的な特質を明らかにし、そこからナオミの志向性について考えたい。その上で、この手記の書き手である譲治が、どこまでも音楽について書くこととしなかったのはなぜなのか、その無関心さのうちに孕まれているイデオロギーを抽出してみたいと考えている。

1

譲治のもとに引き取られたナオミは、譲治に「習いたいものは何か」と問われ、「音楽と英語」と答える。しかし、女学校へあがるには年齢が遅すぎることや、「音楽と英語だけなら、女学校へ行かないだつて別に教師を頼んだらいい」という譲治の勧めによって、個人レッスンを受けることになる。

次に引用するのは「お伽噺の家」でのナオミの日常が描かれた箇所である。

彼女は午前中は花壇の草花をいぢくつたりして、午後になるとからツぼの家に錠をおろして、英語と音楽の稽古に行きました。英語は寧ろ始めから西洋人に就いた方がよからうと云ふので、目黒に住んでゐる亜米利加人の老嬢のミス・ハリソンと云ふ人の所へ、一日置きに会話とリーダーを習ひに行つて、足りないところは私が家でとき／＼浚つてやることにしました。音楽の方は、此れは全く私にはどうしたらいいか分りませんでした。

二三年前に上野の音楽学校を卒業した或る婦人が、自分の家でピアノと声楽を教へると云ふ話を聞き、此の方は毎日芝の伊皿子まで一時間づゝ授業を受けに行くのでした。ナオミは銘仙の着物の上に紺のカシミヤの袴をつけ、黒い靴下に可愛い小さな半靴を穿き、すっかり女学生になりすまして、自分の理想がやうくかなつたうれしさに胸をときめかせながら、せつせと通ひました。

(三)

およそ三年近くの間、譲治と過ごす時間帯以外は、このような生活が続くと考えてよいのだが、英語に関しては譲治自らが「家でときどき浚つてやる」ほど熱心に手ほどきしようとしているのに対して、音楽の方は「全く」「どうしたらいいか分かん」らず、人伝に得た情報にしたがつて、「ピアノと声楽」のレッスンに「毎日」通わせることにするのである。

先にも述べたが、英語教育に関して、譲治は徹底してナオミを自らの管理下に置こうとする。ナオミに対する最初の失望が現れる場面(六〇七)も、英語そのものに関する両者の認識の差に起因しているのである。学校教育としての英語を唯一の規範として疑わない譲治は、文法や和訳のできないナオミを「劣等生」と決めつけ、彼女の発音の巧みさやミス・ハリソンの褒め言葉などまったく意に介さないのだ。ナオミの英語の「知識」の低さを嘆く譲治の認識は、「一体ナオミは、音楽の方はよく知りませんが、英語の方は十五の歳からもう二年ばかり、ハリソン嬢の教を受けてゐたのですから、本来ならば十分出来ていゝ筈」(六・傍点引用者)だとする判断に

基づいているのだが、ここでも「音楽」に関してはほとんど関心を向けていないことが分かるだろう。英語教育に対する熱心さと対置してみると、讓治の音楽に対する無関心さにはかなりの違和感を感じさせられる。

「音楽」に対する讓治の無関心さを決定的に示しているのは、次の箇所である。

「あれ？ あれはあたしのお友達よ、浜田さんて云ふ、……」
「いつ友達になつたんだい？」

「もう先からよ、——あの人も伊皿子へ音楽を習いに行つてゐるの。顔はあんなににきびだらけで汚いけれど、歌を唄はせるとほんとに素敵よ。いゝパリトンよ。此の間の音楽会にも私と一緒にクワルテットをやつたの」
(八)

この場面は讓治が帰宅したときたまたまそこに居合わせた浜田と邂逅し、それをナオミに尋ねたときの会話である。この後のダンス・ホールの場面などを考え合わせると、ナオミが衆目の中で演じるパフォーマンスを讓治が見過ごすことなど考えられないことである。にもかかわらず、ここでの二人のやりとりからすると、讓治がこの音楽会に出席していないことは間違いないだろう。讓治の「音楽」に対するこの無関心さに気づくとき、ナオミの英語の拙さをハリソン嬢のところに談判しに行き、さらに自らが家庭教師代わりになつてまで施そうとしていた「英語教育」との対照性が際立つだろう。テキスト中に讓治が自身の音楽の「素養」がないことを嘆じる記述はあまりにも多い。「女学校教育」の模倣として英語と音楽を同一

の地平に置くとすれば、両者の間になぜこれほどの差が生じるのだろうか。

この点について考えるためには、先の引用部の後半の傍線部に「すっかり女学生になりすまして」とあるように、英語や音楽のレッスンに通うナオミが「女学生」という風俗を身にとっていることに気づく必要がある。

女学校教育が男子の中学校と同じく「高等普通教育機関」として位置づけられたのは、明治三二年二月、勅令として「高等女学校令」が公布されたことによる。小山静子は明治三四年に公布された「中学校令施行規則」と「高等女学校令施行規則」をもとに、それぞれの科目別の週あたり授業時間数を比較しているが、それによると「中学校と比べて、高等女学校では、漢文、博物、物理及化学、法制及経済が学科目として存在せず、外国語は随意科目扱いである。それに数学や外国語の授業時間数は中学校の半分以上であり、その分、修身、家事、裁縫、音楽にあてられていた」⁶⁰。ここには「高等女学校令」公布後に時の文部大臣樺山資紀が述べた「高等女学校の教育はその生徒をして他日中人以上の家に嫁し、賢母良妻たらしむるの素養を為すに在り、故に優美高尚の氣風温良貞淑の資性を涵養する」⁶¹という女学校教育の目的が反映されていると考えてよいと思われるが、「賢母良妻」の「優美高尚の氣風」を「涵養」するために、音楽は重要な位置を占めていたことが伺える。

女学系の雑誌において、女子教育における音楽の役割については、主に明治四〇年前後から、その効用が指摘されるようになる。例え

ば、典型的な「良妻賢母」論として、鳩山春子「高尚なる家庭を作る方法」(『女学世界』明治四一・一一)などがあるが、この記事では、国家のために妻の果たすべき役割として「男が働きやすい家庭子の養育」ということがあげられ、「清き家庭」を作るために「読書、音楽、美術、詩歌等に就いての高尚な趣味を家庭に入れる」ことの必要性を説いている。また、「良妻賢母の養成」を主旨とした啓蒙雑誌『女鑑』でも同じ時期から家庭における音楽教育を熱心に勧める記事が急速に増えている⁸⁰。これらの記事は例えば明治三〇年代に『女学雑誌』で西洋音楽を「甚だしき流行」(明治三六・七)とか「同一時勢」(同・九)であるなど一つの流行現象として捉えられていたのに対して、明確に規範としての教育制度の文脈で語られているのである。

こういった発想は明治四〇年前後から「趣味」という言葉が流行し、高級趣味を家庭に普及しようとする動きと連動している。その中心となったのが雑誌『趣味』なのであるが、ここで音楽は家庭の「趣味」を高尚なものにしていく機能をもっていることがしばしば強調されている。それは西洋的な「スキトホーム」を規範とした「高級趣味」の実現であった⁸¹。『女学世界』においても、上流階級の子女が音楽を趣味としていることは繰り返して書かれており、まさに「趣味」の発揚の一つとして音楽がその役割を担おうとしていたことは明らかである⁸²。

しかし、このような女学生を啓蒙しようとする立場と、その教育を受ける女学生の立場とを単純に連動させることはできないであろう。

う。本田和子は、明治の女学生を男子中心の公教育から排除された「無用者の集団」として、その「ひたすら『男性的ではない』」のように存在証明が求められた⁸³としている。「官界でも実業界でもない地平に探られる国家有用の途」として彼女たちの前に掲げられたのが「良妻賢母」という「目標」だった。しかし、「進学の道も実業に就く道も、曖昧に閉ざされ」た女学生たちは、「将来の生き方に架橋するすべもないままに、曖昧に宙吊りにされた『現在』だけを享受することになる」⁸⁴というのだ。本田はこのような「異化性」を逆手に取った女学生たちが、彼女たちへのみ共有可能な「幻想共同体」を形成し、「少女文化」とでも言うべき「治外法権的文化圏」を作り上げたとする。このように、「現在」だけを生き抜こうした女学生たちと規範としての社会制度との乖離こそ問題にすべきであり、ナオミの場合は、音楽のみが讓治の干渉をまったく受けずに享受できるものだったのだ。

引き取って教育を受けさせてやろうという申し出をする讓治が、どんな本を読むのかとナオミに問いかけたとき、「いろいろ／＼な雑誌を見るわ、読む物なら何でもいゝの」(二)とナオミは答えている。本田は「少女文化」の成立に関与したものとして明治三〇年代以降に現れた「少女雑誌群」の果たした役割の大きさを指摘しているが、女学校へ通うことにあこがれていたナオミがこれらの雑誌の、とりわけ読者投稿欄⁸⁵などを読みながら、女学生文化への思いを馳せていたことは想像に難くない。

ところで、明治四〇年前後から、ナオミと同様、女学校に通わず

にモードとしての「女学生」を身にまとった女性とは都市の風俗としては決して珍しくなかったようである。

世間にては変り色の袴を着け、庇髪に花束の簪と云ふ扮装いんさちの女子さへ見れば皆な女学生なりと思へど、(中略)女学生にあらずる只の女子も自から嗜みて袴を穿つ者あり。中には世間を騙かる手段として、如何にも女学生と見え、令嬢と思はるゝ風を為る者もあり。世間の人々は此の束髪、袴袴への女を見れば直ちに女学生なりと云ひ、是等の女子に寸分の非行ありても、其れを直ちに女学生が腐敗せりと針小棒大に言ひ立てゝ忽ち攻撃の矢を射掛くるものなれば、純粹無垢の女学生に取りては実に迷惑の限りなり。屢々世間の目に触れたる者は、多くは是等学校以外の似非女学生なりしならんと思へり。

(戸坂關子「女学生問題の一転化」『女学世界』明治四〇・三)

この資料は「某警察署長」の述べた「今日の女学生の腐敗は殆ど言語に絶へたる者の如く、女学生と云へば皆悉く墮落したもなるか」といった発言に対して、女学生たちにほどの「形振はうふち」をするよう戒めつつ、女学生風俗の乱れを「似非女学生」の出現に起因したものである。ここからは、「女学生」が学校から離れてその風俗自体が一つのモードとして流通している様が垣間見える。

ここで「似非女学生」としてあげられている者とナオミを単純に同系列に置こうというつもりはない。ナオミの場合は個人レッスンとは言え、〈教育〉を受けることを目的として授業に通っているの

であり、単に都市の新しい風俗を身にまとっている女性たちとは異質なかも知れない。だが、先に述べたように、もともと女学生はその発生の段階から男子学生のように立身出世の階梯として受ける〈教育〉とは違ったところに存在しているのであり、まして、ナオミの場合は「良妻賢母」という唯一の「国家有用の途」とさえまったく異質の立場で教育を受けることが約束されていたのだ。

しかし、モードとしての女学生ルックルックに身を包んで個人レッスンに通うナオミを「自分の理想がやう／＼かなつたうれしさ」と感じている讓治の眼差しには学校教育の枠組みとしての「趣味」教育以外の要素はまったく考えも及ばなかったのである。

2

さて、ここまでは英語と音楽に対する讓治のスタンスの差に基づいて考察を進めてきたが、次に、英語と音楽の両者に関わる言説が出会っている部分を検討してみたい。

「まあ、さうでいらつしやいますか、でもねえ、何でございませう、そりやジェンルマンはレディーよりもモー・モー・ディファイカルトでございますけれど、お始めになれば直きに何でございますわ。……」

此の「モー・モー」と云ふ奴が、又私には分りませんでした、よく聞いて見ると“more more”と云ふ意味なのです。「ジェントルマン」を「ジェンルマン」、「リットル」を「リルル」、総

べてさう云ふ発音の仕方では話の中へ英語を挟みます。そして日本語にも一種奇妙なアクセントがあつて、三度に一度は「何でございますわ」を連発しながら、油紙へ火がついたやうに際限もなくしゃべるのです。

それから再びシユレムスカヤ夫人の話、ダンスの話、語学の話、音楽の話……ベトオヴエンのソナタが何だとか、第三シンフォニーがどうしたとか、何々会社のレコードは何々会社のレコードより良いとか悪いとか、私がすっかりしよげて黙つてしまつたので、今度は女史を相手にしてべら／＼やり出すその口ぶりからすると、此のブラウン氏の夫人と云ふのは杉崎女史のピアノの弟子でゞもありませうか。

(八)

これは讓治が初めてダンスを習いに行く場面で、杉崎女史から「ジエームス・ブラウンさんの奥さん」という女性を紹介された箇所である。讓治は、杉崎女史を含めて「此の、『わたくし』と云ふやうな切口上でやつて来られる婦人連」を「最も苦手」と感じながらも、どうすることもできずにいる。

ここで讓治は「ブラウン夫人」の饒舌ぶりに圧倒されているのだが、それ以上に注目したいのは、讓治がこの夫人の英語混じりの日本語に全く対応できていない、という点である。讓治は夫人の使う英語を日本語の「奇妙なアクセント」と並置して、それが奇妙な訛りでもあるかのように捉えている。しかし、夫人の話す「ジエームス」も「リルル」も、英語の正確な発音からすればこのやうに聞こえてしまつても無理がないことなのである。むしろ、gentle

で「ジエントルマン」、little「リットル」としか解することができないことは、讓治が英語というものに対して、紙に書かれた文字記号を通してしか認識できていないことを如実に物語っているのだ。

そのことに無自覚なまま、讓治は、次に夫人の話す会話の内容を全く理解できない領域のものとして耳に入れることになる。その内容というのが音楽に関わるものなのである。

当初讓治は、稽古の順番を待ちながらおしゃべりしていたこの女性を「身なりは派手にしてゐるが「ちよつと看護婦上りのやうな顔だちの女」と見ている。ところが杉崎女史から紹介を受け、外国人の「細君」であることを知り「さう云はれ／＼ば看護婦よりも洋妾タイプ」だと認識するのである。この「ブラウン夫人」に対する眼差しには、讓治の西洋人に対する距離の置き方が示されている。讓治は「趣味としてハイカラを好み、万事につけて西洋流を真似し」ながらも、「男振りに就いて自信がな」く「交際下手と語学の才の乏しい」ために、「外人団のオペラ」や「活動写真の女優」に対して「彼らの美しさを夢のやうに慕」うことしかできないのだが、その周辺にいる人物に対してはこのやうに極めて差別的な言説を用いて表現しているのだ。この夫人に対する眼差しはそのままシユレムスカヤ夫人との対照性においてナオミを評価する場面(九)とも対応していると考えられる。だが、ここでの問題は、夫人の扱う英語をネイティブ・ヴォイスとしての英語からずれたところに置き、ある種の違和感の中で捉えようとしている点にある。しかし、讓治の

規範としている英語は、かつてナオミに「文法」や「和訳」を中心に施した英語教育と同じく学校の英語そのものであり、それは文字を介して享受されたものでしかないのである。この問題と、彼にもたらされる音楽の情報は同質のものとしてよい。すなわち、ここで譲治の耳に届くのは、音楽の質そのものからは遠ざかった、作曲者の名や曲名といった「知識」でしかなく、それらと音楽そのものを繋ぐことができずにいるのである。

このテキストにおいて音楽は、ダンスとの関わりで繰り返し現れている。その文脈中では、たとえばダンスの持っていた「新時代の流行」「不健全なもの」といったイメージと重ねられてもおかしくはないものである。しかし譲治は、ナオミの音楽教育を明らかにそれとは異質のものとして捉えている。それはしばしば、近寄りがたい畏怖の対象としてさえ扱われているのだ。このような譲治の発想を裏付けるのが次の箇所である。

主人夫婦と女中が二人、これだけが住まへるやうな、所謂「文化住宅」でない純日本式の、中流の紳士向きの家へ引き移る。今迄使つてゐた西洋家具を売り払つて、総べてを日本風の家具に取り換へ、ナオミのために特にピアノを一台買つてやる。かうすれば彼女の音楽の稽古も杉崎女史の出教授を頼めばよいことになり、英語の方もハリソン嬢に出向いて貰つて、自然彼女が外出する機会がなくなる。

(十九)

これは、物語の後半においてナオミと「慶応学生」との関係が明らかなものとなり、「美名に憧れ」で始めた「シンブル・ライフ」

がナオミの「ふしだら」(傍点原文)の原因であると考えた譲治が、「お伽噺の家」を畳んで、もつと真面目な、常識的な家庭を持つ」(十九)決心をする場面である。譲治はその手始めとして「純日本式の、中流の紳士向きの家へ引き移る」ことを目論むのだが、この「西洋家具」の「総べてを日本風の家具に取り換へ」ようとする中であつて、ピアノだけはナオミのために買おうとするのである。それはもちろんここにも述べられているように、ナオミの外出の機会を減らそうという発想に因るものであるが、ここでの問題は、ナオミと音楽の繋がりを断とうとする意志を譲治が持たないことである。家庭に於けるピアノの普及は、明治四〇年代頃から次第に高まっている。西原稔は大阪の大手楽器販売店のピアノ販売台数をもとに明治四〇年以降「コンスタントに」売れ続けた結果、殊に明治末年から大正はじめにかけて「飛躍的に台数が増加」し、「ピアノの普及」とそれを「所有することのステイタス」の高まりをみている⁹⁰。ここで取り上げられている『大阪毎日新聞』の記事を次に引用しておこう⁹¹。

大阪市を通じて現に各学校に備へてあるピアノの数は約百台、個人の家庭にあるのが約二百台と註せられる。大阪市内に約三百台のピアノは、戸数人口から見てもその分布は必ずしも多くはないが、それでも三年前に比べると、俄に非常な増加を示してゐる。今では多少生活に余裕のある家庭、殊に新しい家庭などでは、その家族の趣味高尚を高める必要上、或ひは慰安娯楽の情操器具として、一台は備へたいものの一つとなつた。

〔ピアノを弾く女〕大正二・四・一九

西原は「この記事の家庭に備えられたピアノの数が二百台という数字は、そのままこの町の上流階級の家庭数を反映している」としているが、まさに譲治が考えていた音楽教育は、先にも述べたような、上層階級の「趣味」を家庭に持ち込もうという、このコンテキストにおいて捉えるべきなのである。モードとしての「女学生」から新時代の流行としてのダンスへと移っていったナオミとは、全く正反対の志向性であったと言わざるを得ない。

3

次に〈音楽〉そのものがこの物語において果たす機能について考えてみたい。

テキストで、ナオミが歌う場面は僅か二ヶ所である。一つ目は、最初の鎌倉行き場面であり、二つ目は二度目の鎌倉行きでナオミと慶応学生との関係が露呈する場面である。これら二つの場面はともに鎌倉での出来事なのだが、その内容は著しく異なっている。しかし、ナオミの「唄ごゑ」を譲治が書き取る数少ないこれらの場面は、譲治のナオミに対する認識にそれぞれの変化がもたらされる契機となっている。

まずは、最初のナオミが「サンタ・ルチア」を歌う場面を見てみたい。この場面に至る直前、鎌倉に向かう電車の中で「逗子や鎌倉に出かける夫人や令嬢」たちと乗り合わせることにになり、二人とも

すっかり「気後れ」を感じてしまう。彼女たちとナオミを見比べた譲治は、「社会の上層に生まれた者とさうでない者との間には、争われない品格の相違があるやうな気がし」、「氏や育ちの悪いものはやはりどうしても駄目」ではないかと思ってしまう。これは譲治がナオミのハビトゥス（ブルデュー）に基づく一種の失望を感じる最初の場面であり、この失望は後の場面で自身の〈教育〉の無力さを感じる箇所（七）へつながっていく。この時の二人の「気後れ」は鎌倉到着後も続き、結局、当初の予定とは異なった「土地の二流か三流」の旅館に落ち着くことになってしまう。しかし、いざ海に出ると、ナオミ自身が元氣を取り戻し、海水浴などで楽しんだ後、夕暮れ時に二人で海に船を漕ぎ出す。

—そして、そんな折には彼女はいつも海水着の上に大きなタオルを纏つたまゝ、或る時は臙に腰かけ、或る時は絃を枕に青空を仰いで誰に憚ることもなく、その得意のナポリの船唄、「サンタ・ルチア」を甲高い声でうたひました。

O dolce Napoli,

O soul beato,

と、伊太利語でうたふ彼女のソプラノが、夕なぎの海に響き渡るのを聴き惚れながら、私はしづかに櫓を漕いで行く。「もつと彼方へ、もつと彼方へ」と彼女は無限に浪の上を走りたがる。いつの間にやら日は暮れてしまつて、星がチラチラと私等の船を空から瞰おろし、あたりがぼんやり暗くなつて、彼女の姿はたゞほの白いタオルに包まれ、その輪郭がぼやけてしまう。が、

晴れやかな唄ごゑはなか／＼止まずに、「サンタ・ルチア」は幾度となく繰り返され、それから「ローレライ」になり、「流浪の民」になり、ミニヨンの一節になりして、ゆるやかな船の歩みと共にいろ／＼唄をつづけて行きます。……

かういふ経験は若い時代には誰でも一度あることでせうが、私に取つては実にその時が始めてゝした。私は電氣の技師であつて、文学だとか芸術だとか云ふものには縁の薄い方でしたから、小説などを手にすることはめつたになつたのですけれども、その時思ひ出したのは嘗て読んだことのある夏目漱石の「草枕」です。

(四)

やや長い引用になつたが、この場面で譲治の印象を形作っているのが、ナオミの「唄ごゑ」であることがわかるだろう。そしてこれまで経験したことのない、歌声と情景との融和した世界が、譲治にとって「縁」の薄かつた「文学だとか芸術だとか云ふもの」に対する連想を呼び起こすのである。

ここまでの部分では「教育」を一つの切り口として、二人の関係を社会システムに還元することで分析してきたが、この場面はそれらとは明らかに異質の状況を開示している。すなわち、歌うナオミの声が、歌つてこなかつた譲治自身の「電氣の技師」に至るまでの経験を相対化させるのである。それは公教育を規範とした教育を施すことで上層階級を模範とした「立派な人」にナオミを仕立て、そのような存在と結びつこうとした譲治の発想を根底から覆してもおかしくない経験といふことができよう。もしかしたら、このような

場面における二人の関係こそ、ナオミが最も望んでいた関係¹³だったのかも知れない。

しかし、この場面で同じような状況が訪れることはほとんどなく、結果的にナオミは、譲治の知らないところで「慶応学生」らと乱れた生活を送るようになる。次の鎌倉行きでそれが露呈するのであるが、ナオミの生活に疑念を抱いた譲治が待ち伏せする場面で、二度目のナオミの唄が引用される。

降りると忽ち、彼等の陽気な唄声が私の耳朵を打ちました。それもその筈、彼等は僅か五六歩に足らぬところを、合唱しながら拍子を取つて進んで行くのです。

Just before the battle, mother,

I am thinking most of you,……

それはナオミが口癖にうたふ唄でした。

(十五)

この場面で譲治が耳にするのは、ナオミの「ソプラノ」ではなく、男子学生たちの歌声が中心となつた合唱である。しかも、この唄はナオミが「口癖にうたふ」ものであり、おそらく日常においてはナオミ一人の歌声で繰り返し聞いてきたはずなのだ。暗闇で待ち伏せする譲治は、普段耳にするナオミの唄とこのように男子学生に取り巻かれて歌っている唄とを対照的に捉えることになつたはずである。男たちの声に混じり合ったナオミの歌声を物陰に潜んで聞く、という身振りには、この場面での譲治の状況がそのまま暗示されているのだ。

この場面の直後、譲治は決定的なナオミの裏切りを知ることにな

る。そして、一旦はナオミのことを許すことになるが、二人の關係は完全にそれまでとは異質のものになり、讓治自身が「ナオミは私に取つて、最早や尊い宝でもなく、有難い偶像でもなくなつた代わり、一箇の娼婦となつた」(十八)と自覚するような關係にまで行き着くことになり、「肉体の魅力、たゞそれだけに引き摺られ」(同)るようになる。そして、最終的なナオミの裏切り行為を経て、讓治は彼女を追ひ出すことになってしまう。

ここまで述べてきたように、このテクストにおいてナオミの唄は、讓治自身の認識を改めさせ、彼の知らなかったナオミ像を浮かび上がらせているのである。ナオミの歌声が直接引用されているのはこの二ヶ所のみだが、他の数多い〈音楽〉に関する記述は、規範としての公教育のみの中で生きてきたエリートとしての讓治の存在を相對的に浮き彫りにする機能を果たしているのだ。

このような〈音楽〉の機能を念頭に置いて、最後に次の箇所を検討したい。

……それから一体、何分ぐらゐ立つたでせうか？ 私がアトリエのソオファに靠れて、彼女が二階から降りて来るのをぼんやり待つてゐた間、……それは五分とは立たない程の間だつたか、或は半時間、一時間ぐらゐもさうしてゐたのか？……私にはどうも此の間の「時の長さ」と云ふものがハッキリしません。私の胸にはたゞ今夜のナオミの姿が、或る美しい音楽を聴いた後のやうに、恍惚とした快感となつて尾を曳いてゐるだけでした。その音楽は非常に高い、非常に淨らかな、此の世の外の聖なる

境から響いて来るやうなソプラノの唄です。もうさうなると情慾もなく恋愛ありません、……私の心に感じたものは、さう云ふものとは凡そ最も縁の遠い漂渺とした陶醉でした。

(二十五)

これは、家出したナオミが「荷物」を運びに「お伽斬の家」に戻つてきた場面で、二階にこもっているナオミを階下で讓治が待つ場面である。

ここまで繰り返し述べてきたように、讓治は敢えて背を向けるやうにして〈音楽〉に対してきた。しかし、ここで讓治は、この日の「西洋の婦人」と見紛うほどに「理想的な美しさ」を備えたナオミから受けた印象を音楽に譬えて表現している。その「崇拜的」としか言いようのない存在に打たれて、その「説き尽」くし難い印象を音楽に仮託して説明するのだ。

この時、讓治は自らの内的な〈音楽〉を聴いたのであり、それはある文化的な規範を伴うものではなく、また、肉体を目的としな

- (1) 『痴人の愛』における〈教育〉の位相(『日本文学』平成九・五)

- (2) この時代設定については前掲拙論でも触れたが、風俗傍証その他から物語の現在時すなわち讓治がこの「手記」を書いている時点は、小説発表時にほぼ重なることができる。そこから逆算する

と讓治が東京高等工業に入学した年は概ね明治三九、四〇年頃と考えられる。

- (3) 小森陽一「谷崎『痴人の愛』記号論的読解」(『毎日新聞』昭和六一・九・一三)。「痴人の愛」は讓治がナオミに知り合ってから「現在」に至るまでの「足かけ八年」間を記した手記であるが、最終二十八章の書き出しに「話はこれから三四年の後のこととなります。」とあるように、八年間のうちの後半の出来事はほとんど記されていない。

- (4) 安田孝「痴人の『愛』」(『研究と資料』昭和六二・七、のち『谷崎潤一郎の小説』翰林書房、平成六)、永栄啓伸「痴人の愛——追憶の『お伽噺の家』——」(『日本の文学』昭和六三・一一、のち『谷崎潤一郎論——伏流する物語』双文社出版、平成四)など。前掲拙論(1)においても、讓治とナオミの〈教育〉に対する認識のずれが顕著になる場面として分析している。

- (5) 前掲論文(3)。

- (6) 『良妻賢母という規範』(頸草書房、平成三)

- (7) 文部省編『歴代文部大臣式辞集』昭和四四

- (8) 例えば山田源一郎「家庭における音楽」(明治三九・一二)、江木冷灰「女子と音楽」(明治四〇・三)など。

- (9) 例えば下田歌子「婦人と遊芸」(明治四二・一)では、「音楽や歌舞」を「品性の高い優美な者」とした上で、「西洋でも立派な音楽を持つている国程、其国は文明の度が進んで居ると云はれて居る位」である、としている。

- (10) 例えば秋雨女「令嬢の寮舎生活」(明治四一・五)、神谷磯子「居留外国人の生活状態」(明治四三・一)など。

- (11) 『女学生の系譜——彩色される明治』(青土社、平成二)

- (12) 本田和子は前掲書で、ここで述べた女学生の「幻想共同体」形成において、雑誌の投稿欄が果たした役割の大きさを指摘している。

- (13) ナオミの女学生姿が流行としてのファッションでしかないことは、「昔は女学生らしく袴をつけて靴で歩くのを喜んだ癖に、もうこの頃では稽古に行くにも着流しのまゝしやなりしやなりと出かける」(九) ようになったという、後の状況が示している。

- (14) 竹林滋『英語音声学』(研究社、平成八・九)によると、これらの語の発音は一般米語(General American)における/t/の「たたき音化」によって日本語のラ行音に近い音声になるとされている。

- (15) 物語の末尾あたりでナオミが西洋人と話している場面があるが、そこでも讓治はナオミの英語を「彼女がべら／＼まくし立てるのを聞いてみると、何しろ発音は昔から巧かったのですから、変に西洋人臭くつて、私には聞きとれないことがよくあります」(二一八)と語っている。

- (16) 『ピアノの誕生』(講談社、平成七・一〇)

- (17) 引用文は前掲書に拠る。

- (18) 前掲拙論(1)で、公教育とハビトゥス、およびナオミの問題については詳述している。

(19) 二人の関係をめぐる互いの認識のずれが明らかになるのは、二人が初めて男女の関係を結んだ夜、「立派な人になつておくれ」と言う譲治に対し「譲治さんの氣に入るやうな女になるわ」とナオミが答える場面（五）に象徴されている。

〔付記〕『痴人の愛』本文の引用は、『谷崎潤一郎全集・第十卷』（中央公論社、昭和五七）に、その他は特にことわりのない限り初出に拠る。ただし、ルビは必要最低限のものを除いて省略し、旧漢字は新字体に改めた。なお、引用文中の傍線はすべて引用者による。

『蜻蛉日記』上巻における「けり」

国語科 中村 勝

はじめに

本稿は、『蜻蛉日記』（藤原道綱母作）における、助動詞「けり」の用例を、上巻を中心に検討しつつ、日記における書き手の著述に対する意識を探ろうとするものである。また、併せて、高校古文教育における助動詞の指導のありかたについても問題提起したい。なお日記本文は岩波文庫（一九九六年・今西祐一郎氏校注・底本は桂宮本）により、漢字、踊り字、カギ括弧などを一部改めた。引用末尾の括弧内の数字は順に岩波文庫本の段数、ページを表し、歌番号は『新編国歌大観』の番号である。

1 「けり」という助動詞

まず、手近にある学習用の古語辞典の「けり」の解説を見てみよう。

①（自分が直接経験していない過去の事を、他から伝え聞いたりして回想する意を表す）…た。…たということだ。

②（今まで気付かずにいた事実、初めて気付いて驚き詠嘆す

る意を表す）…だった。…だったのだなあ。

③「中世以降の用法」（自分の動作についても用いて、単に過去を回想する意を表す…た。

④「連歌・俳諧などで、切れ字として用いて」（単なる詠嘆の意を表す）…だなあ。…ことよ。

（小学館『全訳古語例解辞典』第2版）

一般に、高校での古文の学習に際して、「けり」は以上のような意味があるとして教授されていると思う。多くの文法書でも同様な解説がなされている。①の意味は、細江逸記氏の研究以来言われていることで、「けり」の基本義とみる向きも多いだろう。なお、③④の用例は前記の辞書ではそれぞれ西鶴と一茶であった。

①の意味はもっぱら物語の研究から導かれたもので、物語の語りの基調として「けり」が用いられるのだと説明される。しかし、それでは、日記文学に用いられる「けり」はどう解釈すればいいのだろうか。日記は自己の経験をもとに書かれたものである。そうであるならば、「直接経験していない過去」という説明はできないはずである。

ところで、最近の研究を見ると、「けり」という助動詞について、次のような説明がなされている。

ケリ形は

（9）御前駆追ふ声のいかめしきにぞ、「殿は今こそ出でさ

せたまひけれ。いづれの隈におはしましつらん。……」と

言ひあへり (源氏・少女)

のように、きづき、すなわちある出来事についての認識が成立すること、または、

(10) 「人知りたることよりも、かやうなるは、あはれ添ふこととなむ、昔人も言ひける。……」など、なほなほしく語らひたまふ (源氏・空蟬)

のように、そういう認識を所有しているということを表すものである。したがってケリ形によって表される出来事には伝聞された出来事が存在したとしても、ケリ形は認識の獲得の仕方について定めるものではない。このようにケリ形は出来事を話し手のいる現実の時間の中に位置づけるものではないので、出来事を現実の時間軸上に位置づける範疇としてのテンスの外にあるものということになる。ここに、ケリ形の運動がテキストのなかの他の運動の背景や内容などの説明の役割をもちうる根拠もある。にもかかわらずケリ形がテンスを表すことがあるのは、認識されている出来事が状態でなく運動であれば、それは時間的には過去に属するはずであるからだとみられる。しかし、会話文では相変わらず認識を獲得したという、きづきの意味で用いられるのが普通であったため、過去形式としては十分発達しなかった(鈴木泰氏「古代語の文法・文法史」『日本語要説』第2章)

ここに挙げた鈴木泰氏の説によれば、「けり」の意味は「認識の成立(気づき)」や「認識の所有」であるという。このような観点から、女性の手になる現存最古の仮名日記『蜻蛉日記』の「けり」を分析していこうと思う。

2 上巻における「けり」の諸相

では、実際に、「けり」の用例を、『蜻蛉日記』上巻から出現順に見ながら、その働きを考えていこうと思う。但し、用例は基本的に地の文に限った。

かくありし時すぎて、世の中にいとはかなく、とにもかくにもつかで世にふる人ありけり。……「天下の人の品高きや」と問はんためにもせよかし」とおぼゆるも、過ぎにし年月ごろのこともおぼつかかなりければ、さてもありぬべきことなんおほかりける。(上・1・17ペ)

著名な冒頭部分(序文)である。「かくありし時」とは、このように生きた時とはというほどの意味であらう。この一文には「き」と「けり」とが併用されている。「き」は、鈴木氏によれば、「テンスとしての過去を表すだけ」で、「過去における運動の完成を表す」もので、中古においては「発話時からきりはなされた過去しか表しえない」ものだという。(前掲書)。それに対して、「けり」は、1

で引用したように「認識の成立または所有」を表すものだという。そこで認識という観点からこの「けり」を考えてみると、自分の体験した過去であっても、それを客観的に突き放して「そういうことがあった」と見つめ直す場合にも使うことができよう。このような意味での「けり」を本稿では（回想と呼ぶことが適当かどうかという問題はあるが）「自己回想のけり」と呼ぶことにする。この部分の「けり」3例は、みずからの身の上を思い起こして語る「自己回想のけり」と見ることができる。

さて、あはつけかりしすぎごとどものそれはそれとして、柏木の木高きわたりより、「かく言はせん」と思ふことありけり。

……。ありけることは、

兼家 1 音にのみ聞けばかなしなほととぎすことかたらはんとおもふころあり

とばかりぞある。…（上・2・18ペ）

序に続く部分である。この2例も、書き手の「自己回想」とみることができが、注意しておくべきことは、「思ふことありけり」と述べられている事柄は、自らの心情ではなく、「（兼家から）このように言わせようと（兼家が）思うことがあった」という、他者の心情を「けり」で述べている点である。これについては後述する。

（12段・36段）

これをはじめにてまたまたもおこすれど、返りごともせざりければ、また、

兼家 3 おぼつかない音なき滝の水なれやゆくへもしらぬ瀬をぞたづぬる

これを、「いま、これより」と言ひたれば、しれたるやうなりや、かくぞある。

兼家 4 ひとしれずいまやいまやと待つほどにかへりこぬこそわびしかりけれ

とありければ、例の人（母）、「かしこし。をさをさしきやうにも聞こえんこよからめ」とて、さるべき人して、あるべきに書かせてやりつ。……（上・3・19ペ）

引き続き、兼家の求愛歌と、それへの書き手側の応対を述べた箇所であるが、ここでは「ければ」という表現に注意しておく。この已然形十バの表現は、ふつう原因理由を表すとされる。それはそれでよいのだが、ではなぜ「しかば」や「せざれば・あれば」でないのだろう。鈴木氏は前の概説で、ケリ形がいわゆるテンスの外にある表現なので、「ケリ形の運動がテキストのなかの他の運動の背景や内容などの説明の役割をもちうる」と述べている。この「説明のけり」とは、辞書にも

物語では、あれは…だったのだが、という気持ちで、その時はわからなかったが、あとになっていう場合とか、前に述べた

事がらについて、それは……だったのだ、と読者に知らせる場合などにも「けり」が用いられている。

長女が童のにはとりを捕らへ持て来て、あしたに里へ持て行かむと言ひて、隠し置きたりける、いかがしけむ、犬、見つけて追ひければ、廊のまきに逃げ入りて、おそろしう鳴きののしるに、みな人、起きなどしぬなり。「枕草子」「大納言殿まゐり給ひて」(三省堂『例解古語辞典』(第3版))

という解説をしているものがあり、これを指しているとみてよいだろう。(前掲辞書の釈義では、「物語では」としながら用例は『枕草子』である。散文一般のこととして差し支えないだろう。)前に引用した『蜻蛉』用例でも、「度々手紙をよこすが(返事をしなかった)また」「(『ひとしれず…』と書いて送って来たので)、例の古風な私の母は」と、読者に対して歌の贈答の状況を説明しているものと考えられるのである。「ければ」という表現は、このような説明の場面で用いられることが多い。

秋つかたになりにけり。…(上・4・21べ)

これは時間の経過をみずから振り返って気づくといった意味合いであろう。『蜻蛉日記』では、時間の経過が「ぬ」で表される場合と、この例のように「にけり」で表されるものが多い。単に「ぬ」

というよりも「にけり」という場合の方が、時間の経過とその空しさ、そしてそれに気づく自己との関係がよりはっきりと浮かび上がってくるというと思う。

かくて日のふるままに旅の空におもひやるこち、いとあはれなるに、人(夫)の心もいとたのもしげには見えずなんありける。(上・9・26べ)

この箇所は書き手の父が陸奥に下向していることを思いつつ、その一方で兼家との関係に苦悩する場面の結びである。ここ「にけり」は「自己回想のけり」と見て差し支えないが、この箇所のように一つの章段(と見るべきもの)の結び・まとめに「けり」が用いられる例である。次の、

…、なほもあらぬこと(懷妊)ありて、春夏なやみくらして八月つごもりにとかうものしつ。そのほどの心ばへはしもねんごろなるやうなりけり。(上・11・28べ)

も、そのようなまとめの「けり」である。書き手の懷妊後、兼家の心遣いを感じる箇所である。まとめと言っても、章段の内容全体を総括するというよりも、その場面での夫婦関係を振り返って述べるという用い方である。

さて九月ばかりになりて、出でにたるほどに、箱のあるを手まさぐりにあけてみれば、人（他所の女）のもとにやらんとしける文あり。あさましさに『見てけり』とだに知られん」と思ひて書きつく。

書手²⁶ うたがはしほかにわたせる文なればここやとだえにならんとすらん（上・12・28ぺ）

ここでは「けり」が2例あるけれども、地の文の「やらんとしける」に注目したい。ここでは、兼家が他所の女（いわゆる町の小路の女）に書いた手紙を、書き手が発見する場面であるが、それを「けり」で述べているのである。自己の回想というよりも、非直接的なことがらに対して「けり」を用いて表現していると考えられるのではないだろうか。「けり」の認識の獲得の方法は、鈴木氏の説によれば、伝聞以外でもかまわないとされる。つまり、自らの体験ではないが、いわゆる伝聞による情報獲得でもない、非直接の情報獲得の「けり」を認めてよいと考えられるのである。なお、後者の「見てけり」は、兼家が、書き手が手紙を見たということに気づく、「気づきのけり」である。「気づきのけり」は、このように会話文に現れることが多いが、後述するように地の文にも気づきの意味と考えられるものも見られる。（40段参照）

おほかたの世のうちあはぬことはなければ、ただ、人（夫）の心の思はずなるを、われのみならず、年頃のところにも絶え

にたなりと聞きて、文などかよふことありければ、五月三四日のほどに、かく言ひやる。

書手³⁴ そこにさへかるといふなる真菰草いかなる沢に根をとむらん（上・16・32ぺ）

この場面は、時姫のところにも兼家が途絶えがちなことを知った書き手が、時姫のもとに歌を贈るところであるが、歌の贈答の下地として「文などかよふことありければ」と、両者の関係を説明しているのである。「ければ」については前に述べた。

ただなりし折はさしもあらざりしを、かく心あくがれて、いかなる物もここにうちおきたる物とどめぬ癖なんありける。

「かくて止みぬらん、そのものと思ひ出づべき便だになくぞありけるかし」と思ふに、十日ばかりありて文あり。なにくれと言ひて、「帳の柱に結びつけたたりし小弓の矢とりて」とあれば、「これぞありけるかし」と思ひて、解きおろして、

書手⁴⁰ 思ひ出づる時もあらじとおもへども矢といふにこそおどろかれぬれとてやりつ。（上・19・34ぺ）

この、「癖なんありける」は、書き手が魂の抜けたように物思いにふけっているときに、周囲の物に気づかない癖があるということとを述べているのだが、「自己回想のけり」であると同時に、読者への説明の役割も果たしていると考えられよう。前に述べたまとめ

の「けり」に対応する、書き出しの「けり」であるが、まとめの「けり」よりも、章段全体への影響力は強い。

子どもあまたありと聞くところ（時姫）も、むげに絶えぬと聞く。「あはれ、ましていかばかり」と思ひてとぶらふ。九月ばかりのことなりけり。「あはれ」などしげく書いて、
（上・21・36ペ）

ここも、書き手が時姫に歌を贈る場面であるが、ここでの「けり」は、「とぶら」った時期を補足的に説明する「けり」である。

寝待ちの月山の端出づるほどに、出でむとする気色あり。「さらでもありぬべき夜かな」と思ふ気色や見えけむ、「とまりぬべきことあらば」など言へど、さしもおぼえねば、

書手⁵¹ いかがせん山の端にだにとどまらで心も空にいでむ月をば
かへし、

兼家⁵² ひさかたの空に心のいづといへば影はそこにもとま
るべきかな

とて、とどまりにけり。（上・26・41ペ）

ここは、兼家が出ていこうとするところを、書き手が歌を詠んで引き留めることに成功するところであるが、結びに「けり」が用いら

れている。しかし、前述のまとめの「けり」とは異なり、章段全体を内容を受けて締めくくる「けり」である。この「けり」も「自己回想のけり」である。

（58書手の長歌）と書きつけて、二階の中におきたり。
例のほどにものしたれど、そなたにも出でずなどあれば、あ
わづらひて、この文ばかりを取りて帰りにけり。さてかれより
かくぞある。（59兼家の長歌）とか。（上・30・47ペ）

「にけり」が時間の経過を浮き立たせる表現であることは、前に触れたが、ここでの「にけり」は単に時間の経過を振り返る回想の意味ばかりでなく、「さてかれよりかくぞある」に続く兼家の長歌の返事状況を説明する働きも担っているとみることができないだろうか。

十五六日になりぬれば、盆などするほどになりにけり。（上・
35・56ペ）

この「けり」も時間の経過を浮き立たせる「自己回想のけり」である。

年かへりて、なでふこともなし。人（夫）の心のことなることなき時は、よろづおいらかにぞありける。このついたりより

ぞ、殿上ゆるされてある。禊の日、例の宮より、「物見られば、その車に乗らん」とのたまへり。御文の端に、かかることあり。

章明親王 80 わかとのし

例の宮にはおはせぬなりけり。「町の小路わたりか」とてまゐりたれば、うべなく「おはします」と言ひけり。まづ硯乞ひて、かく書きて入れたり。

兼家 81 きみがこのまちの南にとみにおそき春には今ぞたづねまゐれる

とて、もろともに出でたまひにけり。(上・36・56 べ)

第1例の「けり」は、「自己回想のけり」である(まとめの働きをも担う)。

2・3・4例の「けり」は、「非直接のけり」と見てよい。「わかとのし」と「例の宮には」との間に脱落があるとされているが、この文脈からすると、兼家が章明親王の邸を尋ねたが不在で、親王の通い所において、そこで歌を詠みかけて、親王とともに御禊見物に出掛けるという内容であろうが、それらを書き手は直接には見ていない(体験していない)と考えられる。伝え聞くなどで情報を獲得したとするのが適当だろう。「非直接のけり」は本論では伝聞をも含めて考えることにする。

そのころほひすぎてぞ、例の宮にわたりたまへるに、まゐりたれば、去年も見しに花おもしろかりき、薄むらむら茂りて、

いとほそやかに見えければ、「これ掘り分かつたまはば、すこし賜らむ」ときこえおきてしを、……(上・37・57 べ)

ここの「ければ」も『すこし賜らむ』ときこえおきてしを」の前置きを説明する「けり」と考えておく。「去年も見しに花おもしろかりき」は挿入句であり、その挿入句とともに、ススキを分けていただきたいという内容を説明している。

兼家 85 おしはかる月は西へぞ行先は我のみこそは知るべかりけれ

など、たのもしげに見ゆれど、わが家とおぼしき所は異になんあんめれば、いと思はずにのみぞ世はありける。さいはひある人のためには、年月みし人もあまたの子など持たらぬを、かくものはなくて、思ふことのみしげし。(上・39・59 べ)

この箇所「さいはひある人」をどう解するかで説の分かれるところであるが、いずれにせよ、ここでの「けり」は、「自己回想のけり」とみてよいだろう。

さいふいふも、女親といふ人あるかぎりはありけるを、久しうわづらひて、秋の初めの頃ほひむなくなりぬ。……。さいふいふ、物を語らひおきなどすべき人は京にありければ、山寺にてかかる目はみれば、をさなき子をひき寄せてわづかに言ふ

やうは、……。

さて、なほ思ふにも生きたるまじき心地するは、この過ぎぬ人(母)、わづらひつる日ごろ、物なども言はず、ただ言ふこととは、かくものはかなくてありふるを夜昼嘆きにしかば、「あはれ、いかにしたまはんずらん」と、しばしば息のしたにもものせられしを思ひ出づるに、かうまでもあるなりけり。人聞きつけてものしたり。われは物もおぼえねば、知りも知られず、人(夫)ぞあひて「しかじかなんものしたまひつる」と語れば、うち泣きて、穢らひも忌むまじきさまにありければ、「いと便なかるべし」などものして、立ちながらなん。そのほどの有り様はしも、いとあはれにこころざしあるやうに見えけり。(上・40・59～61ペ)

この章段、書き手の母の死を述べるところである。第3例の「けり」に注目したい。この「けり」は、気づきの「けり」と考えられる。ここでは地の文に「けり」が用いられているのである。地の文での気づきの用法の特徴は、地の文でありながら、書き手の心情が流れ込んでいるところである。いささかくどい文体であるが、「生きていような気がしないのは、母が死の直前まで私のことを気遣っていたくれたことを思い出すからだ」と述べる結びに「けり」が用いられている。気づきは会話や心中語に現れることが多いが、ここでの地の文も心中語とほぼ同様に書き手の心情が込められた箇所だとみることができよう。第1例、第5例の「けり」は「自己回想の

けり」、第2例、第4例の「けり」は説明の働きをしている。

もろともに出でゐつつ、つくろはせし草なども、わづらひしよりはじめて打ち捨てたりければ、生ひ凝りていろいろに咲き乱れたり。わざとのことなども、みなおのがとりどりすれば、我はただつれづれとながめをのみして、「ひとむらすすき虫の音の」とのみぞ言はるる。(上・42・63ペ)

母の死の叙述の続きである。「母が病んでから放って置いたので、草々が咲き乱れている」という関係の説明になっていると考えられよう。

四十九日などはてて、かく言ひやる。

書手⁹⁰ 思ひきや雲の林をうちすてて空の煙にたたむものとはなどなん、おのが心地のわびしきままに、野にも山にもかかりける。はかなながら秋冬もすごしつ。(上・44・66ペ)

山寺で、母に袈裟を掛けてくれた法師の兄が死んだので、書き手が歌を贈る場面であるが、この箇所は、引き歌表現で、古今集の素性「いづくにか世をば厭はむ心こそ野にも山にもまどふべらなれ」に基づき、「どこに世をのがれることもできないが、心は野にも山にもさまよい出たい気持ちにかられる、の意を表す(新編日本古典文学全集頭注)」とされる。この「けり」は章段全体を総括して回想

する「けり」である。

忌日などはてて例のつれづれなるに、弾くとはなけれど、琴おしのごひてかきならしなどするに、忌なきほどにもなりにけるを、「あはれにはかなくとも」など思ふほどに、…（上・46・67べ）

母の一周期を過ぎて、楽を奏することも許されるようになったけれども、と、時の経過を感じている場面である。ここでも時の経過だけでなく、次の詠歌の状況を説明する働きを有していると考えてよい。（30段参照）

さて「昨日今日は（姉ハ）関山ばかりにぞものすらんかし」と思ひやりて、月のいとあはれなるにながめやりてゐたれば、あなた（叔母）にもまだ起きて琴弾きなどして、かく言ひたり。叔母⁹⁴ ひきとむるものとはなしに逢坂の関のくちめの音にぞそぼつる

これも同じ思ふべき人なればなりけり。（上・48・68べ）

書き手の姉の地方下向を叔母と思いやる箇所である。詠歌の後に説明のことばとして、「これも同じ思ふべき人なればなりけり。」と述べている。説明の用法はこのような歌の製作状況、内容補足（批評）の説明として用いられているという面がある。

…、さしはなれたる廊のかたに、いとようとりなし、しつらひて、端に待ち臥したりけり。火ともしたるに、火消させて下りたれば、いと暗うて入らん方も知らねば、「あやし、ここにぞある」とて、手を取りてみちびく。……。

すこし食ひなどして、禅師たちありければ、夜うちふけて、「護身に」とてもものしたれば、「今はうち休みたまへ。日ごろよりは少しはやすまりたり」と言へば、大徳、「しかおはしますなり」とて、立ちぬ。……。

「いつか、御ありきは」など言ふほどに、涙うきにけり。「いと心もとなければ、明日あさてのほどばかりにはまゐりなん」とて、いとさうざうしげなる気色なり。……。（上・50・72）
（74べ）

この段、兼家の病氣と、それを見舞う書き手を描く箇所である。第2例の「ければ」は説明の「けり」とみる。第1例、第3例は、自己回想の「けり」と考えられるが、「涙うきにけり」は、涙ぐんでしまったことを我に返って再確認する意味で、気づきに近いと考へることもできるのではないだろうか。「涙うく」という動作が、心情を表す動作であることも関係があるだろう。

このごろは四月。祭見に出でたれば、かの所（時姫）にも出でたりけり。「さなめり」と見て、むかひに立ちぬ。待つほどの

さうざうしければ、橘の実などあるに、葵をかけて、

書手 98 葵とか聞けどもよそに橘の

言ひやる。やや久しうありて、

時姫 君がつらさを今日こそは見れ

とぞある。……。歸りて「さありし」など語れば、「『食ひつぶ

しつべき心地こそすれ』とや言はざりし」とて、いとをかしと思ひけり。(上・51・75べ)

ここでの2例は、いずれも、みずからの心情を述べた箇所ではなく、他者の動作(状態)や心情を述べた箇所に「けり」が用いられている。前者は、葵祭の見物に出たところ、時姫も来ていたことを述べる。『さなめり』と見て、むかひに立ちぬ」と続く場面の説明として「けり」を用いているのである。後者は、兼家が、書き手と時姫のやり取りを聞いて冗談を言っておもしろがっているところだが、書き手からみて、兼家が「をかしと思」っているようだ、と、非直接の事柄を述べる「けり」とみる。

よろこびてさるべきさまのことども(端午ノ節会ノ見物ノ用意)しつ、宵の間、静まりたるに、硯引き寄せて、手習ひに、

書手 99 あやめぐさ生ひにし数をかぞへつつ引くや五月のせちに待たる

とてさしやりたれば、うち笑ひて、

兼家 100 隠沼に生ふる数をば誰かするあやめしらずも待たる

なるかな

と言ひて、見せん心のありければ、宮の御棧敷のひとつづきに二間ありけるを分けて、めでたうしつらひて見せつ。(上・

52・76べ)

ここは端午の節会を見物する準備を兼家がするかどうかを、兼家と書き手が双六を打って決めることにし、書き手が勝ったために、兼家が準備をする、その際に行われた歌のやりとりのあとで、「見せん心のありければ」と、兼家の心情を述べる所である。「説明」の働きであるが、兼家が書き手に節会を見せる気持ちがあったので、と、非直接のことがらを述べている点も注意して置かねばなるまい。

かくて人にくからぬさまにて、十といひて一二つの年は余りにけり。されどあけくれ世の中の、人のやうならぬを嘆きつつ、つきせず過ぐすなりけり。それもことわり、身のあるやうは、夜とても人(兼家)の見えおこたるときは、人少なに心細う、今はひとりをたのむたのもし人(父)は、この十よ年のほど県ありきにのみあり、たまさかに京なるほども、四五条のほどなりければ、われは左近の馬場を片岸にしたれば、いとほるかなり。

…八月ばかりになりにけり。(上・53・77べ)

第1例と、第4例は、時の経過を回想する(「にけり」)。第2例

は、「自己回想のけり」で、第1例の時の経過の感想に続いて、「世の中」を嘆く。第3例は説明である。

心のどかに暮らす日、はかなきこと言ひ言ひの果てに、われも人も悪しう言ひなして、うち怨じて出づるになりぬ。端の方にあゆみ出でて、をさなき人（道綱）をよび出でて、「われは今来じとす」など言ひおきて出でにけるすなはち、はひ入りにて、おどろおどろしう泣く。……五六日ばかりになりぬるに、音もせず。……、出でし日つかひしゆるする坏の水はさながらありけり。うへに塵ゐてあり。かくまでとあさましう、

書手¹⁰¹ 絶えぬるか影だにあらば問ふべきをかたみの水は水草るにけり

など思ひし日しも、見えたり。例のごとにてやみにけり。かやうに胸つぶらはしき折のみあるが、世に心ゆるびなきなん、わびしかりける。（上・54・78べ）

夫婦のいさかいがあり、兼家は出て行く。第1例「出でにけるすなはち」は時の経過とともに、兼家の動作を非直接のこととして述べている。訪れない日々が続き、書き手はふと夫が使った「ゆるする坏」の水を発見する。この辺の心理は19段を参照。第2例は地の文の気づきで、これが心中語と同様の働きをしていることも前に述べた。ちょうどその日に夫が現れ、うやむやになってしまふ。第3例「にけり」は、時の経過とともに、書き手のやるせない心情を回

想する働きをも受け持っていると考ええる。第4例はこの章段のまとめの回想。

九月になりて、「世の中をかしからん。ものへ詣でばや。かうものはかなき身のうへも申さむ」などさだめて、いとしのびあるところにもものしたり。一挟みも御幣にかう書き付けたけり。まづ（伏見稲荷ノ）下の御社に、……（上・55・79べ）

またおなじつごもりに、ある所（賀茂社）に、おなじやうにて詣でけり。二挟みづつ、下のに、……

などなん、神の聞かぬところに、聞こえごちける。……（上・56・80べ）

……。御陵やなにやと聞くに、ときめきたまへる人々いかにと思ひやりきこゆるに、あはれなり。やうやう日ごろになりて、貞観殿の御方に「いかに」など聞こえけるついでに、

書手¹¹¹ 世の中をはかなきものとみささぎのうもるる山になげくらむやぞ

……（上・58・82べ）

前の2章段はこの二つ歌を神に捧げ、それを書き留めることの説明として解釈できる。3段目は、村上帝後宮の貞観殿・藤原登子（兼家同母妹）に帝の崩後、書き手が贈歌する経緯を説明している。

御四十九日はてて、七月になりぬ。上に候ひし兵衛の佐、まだ年も若く、思ふことありげもなきに、親をも妻をも打ち捨てて、山にはひのぼりて法師になりにけり。…(上・59・83ペ)

村上帝の崩後、兵衛佐・藤原佐理(敦忠の子)が出家したことを伝え聞いての伝聞であり、しかもそこには書き手の驚き(気づき)が込められているとみるべきであろう。

三月にもなりぬ。客人の御方にとおぼしかりける文を、持てたがへたり。みれば、なほしもあらで、「近きほどにまゐらんと思へど、『われならで』と思ふ人やばらんとて」など書いたり。「年頃見たまひ慣れにたれば、かうもあるなめり」と思ふに、なほもあらで、いとちひさく書い付く。

書手¹⁰⁷ 松山のさし越えてしもあらじ世を我によそへてさわぐ波かな

とて、「あの御方に持てまゐれ」とて、かへしつ。見たまひてければ、すなはち御かへりあり。

登子¹¹⁸ 松島の風にしがふ波なれば寄るかたにこそ立ちまさりけれ(上・62・86ペ)

書き手の住む邸の西の対に退出した登子の許に宛てた兼家の手紙が、書き手の所に誤って届けられた。書き手はそれに歌を書き添え

て登子に送る。第1例では非直接のことを「けり」で述べ、その後の話を切り出す(説明する)働きを担っている。第2例「見たまひてければ」も登子が見たということを非直接の「けり」で述べているのである。

五月に、帝の御服ぬぎにまかでたまふに、さきのごと「こなたに」などあるを、「夢にものしくみえし」など言ひて、あなたにまかでたまへり。さてしばしば夢のさとしありければ、「違ふるわざもがな」とて、七月、月のいと明かきに、かくのたまへり。

登子¹¹⁹ 見し夢をちがへわびぬる秋の夜ぞ寝がたきものと思ひしりぬる
(上・64・87ペ)

この「ければ」も、登子の悪夢をたがえる方法を書き手に問うた歌の詠歌状況を説明した「ければ」である。

乞児どもの坏、鍋など据ゑてをるもいとかなし。下衆近なる心地して、入り劣りしてぞおぼゆる。ねぶりもせられず、いそがしからねば、つくづくと聞けば、目も見えぬ者のいみじげにしもあらぬが、思ひけることどもを、「人や聞くらん」とも思はずののしり申すを聞くもあはれにて、ただ涙のみぞこぼるる。

……

まだ暗きより行けば、黒みたる者の調度負ひて走らせて来。
やや遠くより下りて、ついひざまづきたり。見れば、隨身なり
けり。「何ぞ」とこれかれ問へば、……

落忌のまうけありければ、とかうものするほど、川のあなた
には、按察使の大納言の領じたまふところありける、「このご
ろの網代御覽ずとて、ここになんものしたまふ」といふ人あれ
ば、「『かうてあり』と聞きたまふべからんを、まうでこそすべ
かりけれ」など定むるほどに、(師氏カラ使イガ来タ)：(上・
65・93～95ペ)

書き手の安和元年秋の初瀬詣での場面である。第1例は、参籠す
る盲人が、周りの耳も気にせず大声で祈ることを、「(盲人ガ)思ひ
けることどもを」と非直接のけりで述べたもの。第2例は帰路、兼
家の隨身と出会った場面。突然の出現に驚いた気づきのけりである。
第3第4例は、按察使大納言・藤原師氏(兼家の叔父)から使いが
やってくるまでの経緯を説明する「けり」である。

3 「けり」の意味の考察

以上縷々『蜻蛉日記』上巻の「けり」の意味を分析してきた。こ
こでそれをまとめてみる。

(1) 自己回想の「けり」

日記である以上、他者からの伝聞伝承を書き留めたものでは決し

てない。過去、この問題を、物語に擬した表現としてとらえる向き
もあったが、本稿では「けり」の意味を鈴木氏の説によりつつ、
「認識の成立・所有」として考え、そこからみずからの身の上の出
来事を回想する「自己回想のけり」という意味を立てた。これにつ
いては、2の冒頭部分(1段)に述べたところである。

ところで、「けり」のこうした自己のことがらを回想する意味に
ついて、神話・物語研究の方面から藤井貞和氏が次のように論じて
いる。『古事記』における「けり」の用例で、伊邪那伎大神が黄泉
国から逃げ帰った際「吾はいなしこめしこめき穢き国に到りて在り
けり」と言ったことについて、

現実には立ち返り過去を振り返って、それが夢幻のように感じら
れるのならば、「けり」が必要だ、ということではなからうか。
いなしこめしこめき国に行ってきたことは大神の体験したこと
であろうか。体験であるにはちがいない。しかしきわめて主観
的な回想としてのそれである。現実であったことにあとから気
づくという場合であった。ケリを気づきの用法として説明する
のはいいと思うが、なぜ気づきの用法が成立するかを考えると、
ケリに、もともと非体験的な過去をあらわす中心的な意味があっ
たからではなからうか。自分の体験であったと信じられないよ
うな過去の体験というものは往々にしてわれわれにもあろう。
それを主観的に回想して、ああ自分の体験であったのかと慨嘆
するときケリと言われたのであろう。(『物語文学成立史』292
ペ)

これは神話での例であるが、みずからの体験の回想にも「けり」が用いられる一つの例証となるであろう。この用例は会話文での用例であるが、本稿では地の文にも敷衍して考察した。(注1)

(2) 非直接のけり

本稿では、伝聞を含め、自己の体験しないことがらについて述べる「けり」を「非直接のけり」とした。今回の考察では伝承的な話題を扱っていないので、物語でいう「伝承のけり」は見られない。「非直接のけり」も他者のことに対して、書き手がそういう認識を持っているということを述べるものであった。

(3) 説明のけり

これについては、2の3段に述べた。これとても「認識の所有」という基本から外れていないと考えられる。

(4) 気づきのけり

気づきについては詳述しない。一般に詠嘆と呼ばれているものも、基本的には気づきなのであって、その気づきには、当然驚嘆のニュアンスが含まれるのである。さらに地の文での気づきは、書き手の心情(心中語)と同様の働きをするものであった。

そのほかにも時間の経過、章段の結び・まとめ、書き出しなどでの特徴を掲げたが、これらは基本的には自己の回想に帰着させることができると考えている。

さて、1で述べたとおり、現在の高等学校では教育では、「けり」

は伝承回想の助動詞とされることが多い。高等学校での教材は物語や説話が主流であるから、日記での用法などは問題にならないのかもしれない。あるいは日記が物語を模したとみて、物語での意味を適用させているということも考えられる。しかし、実態として、日記にも「けり」が用いられており、これを伝承回想とすることは困難であると考えられる。

1で引用したものでない辞書・文法書を見ると、

けり ①今までは気づかなかった事実、気がついて述べる意

を表す。…たのだ。…たなあ。

②人づてに聞き知った過去の事実を伝聞として述べる意を表す。…たという。…たそうだ。…たとき。

③以前から現在まで続いている事柄や伝承を回想する意を表す。…た。…たのであった。

④詠嘆の意をこめて、これまでであったことに今、気づいた意を表す。…たことよ。…ことよ。(旺文社『全訳

古語辞典』第2版)

き・けり 過去・回想の語法 ……

(4) 今は昔、竹取の翁といふ者ありけり。(竹取物語)

(4) の「けり」は、「今は昔」の語句と照応しあって、

過去の存在である「竹取の翁」を、現在の語りの場にひき

出している趣。物語の地の文の多くがこれにあたる。これ

を伝承の回想の意であるとして、……だったとき、ぐらい

に訳出する説もあるが、必ずしも従えない。(筑摩書房

『古典入門』37ペ)

前者の辞書では、①④がいわゆる気づきの詠嘆であるが、③の意味が特徴的であるといえよう。後者では、「伝承の回想」の説に対する疑問を提示している。このように、さまざまな「けり」の記述の試みがなされているのである。

実際、高等学校では、「けり」→「た」という公式的处理(逐語訳)で簡単に割り切ってしまうことが多いが、単に「た」と訳すだけでは「けり」のさまざまなニュアンスを殺してしまう虞れがあることはいうまでもあるまい。古文とくれば、現代語訳を要求するのは、教師も生徒も同様であるが、現代語訳は決して万能ではない。

本稿がモデルとした鈴木泰氏のケリの記述は、即座に高校教育に取り込むことは難しいかもしれないし、不用意に取り入れればいたずらに混乱を招くだけであろう。しかし日記における「けり」のありかたについての観察は高校の国語教室でも失ってはならない視点であると思う。

4 おわりに

本稿では『蜻蛉日記』上巻のみの分析に終わってしまったが、中巻、下巻での分析を進める必要がある。筆者の手持ちの資料では、本文分量としては三巻とも大差ないが、下巻で地の文の「けり」が多くみられるという傾向がある。この辺の問題について、各巻の日記としての性質の違い——家集の要素などの問題——を含めて考察しなければならないだろう。意味分析の視点もより一層吟味していきたいと思う。皆様の御批正をお願いしたい。

(注1) 藤井氏は同書で、「けり」は本来的には「伝承の助動詞」としての意味をベースに派生的に「主観的な回想」という「ムード的意味をあらわ」すようになったとしている。この点鈴木氏の「認識の成立・所有」という立場と異なっていることを付言しておく。

(参考文献)

木村正中・伊牟田経久校注・訳『蜻蛉日記』

(新編日本古典文学全集) 小学館

鈴木泰ほか『日本語要説』 ひつじ書房

藤井貞和著『物語文学成立史』 東京大学出版会・2版

鈴木日出男ほか『古典入門 古文解釈の方法と実際』 筑摩書房

図9-1 踏み台昇降運動
中学1年

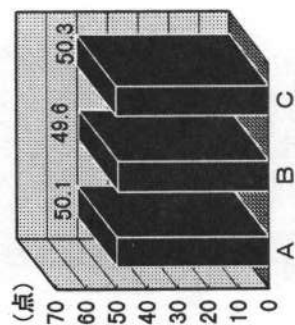


図9-2 踏み台昇降運動
中学2年

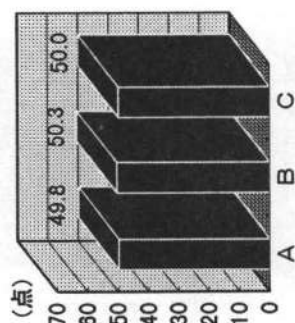


図9-3 踏み台昇降運動
中学3年

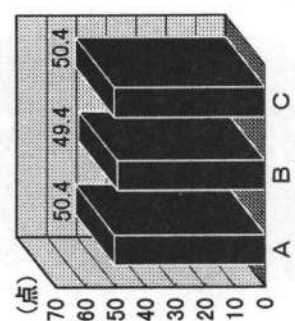


図9-4 踏み台昇降運動
高校1年

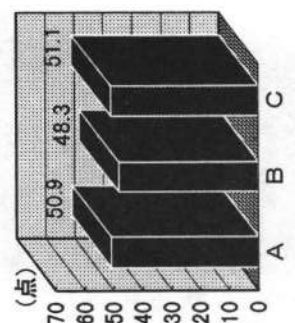


図7-1 伏臥上体そらし
中学1年

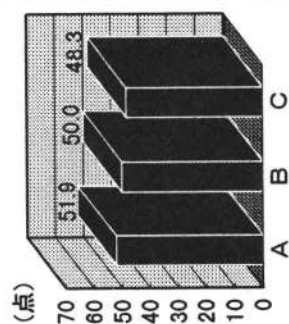


図7-2 伏臥上体そらし
中学2年

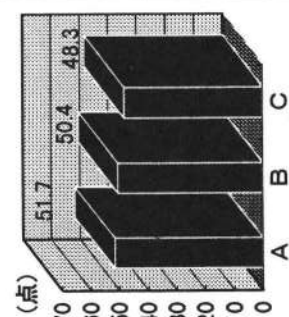


図7-3 伏臥上体そらし
中学3年

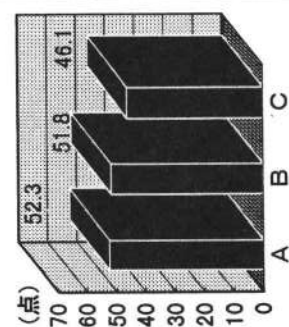


図7-4 伏臥上体そらし
高校1年

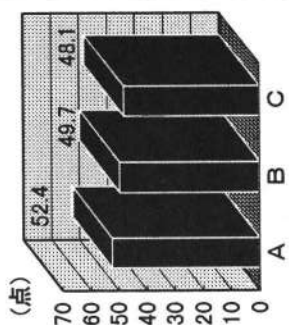


図8-1 立位体前屈
中学1年

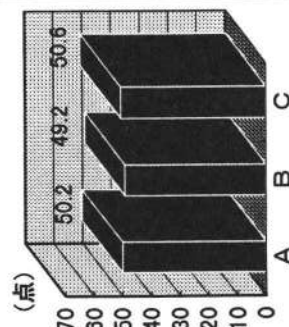


図8-2 立位体前屈
中学2年

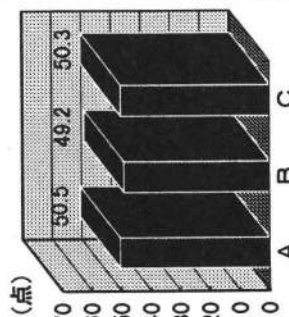


図8-3 立位体前屈
中学3年

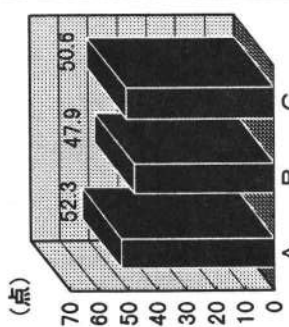


図8-4 立位体前屈
高校1年

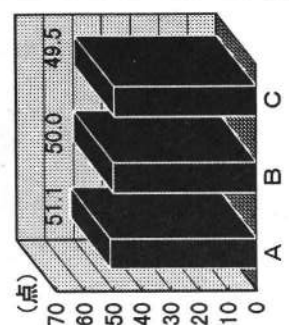


图 5-1 背筋力
中学 1 年

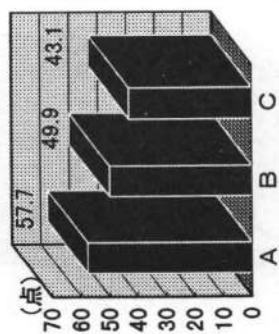


图 5-2 背筋力
中学 2 年

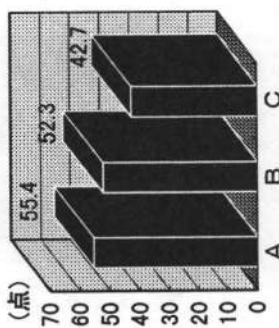


图 5-3 背筋力
中学 3 年

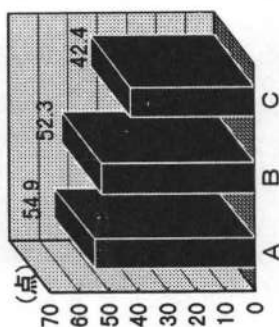


图 5-4 背筋力
高校 1 年

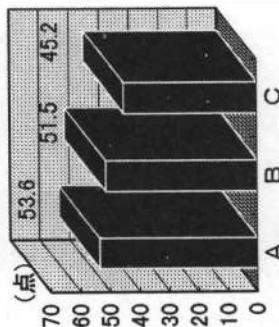


图 6-1 握力
中学 1 年

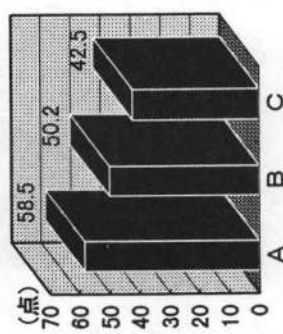


图 6-2 握力
中学 2 年

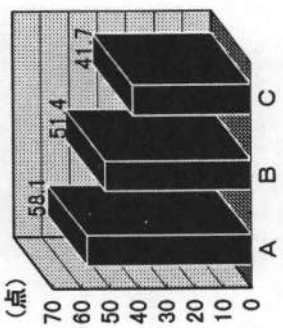


图 6-3 握力
中学 3 年

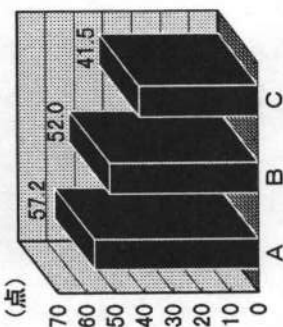


图 6-4 握力
高校 1 年

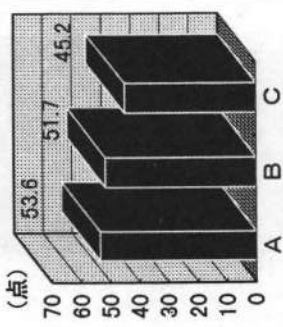


図3-1～図9-4 体力の平均値のTスコア

図3-1 反復横とび
中学1年

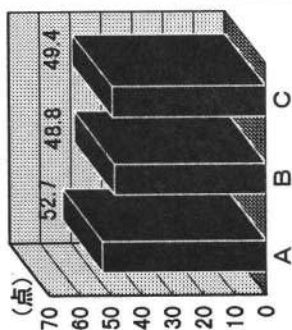


図3-2 反復横とび
中学2年

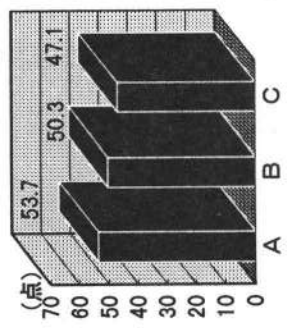


図3-3 反復横とび
中学3年

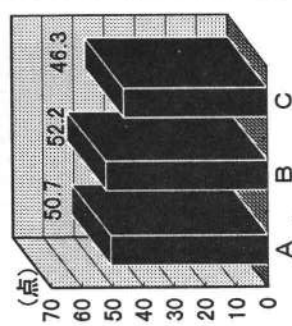


図3-4 反復横とび
高校1年

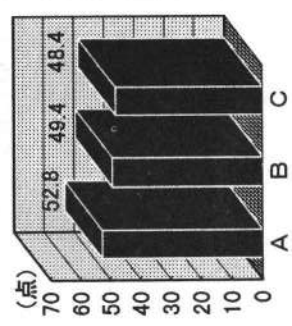


図4-1 垂直とび
中学1年

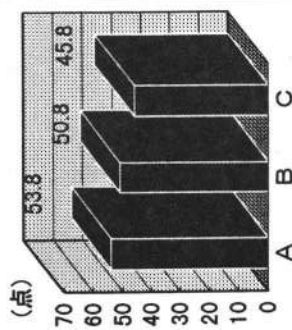


図4-2 垂直とび
中学2年

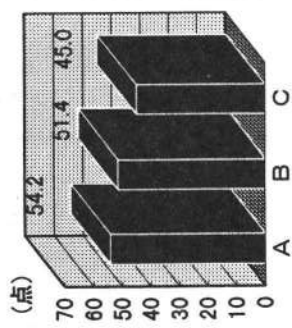


図4-3 垂直とび
中学3年

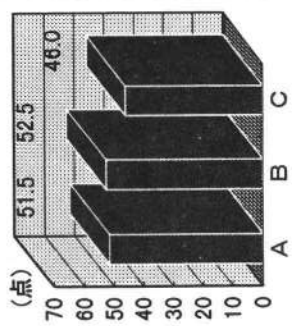


図4-4 垂直とび
高校1年

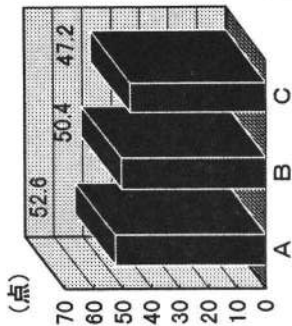


図 1-1 ~ 図 2-4 体格の平均値のトスコア

図 1-1 身長
中学 1 年

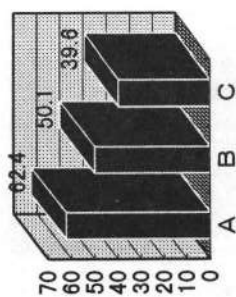


図 1-2 身長
中学 2 年

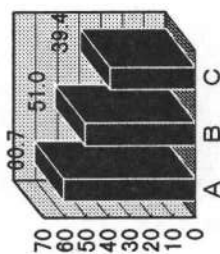


図 1-3 身長
中学 3 年

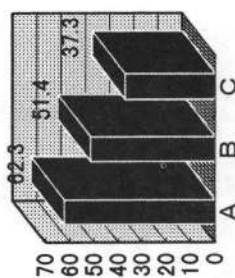


図 1-4 身長
高校 1 年

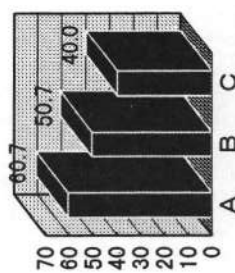


図 2-1 体重
中学 1 年

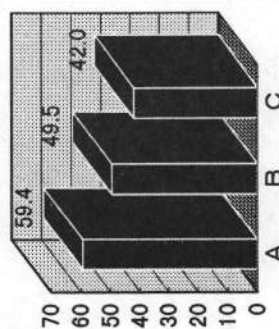


図 2-2 体重
中学 2 年

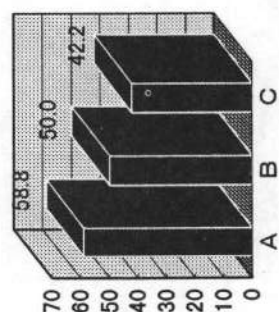


図 2-3 体重
中学 3 年

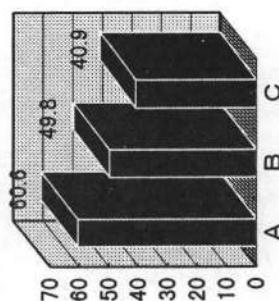


図 2-4 体重
高校 1 年

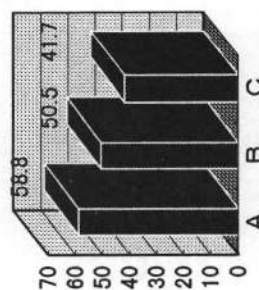


表 4 有意差検定結果表

	中 1			中 2			中 3			高 1		
	A-B	A-C	B-C	A-B	A-C	B-C	A-B	A-C	B-C	A-B	A-C	B-C
身長	12.64**	20.76**	14.32**	8.41**	15.70**	12.30**	5.56**	11.11**	9.05**	4.42**	8.45**	6.02**
体重	5.40**	10.56**	5.62**	4.95**	9.30**	5.74**	4.61**	8.21**	4.97**	3.26**	7.12**	4.28**
反復横とび	1.75	1.65	-0.29	1.62	3.15**	1.44	-0.51	1.64	2.17*	1.25	1.52	0.31
垂直とび	1.44	3.76**	2.54*	1.44	4.42**	3.22**	-0.37	2.03*	2.44*	0.88	2.00*	1.19
背筋力	3.84**	7.65**	4.75**	1.64	6.45**	5.50**	0.78	4.75**	4.59**	0.74	2.90**	2.35*
握力	4.68**	8.71**	5.68**	4.13**	9.02**	6.21**	2.49*	6.48**	5.08**	0.82	2.97**	2.70**
伏臥上体そらし	0.88	1.60	0.86	0.61	1.54	0.91	0.16	2.06*	2.05*	0.98	1.53	0.56
立位体前屈	0.44	-0.20	-0.71	0.44	0.07	-0.57	1.47	0.58	-0.93	0.39	0.54	0.19
踏み台昇降運動	0.22	-0.05	-0.30	-0.27	-0.09	0.15	0.36	0.00	-0.37	0.90	-0.05	-0.90

* * 1 %水準でその差有意 * 5 %水準でその差有意

表 3 身長による 3 区分

	身長	体重	反復横とび	垂直とび	背筋力	握力	伏臥上体そらし	立位体前屈	踏み台昇降
中1	A 162.3 4.5	54.8 9.6	39.1 3.3	44.6 6.6	76.7 17.3	27.6 5.2	45.7 7.3	6.1 7.0	60.5 8.2
	B 153.0 2.3	44.8 7.5	37.8 3.6	42.6 4.3	64.3 11.8	23.3 3.4	44.4 6.5	5.5 5.7	60.1 8.0
	C 145.0 3.1	37.2 5.3	38.0 2.8	39.3 6.2	53.5 9.3	19.3 3.4	43.2 6.9	6.4 6.5	60.6 7.6
中2	A 168.1 5.0	62.0 10.9	42.6 3.0	50.0 6.4	84.9 16.2	33.8 4.9	48.1 7.5	7.6 6.2	59.6 8.3
	B 161.2 2.6	52.1 7.6	41.4 3.8	48.0 6.6	79.6 13.4	29.9 4.0	47.0 8.8	6.8 6.3	60.1 8.7
	C 153.0 3.8	43.4 7.0	40.3 3.6	43.4 7.1	63.4 13.7	24.3 4.7	45.3 8.8	7.5 5.2	59.8 10.2
中3	A 171.7 5.2	64.9 10.4	44.3 3.4	53.0 6.0	106.5 18.2	38.5 5.1	53.1 8.3	9.0 6.1	60.6 9.6
	B 166.9 2.8	56.2 7.0	44.7 3.8	53.5 6.4	103.5 15.9	36.1 4.0	52.8 8.6	6.9 7.1	59.9 8.1
	C 160.7 3.8	49.1 6.7	43.1 3.3	50.1 7.0	88.2 16.1	31.3 5.1	48.7 10.5	8.2 6.3	60.6 9.6
高1	A 174.0 5.6	66.1 9.7	46.8 3.6	57.8 6.0	113.6 20.5	40.4 5.1	54.8 8.3	10.3 7.0	60.6 7.3
	B 169.7 3.5	59.7 8.4	45.7 4.5	56.6 6.6	110.2 19.8	39.6 4.0	52.9 9.3	9.7 7.2	58.9 9.6
	C 165.1 3.9	52.9 6.8	45.4 4.7	54.9 7.1	100.4 18.7	36.9 5.6	51.8 9.2	9.4 7.7	60.7 9.5

A $\bar{X} + 0.5SD \sim 156.8 (=152.9 + 3.8) \text{ cm}$ 以上

B $\bar{X} \pm 0.5SD$ 149.2 ($=152.9 - 3.8$) cm 以上 $\sim 156.7 (=152.9 + 3.8) \text{ cm}$ 未満

C $\bar{X} \sim -0.5SD$ 149.1 ($=152.9 - 3.8$) cm 未満

(中1の身長 $\bar{X} = 152.9$ $SD = 7.6$)

A = 40

B = 50

C = 45

表 1 体格及び体力診断テストの平均値・標準偏差

		中 1		中 2		中 3		高 1	
身長	cm	152.9	7.6	160.5	7.1	166.3	4.4	169.4	4.3
		153.0	8.4	160.0	7.9	165.4	7.3	168.4	6.5
体重	kg	45.3	10.1	52.1	11.3	56.4	8.0	59.3	7.7
		44.4	9.1	49.9	9.8	54.9	9.7	58.6	9.4
反復横とび	回	38.2	3.3	41.3	3.5	44.1	2.7	45.7	3.1
		38.8	5.4	43.3	5.1	44.5	5.3	44.7	5.3
垂直とび	cm	42.1	6.6	47.0	7.2	52.2	5.2	56.4	5.3
		43.5	7.8	49.7	8.2	54.4	8.8	57.1	7.5
背筋力	kg	64.4	15.9	75.7	16.9	99.3	14.6	107.9	15.7
		81.7	22.2	100.5	26.9	116.2	27.3	117.5	26.1
握力	kg	23.2	5.2	29.1	5.8	35.2	4.6	38.9	4.2
		24.8	6.6	31.3	7.2	36.0	7.3	38.8	6.5
伏臥上体そらし	cm	44.4	6.9	46.7	8.4	51.7	6.9	53.1	7.0
		47.7	7.6	51.1	8.3	53.3	9.2	54.0	9.4
立位体前屈	cm	6.0	6.3	7.3	5.8	7.9	4.8	9.7	5.5
		6.2	5.7	7.9	6.4	8.5	7.2	9.0	7.2
踏み台昇降運動	指数	60.4	7.9	59.8	9.0	60.3	7.2	60.0	6.5
		70.2	11.7	70.8	12.9	73.1	12.6	71.3	13.1

各行の左側は平均値、右側は標準偏差

N = 135

各行の上段は本校値、下段は全国値 (1995～1998年度)

表 2 中学 1 年生の各平均値からみた各学年の伸び (%)

		中 1 ～ 中 2	中 1 ～ 中 3	中 1 ～ 高 1
身長	cm	12.58	22.18	27.31
体重	kg	7.24	11.82	14.90
反復横とび	回	9.81	18.67	23.73
垂直とび	cm	7.99	16.47	23.32
背筋力	kg	7.15	22.10	27.54
握力	kg	11.84	24.09	31.52
伏臥上体そらし	cm	3.14	9.97	11.88
立位体前屈	cm	2.13	3.38	6.58
踏み台昇降運動	指数	-0.77	-0.12	-0.51

N = 135

文 献

- 1) 脇田裕久 (1996) 今、子どもの体力はこんなに低下している. 体育の科学 Vol. 46 : 286-291.
- 2) 音海紀一郎 (1994) 中学生男子の体力測定の一考察. CIRCULAR 55 : 121-123.
- 3) 学校法人獨協学園 (1997) 学校案内.
- 4) 文部省体育局 (1995) 体力・運動能力調査報告書 : 50-56.
- 5) 文部省体育局 (1996) 体力・運動能力調査報告書 : 50-56.
- 6) 文部省体育局 (1997) 体力・運動能力調査報告書 : 50-56.
- 7) 文部省体育局 (1998) 体力・運動能力調査報告書 : 50-56.
- 注1) 本校中学生の学年章は中Ⅰ、中Ⅱ、中Ⅲという表記であるが、ここでは中1、中2、中3とした。
- 8) 大久保文彦 (1997) 中学生の体格及び運動能力について—クラブ活動が体格・運動能力に及ぼす影響—. 日本体育学会第48回大会号 : 426.
- 9) 音海紀一郎ほか (1998) 男子中学生の体格及び体力診断テストの縦断的考察. CIRCULAR59 : 187-193.
- 10) 青山昌二 (1994) 柔軟性の低下—スポーツテスト結果から—. スポーツジャーナル 167号 : 2-6.
- 11) 小沢治夫ほか (1983) 形態と体力・運動能力と力の相関について (1). 筑波大学附属駒場中・高等学校研究報告 22 : 297-311.
- 12) 青山昌二ほか (1998) 中学生における握力の身長別評価. CIRCULAR59 : 207-211.
- 13) 青山昌二ほか (1990) 高3男子の体育授業における走り高とびの評価. 東京体育学研究1990年度報告 日本体育学会東京支部 : 59-63.
- 14) 音海紀一郎ほか (1991) 中学3年生と高校3年生の体力の相関について. 東京体育学研究1991年度報告 日本体育学会東京支部 : 43-46.
- 15) 新井忠ほか (1998) 体力・運動能力を把握する新テスト案とは. コーチング・クリニック (4) : 6-10.
- 16) 文部省体育局 (1999) 新体力テスト実施要項.

差は有意である。垂直とびは、各学年のA群－C群・B群－C群の間には1％～5％水準でその差は有意である。ただし立位体前屈は、各学年、各3群においてその有意を示さなかった。踏み台昇降運動においても同様であった。

以上の結果から、筋力2項目において、身長的大小による記録の差がみられることがわかった。また1％あるいは5％水準でその差が有意となった項目についても身長を考慮した評価に基づくことにより一人ひとりの生徒の興味を引き出すことが可能となり、生徒達の授業に対する取り組みが前向きとなるのではあるまいか。

繰り返して言えば、一つの項目の全体平均との比較のみによる評価・指導にとどまるのではなく、もう一步踏み込んだきめ細かな評価・指導することが、生徒の授業への取り組みをより“生き生き”とさせるのではあるまいか。

3. ま と め

獨協中学1年生から高校1年生までの丸3ヶ年間の生徒の体格及び体力診断テスト結果を統計的に分析した結果、次のようなことがわかった。

1. 体格は、中学入学時には全国値レベルを下回っていたが、学年の上昇に伴って全国値レベルに達してきた。

体力診断テスト項目においては、全国値レベルに達している反復横とび・垂直とび等の項目と、全国値レベルに達していない背筋力・伏臥上体そらし及び踏み台昇降運動項目もある。これらの項目に対しては、今後の体育授業内に入れて、全国値レベルに達するように取り組みたい。

2. 身長的大小と相関する項目においては、やはり身長的大小を考慮した評価が望ましく、身長別評価表を作成して、生徒一人ひとりに目標を持たせ、より一層体育授業に取り組んで指導したい。

体格及び体力診断テストについては、今後も測定継続して個々の伸びに検討を加えていかなければと考えている。昨年より文部省体育局では新体力テスト（仮称）¹⁵⁾が施行され、本年度より全国的に実施となっている。¹⁶⁾ 本校においてもこれについては今後検討を加えつつ取り組んでいきたいと考えている。

体力診断テスト7項目は、反復横とび・垂直とび・背筋力・握力・伏臥上体そらしの5項目ともA群が高く、B群・C群の順である。しかし、立位体前屈は、中1年次から中3年次においてはA群・B群・C群ともに不揃いであり一定の傾向を示さないが、高1年次になるとA群が高く、B群・C群の順となる。踏み台昇降運動においては、中1年次から高1年次の各群で一定の傾向を示さない。

以上の結果から、平均値の上からみて、同一学年であっても身長の高い者の方が低い者よりも平均して記録が良く、したがって遺伝的要素がきわめて強い身長の大小を無視した場合には、学校体育という場面での教育評価としてふさわしくないのではないか。すなわち身長の大小のテスト項目にあたえる有利不利を取り除いた評価を行う方が教育評価として公正であり適切ではないかということが考えられる。筆者らはこの点について論じている。¹²⁻¹⁴⁾

4) 体格・体力診断テストのTスコア

図1-1～図2-4は、体格2項目、図3-1～図9-4は体力診断テスト7項目を各学年からの記録を基準として翌年の記録の伸びをTスコアで示したものである。このTスコアの表示方法は、各学年の記録を50点とにおいて、A・B・Cの3群別においてどれだけの割合で記録が伸びたかを各標準偏差を尺度としてTスコアに変換して示したものである。これを表3と合わせ考察してみると、各伸びが顕著にみられる。特に体格2項目において、各学年ともにA群の伸びは身長の方が体重に比べて上回っている。しかしC群の伸びをみると身長より体重の伸びの方が上回っている様子がうかがえ、このことからA群の者は平均値でみてそれだけ細身であるといえる。それに対して、C群はやや肉づきが良いといえるであろう。

次に、体力診断テスト7項目の群別の伸びをみる。身長の高い者の方が身長の低い者より記録がよい項目においては、身長の大小を考慮した体力評価をすることにより、身長の高い者は現状に甘んじることなく“今以上に”努力をする目標ができ、身長の低い者は身長別評価により、体力点が上昇し、このことから、いわゆる“やる気”が起こるのではないだろうか。

5) 有意差検定

表4は、身長3群による種目ごとの各平均値を比較してその有意差検定したものである。

身長及び体重2項目については、全ての学年、各3群では1%水準でその差は有意である。

体力診断テスト7項目については、背筋力・握力の2項目は1%～5%水準でその

によって求めた。⁹⁾

いま、例として身長の中1年値から中2年値への伸びを示すと、この標準偏差は

$$\sqrt{(7.6^2 + 7.1^2 + 4.4^2 + 4.3^2)} / 4$$

であるので、したがって中2年値の伸びは、 $(160.5 - 152.9) / 6.04 \times 10 = 12.58$ であり12.58%の伸びを示しているということになる。

これにより身長は中1から高1へ12.58% (7.6cm)・22.18% (13.4cm)・27.31% (16.5cm)の上昇を示している。同様に体重をみると、7.24%・11.82%・14.90%の伸びを示している。⁹⁾したがってこの体格2項目を比較してみると、中1から高1の丸3ヵ年間の伸びは体重の伸び率より身長の伸び率の方が大きいということがわかる。すなわちこの時期は男子の身長の伸長期に相当するといえよう。

体力診断テスト項目において、中1年値から高1年値への伸びについてみると、反復横とび23.73%、垂直とび23.32%の伸びがみられ、背筋力27.54%、握力31.52%の伸びを示している。筋力においては、身長の伸びと同等の伸びが、あるいはそれを上回る伸びを示している。しかし、伏臥上体そらは11.88%の伸びにとどまり、立位体前屈にいたっては、わずか6.58%の伸びにとどまっている。このところしきりに柔軟性能力の低下が指摘されているが、¹⁰⁾本校においてもその例にもれない。踏み台昇降運動においては、まったく進展は見られず横ばい状態である。こうした傾向は他にも見られる傾向である。¹¹⁾とはいえ、先に全国値と比較したように全身持久力能力においては、本校の現状には多くの課題を認識しなければならない。

3) 身長3群別

それでは、中1年時における身長大中小の3群に分けた場合、その後の伸びはどうか。これをみたものが表3である。身長大中小の区分の仕方は各項目の平均値及び標準偏差から次の区分を行った。

その算出法は以下の通りである。

身長高群 (A) (平均値+0.5 標準偏差以上) $(152.9+3.8) \sim = 156.8 \sim$

身長中群 (B) (平均値-0.5 標準偏差) $\sim$ (平均値+0.5 標準偏差未満)

$$(152.9-3.8 \sim 152.9+3.8) = 149.2 \sim 156.7$$

身長低群 (C) (平均値-0.5 標準偏差未満) $(152.9-3.8) = \sim 149.1$

$$\text{中1の身長 } \bar{X} = 152.9 \quad S.D = 7.6 \quad N = 135$$

各区分の人数はA群40名・B群50名・C群45名である。中1年次に3区分したものを高1年次まで継続してそれぞれどのように伸びているかを示している。

体格2項目は全て区分A群が高く、B群・C群の順になっている。

2. 結果及び考察

1) 全国値との比較

表1は、体格及び体力診断テスト項目の各年度の平均値及び標準偏差である。各項目の上段は本校値、下段は全国平均値・標準偏差値である。この全国平均値・標準偏差値は、当該年度にそろえたものである。すなわち、中1は1995年度値、中2は1996年度値、中3は1997年度値、高1は1998年度値である。本校の各平均値をこの文部省全国平均値⁴⁻⁷⁾と比較してみると、まず身長平均値では、中1^{注1)}年値 -0.1 cm ・中2年値 $+0.5\text{ cm}$ ・中3年値 $+0.9\text{ cm}$ ・高1年値 $+1.0\text{ cm}$ と、学年が進むにしたがって全国値をやや上回っている。体重においては同様に、中1年値から高1年値まで $+0.9\text{ kg}$ ・ $+2.2\text{ kg}$ ・ $+1.5\text{ kg}$ ・ $+0.7\text{ kg}$ と全ての学年で全国値をやや上回っているが大づかみに言えば、身長・体重2項目とも全国レベルにあると言えよう。⁸⁾

体力診断テスト7項目を全国値と比較してみると、敏捷性の指標とされている反復横とびは、中1年値から高1年値まで -0.6 回 ・ -2.0 回 ・ -0.4 回 ・ $+1.0\text{ 回}$ である。瞬発力の指標である垂直とびは、同様に -1.4 cm ・ -2.7 cm ・ -2.2 cm ・ -0.7 cm である。筋力の指標である背筋力は、 -17.3 ・ -24.8 ・ -16.9 ・ -9.6 kg である。同じく握力は、 -1.6 ・ -2.2 ・ -0.8 ・ $+0.1\text{ kg}$ である。柔軟性の指標である伏臥上体そらしは、 -3.3 ・ -4.4 ・ -1.6 ・ -0.9 cm である。同じく立位体前屈は、 -0.2 ・ -0.6 ・ -0.6 ・ $+0.7\text{ cm}$ である。全身持久性能力の指標である踏み台昇降運動は、指数 -9.8 ・ -11.0 ・ -12.8 ・ -11.3 である。すなわち体力診断テスト7項目において、敏捷性・瞬発性、柔軟性においては学年の上昇に伴って全国レベルに近づいていると言える。しかし、一方において筋力・持久性は下回っている。したがって、このことから本校生徒の全身的筋力である背筋力及び持久性の指標である踏み台昇降運動の向上を企図とした体育指導がカリキュラム上工夫される必要があるのではないかと反省させられる。

2) 学年間の伸び

表2は、中学1年生の各項目の平均値を基準として、各学年の各項目において、それぞれどれだけの伸びを表したものである。

伸び率の算出は、Tスコア変換後に行ったものである。Tスコア算出は、各学年平均値から中1年値を引き、その差を標準偏差で除して、それを10倍したものである。この場合の標準偏差(s)は中1年値から高1年値までの各標準偏差 s_1 ・ s_2 ・ s_3 ・ s_4 から、伸び率は中1年値を100としたものである。

$$s = \sqrt{(s_1^2 + s_2^2 + s_3^2 + s_4^2)} / 4$$

体格・体力に関する12～15歳の縦断的一考察

音 海 紀一郎 (獨協中学・高等学校)

津久井 さと子 (獨協中学・高等学校)

音 海 哲 子 (相 模 女 子 大 学)

青 山 昌 二 (武 蔵 野 女 子 大 学)

1. 研究目的及び方法

中学・高校一貫教育校への受験が年々増えてきた現在、児童・生徒の体格が大きく
なってきたにもかかわらず、体力が低下してきていると指摘されている。たとえば脇
田¹⁾は「全ての機能は年々低下する傾向にあり、しかもその低下の割合は四肢の機能
に比較して体幹部の機能低下が特に著しい」と述べている。そして、そのための対応
もその時々で議論されてきた。本校生徒においても、体力の低下傾向にある。²⁾ そん
ななかで本校も1997年4月中学校入学生から、中高6年間を3つのブロックに分けた、
新しい一貫カリキュラムを作り、「人間教育」、「実体験の回復」、「論理性の育成」と
いう3つの柱によって一貫教育を実践している。³⁾

発育・発達著しい中学生期に体格及び体力が丸3ヶ年間すなわち中1入学時より
高1までを通してどのような伸びを示すものであるか。その伸びの分布はどうかにつ
いて検討することは、体力向上のためのより効果的な体育指導上の条件を考える上で
基礎資料としてきわめて重要なことであると考えられる。その手がかりとして、今回
中学1年入学時の身長的大小によって、その後どのような伸びを示すものであるかを
見るものである。

分析の対象は、本校に1995年度入学の生徒である。この年度には180名が入学した
が、すなわち高1まで丸3ヶ年間体格及び体力診断テスト結果の欠測値のない者は135
名(75%)であり、この135名を分析対象とした。

測定にあたって、身長・体重・背筋力・握力の4項目の測定値は、春季健康診断時
の記録を採用した。体力診断テストの反復横とび・垂直とび・伏臥上体そらし、立位
体前屈・踏み台昇降運動の5項目の測定値は、その年度の4月下旬より6月上旬にか
けて体育授業時に測定記録したものを採用した。なお、高1においては、5月上旬か
ら6月中旬の昼休み及び放課後に測定記録したものを採用した。

測定方法は、文部省スポーツテスト実施要領に準じて実施した。

－ 執 筆 者 紹 介 －

木 村 重 利	国 語 科 教 諭
兼 田 信一郎	社 会 科 教 諭
則 竹 雄 一	社 会 科 教 諭
日 高 佳 紀	国 語 科 講 師
中 村 勝	国 語 科 講 師
音 海 紀一郎	保 健 体 育 科 教 諭

紀 要 委 員

兼 田 信一郎	新 井 洋 一
音 海 紀一郎	富 岡 卓

研究紀要 第17・18号

平成12年3月20日 発行

発行者 東京都文京区関口3丁目8番1号

獨協中学・高等学校 紀要委員会

印刷所 東京都北区王子本町2丁目5番4号

株式会社 王 文 社

Dokkyo Junior & Senior High School Review

No. 17 • 18

1 9 9 9

Contents

Articles :

- Songs & Ballads sung from generation to generation
Based on a children's song Vol.1 Shigetoshi Kimura ... 1
- The Background Compilation
of the Liang Laws (梁律) Shin-ichiro Kaneda ... 19
- Land Surveying by the *Hojos, the Daimyo*
in the Period of Civil Strife Yuichi Noritake ... 33
- The Modern Age of Singing
On Chijin-no-ai, Unwritten 'Music' Hidaka Yoshiki ... 57
- A study about the expressions followed by the auxiliary verb
"keri" in the "*kagerô nikki*" Masaru Nakamura ... 69
- A study of longitudinal physique and physical fitness of students
between the ages of 12 and 15. Kiichiro Otomi ... (1)

Edited by

Dokkyo Junior & Senior High School Review Committee

Address : Dokkyo Junior & Senior High School

8-1, 3chôme, Sekiguchi, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0014